

# **群馬県男女共同参画年次報告書**

**(令和2年度実績報告)**

**令和4年2月  
群 馬 県**

## はじめに

少子高齢化の進展をはじめ、社会経済情勢が急速に変化するなかで、持続可能な活力ある社会を維持していくためには、男女がともに人権を尊重し、責任を分かち合いながら、その個性と能力を最大限に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

国においては、令和3年6月に閣議決定された「女性活躍加速のための重点方針2021」では、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、「コロナ対策の中心に女性を」「女性の登用目標の達成に向けて『第5次男女共同参画基本計画』の着実な実行～」「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」を重点的に取り組むべき事項としています。

本県においては、国連のSDGs（持続可能な開発目標）にある目標の一つ「ジェンダー平等の実現」の理念を取り込み、令和3年1月に「新・群馬県総合計画」を策定しました。また、令和3年3月には「第5次群馬県男女共同参画基本計画」を策定し、SDGsの視点に加え、デジタルトランスフォーメーション（DX）など社会の新たな変化に対応する視点も踏まえ、他部局や関係機関と連携し、各種セミナーや講演会を開催するなど、様々な施策を推進しています。

また、近年特に問題となっている配偶者等からの暴力（DV）については、平成30年度に策定した「第4次ぐんまDV対策推進計画」に基づき、民間支援団体とも連携して、被害者の保護や自立支援のための施策について推進してきました。

これらの取組を通じ、男女が性別に関わらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重される社会、あらゆる分野への参画への機会が保障され、その個性と能力を十分に発揮できる社会、誰ひとり取り残されない社会の実現を目指しています。

この年次報告書は、群馬県男女共同参画推進条例第7条の規定により、本県の令和2年度男女共同参画の推進状況、県の施策の実施状況及び令和3年度に実施する施策を取りまとめたものです。

本書が多くの方々に男女共同参画社会についての理解と関心を深めていただけた資料として活用していただければ幸いです。

令和4年2月

群馬県生活こども部生活こども課長 上原 美奈子

# 目 次

<b>第1部 男女共同参画の推進に関する施策の推進状況</b>	1
1 令和2年度に講じた主な施策の推進状況	1
(1) 群馬県男女共同参画推進委員会	1
(2) 「第5次」群馬県男女共同参画基本計画の策定	1
(3) 男女共同参画推進員の設置・事業所の男女共同参画推進事業	1
(4) ぐんま女性活躍大応援団事業	1
(5) 女性に対する暴力根絶及び被害者支援のための取組	2
(6) 男女共同参画の推進に関する意見の受付	3
(7) 男女共同参画推進（ぐんま男女共同参画センター）	4
(8) 活動支援事業（ぐんま男女共同参画センター）	5
(9) 女性のチャレンジ支援事業（ぐんま男女共同参画センター）	5
(10) 調査・研究事業（ぐんま男女共同参画センター）	7
(11) 情報収集と提供（ぐんま男女共同参画センター）	7
(12) 相談事業（ぐんま男女共同参画センター）	7
(13) 貸室事業（ぐんま男女共同参画センター）	7
2 群馬県男女共同参画基本計画（第4次）の数値目標達成状況	8
3 群馬県男女共同参画基本計画（第4次）の参考指標の現況	10
4 令和2年度男女共同参画施策事業一覧	12
<b>第2部 令和3年度に講じる男女共同参画の推進に関する施策</b>	21
1 主要事業について	21
2 令和3年度男女共同参画施策事業一覧	22
<b>第3部 男女共同参画に関する主な指標等</b>	32
第1章 群馬県の人口	32
第2章 政策・方針決定過程への女性の参画	35
第3章 就業分野における男女共同参画	39
第4章 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	46
第5章 高齢男女をめぐる状況	50
第6章 女性に対する暴力	52
第7章 生涯を通じた女性の健康	56
第8章 教育・研究分野における男女共同参画	59
第9章 地方公共団体（群馬県・市町村）における男女共同参画社会の形成 又は女性に関する施策の推進状況（令和2年度）	61
<b>第4部 県内市町村の状況</b>	64
1 男女共同参画行政担当課一覧	64
2 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況	65
3 市町村男女共同参画計画・男女共同参画条例の策定状況	66
4 男女共同参画・女性のための総合的な施設設置状況（県・市町村）	66
<b>第5部 資料</b>	67
1 群馬県男女共同参画推進条例	67
2 男女共同参画社会基本法	68
3 男女共同参画に関する 国内外の動き	71

# 第1部 男女共同参画の推進に関する施策の推進状況

## 1 令和2年度に講じた主な施策の推進状況

### (1) 群馬県男女共同参画推進委員会

群馬県男女共同参画推進条例の規定に基づき、基本計画その他の男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するために委員会が設置されています。委員の内訳は、学識経験者3名、各分野代表10名、公募2名の計15名です。

#### 令和2年度における委員会開催状況(開催回数 3回)

開催日	審 議 内 容
令和2年8月18日	・第5次群馬県男女共同参画基本計画の策定について
令和2年11月11日	・第5次群馬県男女共同参画基本計画の策定(素案の概要)について ・第4次ぐんまDV対策推進計画 重点施策の実施状況について ・群馬県男女共同参画年次報告(令和元年度実績)について
令和3年 2月12日 (書面開催)	・第5次群馬県男女共同参画基本計画について ・「新型コロナウイルス感染拡大が女性に及ぼす影響に関するアンケート調査」の結果について ・令和2年度事業の実施状況及び令和3年度事業計画について

### (2) 「第5次群馬県男女共同参画基本計画」の策定

第4次計画が令和2年度で終了することから、男女共同参画社会の形成に向けた一層の取組を推進するため、令和3年度からの次期計画を策定した。

- ①府内ワーキンググループ：3回(書面開催含む)
- ②群馬県男女共同推進委員会：3回(書面開催含む)
- ③パブリックコメント：令和2年12月21日～令和3年1月20日(意見の総数 25件)

### (3) 男女共同参画推進員の設置・事業所の男女共同参画推進事業

社会人が一日の活動時間の多くを過ごす職場における男女共同参画の推進は、地域や家庭にも大きく影響するため、男女共同参画社会の実現に極めて重要な意味を持ちます。

「群馬県男女共同参画推進条例」に規定された「男女共同参画推進員」は、職場における男女共同参画推進の中心人物となっていただく方で、令和3年3月31日現在、650事業所において設置されています。県は情報の提供等により、推進員の取組を支援しています。

### (4) ぐんま女性活躍大応援団事業

地域のあらゆる分野での女性の活躍を推進し、「すべての女性が輝く社会」をつくるため、地域ぐるみで女性活躍応援の輪を広げる取組を行いました。

#### ①「ぐんま女性活躍大応援団」の設置

県内に所在し、女性活躍の推進・応援の趣旨に賛同する企業・団体等から「女性活躍応援メッセージ」を募集し、企業・団体等名とともに県ホームページで発信することで、本県における女性活躍応援の県民運動を展開しました。(令和3年3月31日現在の登録団体数：368団体)

#### ②群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰及びぐんま輝く女性表彰

男女共同参画推進及び女性の活躍推進に関する取組が顕著である団体・個人を表彰するため、候補者の募集及び審査を行いました。表彰式の時期を男女共同参画週間に合わせ、令和2年6月29日に県庁正庁の間において行いました。

- ・群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰：1名  
(原則として5年以上にわたり男女共同参画の推進に積極的に取り組んでおり、他の模範であると認められる個人を表彰)
- ・ぐんま輝く女性表彰 (ぐんま輝く女性チャレンジ賞とぐんま輝く女性支援賞の2種類)
  - ・ぐんま輝く女性チャレンジ賞：2名  
(起業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人・女性団体を表彰)
  - ・ぐんま輝く女性支援賞：2団体  
(女性のチャレンジについて積極的な支援を行っている個人・団体を表彰)

**男女共同参画週間とは**

男女共同参画社会基本法の施行(平成11年6月23日)を記念して、毎年6月23日から29日までの期間を「男女共同参画週間」と定め、法律の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため国、地方公共団体が全国で様々な行事を開催しています。



## (5) 女性に対する暴力根絶及び被害者支援のための取組

男女共同参画社会実現のための大きな障害である女性に対する暴力を根絶し、被害者を支援するため、令和2年度に実施した主な取組は次のとおりです。

### ①啓発冊子等の作成・配布

県民の理解を促すため、一般県民向けのDV防止啓発冊子及びDV相談窓口カードを作成し、市町村、県有施設等に配布するとともに、若年者からのDV予防を図るために、若者向け啓発冊子を作成し、県内中学、高校及び大学等に配布しました。

### ②中学・高校・大学等へのDV防止啓発講師派遣

若年期に正しい知識と理解を深めることがDV防止につながることから、中学・高校・大学等にデータDV防止の啓發のための講師を派遣しました。

・派遣実績：6校（11回）



データDV講座

### ③民間団体及び関係機関との連携

#### ア) 民間団体支援

##### ・DV被害者等支援事業

被害者の保護や自立支援を行う民間団体に対し、シェルターの家賃等の補助を行ったほか、自立支援のための各種手続き等への同行支援に対し補助を行いました。

交付実績（令和2年度） 5件 1,338千円

##### ・DV被害者等セーフティネット強化支援事業

シェルターの防犯体制の整備、心理カウンセリング・キャリアカウンセリングの実施、通訳の活用等、先進的取組を促進する取組に対し補助を行いました。

交付実績（令和2年度） 4件 1,651千円

#### イ) 関係機関との連携

裁判所、法務局、検察庁、県警、女性相談所、民間支援団体、母子生活支援施設、保健福祉事務所、弁護士会等で組織する「女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク会議」を開催しました。

（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催）

#### ④DV被害者等地域生活定着支援事業

民間シェルター等退所後のDV被害者が、地域で自立していくために必要な支援を実施することにより、地域における支援体制の枠組みを構築しました。

#### ⑤女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力根絶のための啓発活動として、ポスター・リーフレットの掲示・配布や県HP、デジタルサイネージの活用、昭和庁舎のパープルライトアップ等による広報活動を実施しました。

#### ⑥相談事業

女性相談センター、女性相談所において、暴力被害女性に対する相談を実施しました。

相談日時 月～金 9:00～19:30

土 10:00～17:00

日 13:00～17:00 (祝日・年末年始休み)

相談件数 3,706件 (うちDV相談 1079件) ※うち男性DV相談 15件

#### ⑦被害者保護・自立支援

保護を必要とする被害女性については、女性相談所の一時保護所及び三山寮（婦人保護施設）において保護及び自立支援を行いました。

・一時保護所 要保護女子：実人員 29人、延べ人員 332人

同伴児童：実人員 25人、延べ人員 289人

・三山寮 要保護女子：実人員 6人、延べ人員 206人

同伴児童：実人員 8人、延べ人員 260人

#### 女性に対する暴力をなくす運動について

毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として、国や地方公共団体等が様々な運動を展開しています。

「女性に対する暴力撤廃国際日」（11月25日）は1999年12月、国連総会で指定されました。1961年のこの日にドミニカ共和国の政治活動家であったミラバル三姉妹が惨殺されたことにちなんでいます。

### （6）男女共同参画の推進に関する意見の受付

「群馬県男女共同参画推進条例」第10条では、県民及び事業者が男女共同参画に関する施策について、県へ意見を申し出ることができます。

・令和2年度：0件

## (7) 男女共同参画推進（ぐんま男女共同参画センター）

### ① とらいあんぐるんセミナー

男女共同参画の視点から社会を見つめ直す機会としての講座を開催しました。今回は、新型コロナウィルス感染拡大の状況をふまえ、群馬県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」による動画配信としました。

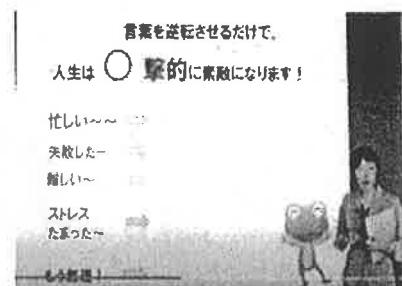
配信期間	内 容	講 師	視聴回数
令和3年2月15日～ （一般公開）	演題：「これって、DV？！～ひとりで抱えないで～」 対象：一般県民	長谷川 佐由美さん (元団体相談員)	視聴：1,527回 (R3.12.1時点)
令和3年2月26日～3月31日 （限定公開）	演題：「～オトコはつらいよ～『男のストレスマネジメント』」 対象：男性	桝澤 かおりさん (セルフケアステーション気功スタジオまる代表)	申込：34人 視聴：118回



動画配信「これってDV?】



講師 長谷川佐由美さん



講師 桝澤かおりさん

### ② とらいあんぐるん防災基礎セミナー

災害対応における、様々な意思決定過程への女性の参画が十分確保されず、男女のニーズの違いが配慮されないなどの課題を解消するため、男女共同参画の視点に基づいたた「防災ノート」を群馬県女性団体連絡協議会と協働で作成、配布しました。

事 業	内 容
男女共同参画の視点 から「防災ノート」 (地域拠点運営用)	<p>【内容】 ・群馬県の地域特性を盛り込み、男女共同参画の視点も含めた防災リーフレットとする 【仕様】A4仕上がり（8ページオールカラー観音折り） 【結果】 ・印刷物8,000部、ホームページでデータ公開（令和3年2月9日） 【配布先】 ・自治会、市町村、男女共同参画推進団体（群馬県女性団体連絡協議会、ぐんま女性活躍大応援団登録団体、いきいきGカンパニー認証事業所）等</p>



防災ノート



防災ノート（内容）

## (8) 活動支援事業（ぐんま男女共同参画センター）

### ① 協働事業

センター利用団体等、日頃から男女共同参画社会の形成に向けた活動を行っているグループ・団体と連携・協働し、2事業を実施しました。

期 日	内 容	講 師	会 場	参加人数
令和3年 2月2日（火）	演題「家庭でできる地球温暖化対策」 協働団体：群馬県地域婦人団体連合会	片亀 光さん (環境カウンセラー)	ぐんま男女 共同参画セ ンター	22人
令和3年 3月16日（火）	演題「はじめてのZoom活用セミナー ～Zoomを使ってステップアップ～」 協働団体：群馬県女性団体連絡協議会	岡部 理恵さん (中央総合学院職業 教育センター経営企 画室主任)	ぐんま男女 共同参画セ ンター	21人
新型コロナ感染 予防のため中止	登録団体交流会 (センター登録団体のネットワーク を支援するための交流会)			



地球温暖化ちらし



ZOOMセミナーの様子



ZOOMセミナー講師：岡部理恵さん

### ② 12市男女共同参画担当者情報交換会

県と12市における男女共同参画に関する情報の共有を主な目的として情報交換会を開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、書面によりより12市の意見や要望を聴取しました。

## (9) 女性のチャレンジ支援事業（ぐんま男女共同参画センター）

### ① 女子高校生理工系チャレンジ支援セミナー「リコ・チャレ・ぐんま2020」

女性の進出が少ない理工系分野の進路選択の魅力について、大学の理工系学科における研究内容や学生生活、大学卒業後の女性の活躍状況など女子高校生に伝えました。（対象校：渋川女子高校）

期 日	内 容	講 師	会 場	参加人数
令和2年 9月16日（水）	講演会「理工女子の活躍最前線 と大学発ベンチャーの挑戦」	板橋 英之さん (群馬大学大学院 理工学府教授)	県立渋川女子高校	生徒 79人



講師：板橋英之さん



渋川女子高校 講演会の様子

## ② キャリア形成支援事業「女性のためのハッピーキャリアセミナー」

働く女性のメンタルヘルスやコミュニケーション力を高めるためのセミナーを2回開催しました。

期日	内容	講師	会場	参加人数
令和2年 12月8日(火)	演題「心のレジリエンス(回復力) セミナー～ストレスに負けない、折 れない心の育て方～」	松井 知子さん (杏林大学医学部 非常勤講師)	オンライン会議 システムZoomにて開催	17人
令和2年 12月17日(木)	演題「心とからだが軽くなるセルフ ケアセミナー～リラクゼーションを 体験しよう～」	樋澤 かおりさん (セルフケアステ ーション気功スタ ジオまーる代表)	ぐんま男女共同 参画センター	11人



レジリエンスセミナーちらし



セルフケアセミナー講師：樋澤かおりさん

## ③ 「とらいあんぐるんサロン」女性の交流・ネットワーク構築

起業等のキャリアアップをめざす女性によるネットワークを構築し、情報交換等による女性の交流・キャリア形成を支援するため、セミナーを開催しました。今回は、新型コロナウィルス感染拡大の状況をふまえ、動画配信としました。(グループワーク中止、体験談のみ。)

期間	内容	講師	参加人数
令和2年 11月1日～30日 (限定配信)	・夢を実現した女性の体験談(2名) ・グループワークテーマ提供 ・情報提供 日本政策金融公庫前橋支店 群馬県産業経済部経営支援課	・戸塚里子さん (Ticca Tocca代表) ・三木真紀さん (マキシス株式会社代表取締役)	27人 視聴128回



サロン（動画撮影の様子）



サロン（動画撮影の様子）

## (10) 調査・研究事業（ぐんま男女共同参画センター）

### ① 「男女共同参画データブック」の作成

- ・意識の偏り、格差や差別の現状などの把握を目的に毎年作成しています。
- ・群馬県の政策・方針決定過程への女性の参画や、就業分野における男女共同参画など、9つの分野における統計データを男女共同参画の視点から収集しています。
- ・県ホームページやセンター図書コーナーへ配架し、一般県民の方に周知しました。

### ② 「新型コロナウイルス感染拡大が女性に及ぼす影響に関するアンケート」の実施

- ・コロナ禍が女性の就業や家庭生活、心身の状況にどのような影響を及ぼしているのか等について、その実態やニーズを把握し、今後の施策展開に活用するため、県内に在住又は通勤・通学している女性を対象に、ぐんま電子申請システムを利用したWEBアンケート調査を実施しました。（回答826人）
- ・調査報告書は、県HPやセンター通信No.60に掲載した他、今後の施策展開に活用してもらうため、県庁関係部局へ情報提供を行いました。

### ③ 「男性の悩み相談アンケート」の実施

- ・社会に根強い固定的性別役割分担意識により、男性が抱えがちな重圧や悩みを受け止める「男性向け電話相談」を令和3年度の開設に向け、男女共同参画推進員が設置されている585団体に対し、アンケート調査を実施しました。（回答率35.9%）
- ・男性の悩み相談があつた方がよいが78%、相談形態は68%が電話という結果となり、男性相談の必要性が高いことがわかりました。

## (11) 情報収集と提供（ぐんま男女共同参画センター）

### ① センター通信「とらいあんぐるん」の発行

男女共同参画に関するトピックス、新入荷の図書など、センターの各種情報を掲載した広報紙をHPにて発行。原稿はセンター直営で作成。

・印刷物配布先：地元自治会、センター登録団体、県女性団体連絡協議会加盟団体ほか



No. 58



No. 59



No. 60



No. 61

### ② 資料の収集と提供

男女共同参画に係る資料（図書・行政資料・雑誌・映像資料等）を収集し、貸出しを行いました。

蔵書数：3,008点（令和3年3月31日集計）

### ③ 交流コーナー企画展示

「交流コーナー」において、男女共同参画に係る企画展示を実施しました。

### ④ 県民センター情報発信コーナー企画展示

「情報発信コーナー」において、男女共同参画に関する展示を実施しました。

・期間：令和2年9月17日～10月15日

・内容：男女共同参画社会とは・センター通信・チラシ・図書紹介など

## (12) 相談事業（ぐんま男女共同参画センター）

### ① 女性のための男女共同参画相談事業（とらいあんぐるん相談室）

女性が生活の中で抱える不安や悩み（家族間の役割や協力関係、女性の自立や能力発揮、性差に関する悩み等）について、専門の相談員が電話による相談を中心に対応しました。

・相談日・時間：火・水・金・日 9:00～12:00、13:00～16:00

・相談件数：1,252件

## (13) 貸室事業（ぐんま男女共同参画センター）

男女共同参画社会の形成に向けた活動を行う団体等に活動の場を提供しました。

・利用状況（延べ） 467団体、5,920人

## 2 群馬県男女共同参画基本計画(第4次)の数値目標達成状況

群馬県男女共同参画基本計画(第4次)(計画期間:平成28年度から令和2年度)では、「男女が性別にかかわらず、一人ひとりの考え方や生き方が尊重される社会、あらゆる分野への参画の機会が保障され、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現」を基本理念に掲げ、今後取り組むべき重要課題を踏まえ、基本理念を達成するための基本的な施策目標を32項目(実項目:29項目)設定するとともに、計画の推進状況を把握するための数値目標を設定しました。令和2年度の達成状況は、下表のとおりです。

成果目標項目	担当課	基準値	H28	H29	H30	R1	R2(A)	目標値(R2)	評価(B)
--------	-----	-----	-----	-----	-----	----	-------	---------	-------

### 基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

① 県の審議会等への女性の参画率	生活こども課	H26	36.5%	37.2%		38.3%	38.5%	38.1%	40%以上	B
② 県内の管理的職業従事者に占める女性の割合	生活こども課	H24	11.8%	11.8%	16.2%	16.2%	16.2%	16.2%	15.0%	A

### 基本目標2 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

① 残業が多いと感じている人の割合	労働政策課	H25	16.8%	16.8%	16.8%	12.0%	12.0%	10.0%	10.0%	B
② 職場で男女間の差別がないと感じる人の割合	生活こども課	H26	16.6%	16.6%	16.6%	16.6%	23.5%	23.7%	40%以上	C
③ 女性の有業率 生産年齢人口(15~64歳)	労働政策課	H24	66.3%	66.3%	69.8%	69.8%	69.8%	69.8%	73.0%	B
	労働政策課	H24	61.9%	61.9%	71.0%	71.0%	71.0%	71.0%	73.0%	B
④ 女性の正規職員・従業員の割合	労働政策課	H24	42.0%	42.0%	40.8%	40.8%	40.8%	40.8%	50.0%	D
⑤ 男性従業員の育児休業取得実績があった事業所割合	生活こども課	H26	5.1%				—	—	10.0%	—
⑥ 夫婦が同じくらい育児を分担する家庭の割合	生活こども課	H26	23.5%	23.5%	23.5%	23.5%	25.4%	25.4	44.5%	C
⑦ 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	生活こども課	H26	19.8%	19.8%	19.8%	19.8%	31.3%	31.3	50.0%以上	C

### 基本目標3 ものづくり分野等への職域拡大、チャレンジ支援

① 女性の有業率 生産年齢人口(15~64歳) (再掲)	労働政策課	H24	66.3%	66.3%	69.8%	69.8%	69.8%	69.8%	73.0%	B
② 25~44歳の育児をしている女性(再掲)	労働政策課	H24	61.9%	61.9%	71.0%	71.0%	71.0%	71.0%	73.0%	B

### 基本目標4 地域、農山村における男女共同参画推進

① 自治会長に占める女性の割合	生活こども課	H26	0.3%	0.5%	0.8%	0.7%	0.9%	0.9%	2.0%以上	C
② 家族経営協定締結農家数	農業構造政策課	H26	1,995戸	2,066戸	2,055戸	2,091戸	2,106戸	2,134戸	2,175戸	B
③ 女性認定農業者数 (女性単独+夫婦・親子等)	農業構造政策課	H26	160件	191件	213件	236件	307件	282件	270件	A

### 基本目標5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

① 配偶者暴力相談支援センター数	生活こども課	H27	4か所	4か所	6か所	6か所	6か所	6か所	9か所	C
② DV等の被害者相談窓口を「いずれも知らない」人の割合	生活こども課	H26	20.5%	20.5%	20.5%	20.5%	37.2%	37.2%	0.0%	D

### 基本目標6 生涯を通じた健康づくりの推進

(H26) (H27) (H28)										
① 特定健康診査の実施率	健康長寿社会づくり推進課	H22	44.0%	48.3%	49.0%	50.6%	51.5%	54.9%	70%以上	C
② がん検診受診率 乳がん	感染症・がん疾病対策課	H25	42.8%	43.3%	43.3%	43.3%	43.3%	48.3%	50.0%	B
	子宮がん	H25	41.5%	43.1%	43.1%	43.1%	43.1%	44.7%	50.0%	B

成果目標項目	担当課	基準値	H28	H29	H30	R1	R2(A)	目標値(R2)	評価(B)
--------	-----	-----	-----	-----	-----	----	-------	---------	-------

#### 基本目標7 様々な人々が安心して暮らせる環境整備、生活困難者への対応

① 母子家庭等就業・自立支援センター事業就業相談件数 (中核市除く)	児童福祉・青少年課	H26	72件	113件	114件	109件	118件	96件	85件	A
② 人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づく適合証交付数	障害政策課	H26	90件	98件	101件	104件	111件	112件	120件	B

#### 基本目標8 制度・慣行、意識の変革、支援体制の整備

① 「男女共同参画社会」の認知度	生活こども課	H26	41.3%	41.3%	41.3%	41.3%	47.5%	47.5%	100.0%	C
② 男女の地位の平等感（社会全体）	生活こども課	H26	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	17.4%	17.4%	50.0%	C
③ 「男は仕事、女は家庭」という考え方方に賛同しない県民の割合	生活こども課	H26	65.7%	65.7%	65.7%	65.7%	67.1%	67.1%	80.0%	C

#### 基本目標9 子育て環境の整備

① 放課後児童クラブ（学童保育）待機児童数	私学・子育て支援課	H27	80人	82人	66人	66人	67人	67人	0人	C
② 子ども・子育てに関する総合窓口設置数	私学・子育て支援課	H26	2か所	26か所	31か所	35か所	39か所	47か所	32か所	A
③ 病児保育年間延べ利用人数	私学・子育て支援課	H27	3,989人	4,192人	4,566人	1,350人	27,566人	15,665人	15,000人	A

#### 基本目標10 教育・学習の充実

① (検査)男女共同参画センターの認知度	生活こども課	H26	41.3%	41.3%	41.3%	41.3%	47.5%	47.5%	100.0%	C
② ぐんま男女共同参画センターの認知度	生活こども課	H26	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	23.0%	23.0%	40.0%	C
③ 産業技術専門校の女性入校割合	労働政策課	H26	6.2%		12.5%	12.2%	12.1%	9.4%	20.0%	C

#### 基本目標11 防災分野における取組の推進

① 女性のいない市町村防災会議の割合	危機管理課	H26	57.1%	40.0%	28.6%	31.4%	22.9%	25.7%	0.0%	C
--------------------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	---

#### 【評価（B）欄について】

今回は第4次基本計画の総括として、基準値に対する「R2(A)」欄の値が、目標値(R2)に達しているか否か、以下の評価基準により評価したものです。（基準値：計画策定期の値、「R2(A)」欄の値：計画終了時の最終実績）

#### 【評価基準】

- A：推進できた（目標値を上回った）
- B：おおむね推進が図られた（目標値(R2)の80%を達成）
- C：横ばいで推移した（目標値(R2)の80%に未達）
- D：後退した（基準値を下回った）
- ：評価困難

### 3 群馬県男女共同参画基本計画(第4次)の参考指標の現況

群馬県男女共同参画基本計画（第4次）の基本目標に関連して、男女共同参画社会形成の状況を把握するため、参考指標を35項目設定しました。最新値は、次のとおりです。

参考指標項目	現状値 (計画策定期)	H28	H29	H30	R1	R2：基準値 (A)	評価(B)	備考
--------	----------------	-----	-----	-----	----	---------------	-------	----

#### 基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

① 県職員（教職員除く）の管理職に占める女性の割合	人事課	H27	8.0%	8.1%	8.7%	9.9%	10.2%	10.5%	A	内閣府男女共同参画局調査に基づく数値(東京も含む)
② 公立学校の教頭以上に占める女性の割合	小学校	学校人事課	H27	20.3%	21.0%	23.5%	24.5%	27.4%	29.7%	A
	中学校	学校人事課	H27	5.6%	5.8%	5.5%	5.2%	5.5%	8.3%	A
	高等学校	学校人事課	H27	6.7%	10.4%	11.6%	12.7%	15.0%	15.8%	A

#### 基本目標2 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

① 県職員の男性の育児休業等の取得率	人事課	H26	3.13%	12.9%	9.41%	17.86%	17.58%	25.30%	A	
② 男女共同参画推進員の設置	生活こども課	H26	420事業所	454事業所	499事業所	581事業所	625事業所	650事業所	B	
③ セクシュアル・ハラスメントの相談件数	労働政策課	H26	205件	116件 ※1	123件	139件	—	—	—	
④ マタニティ・ハラスメントの相談件数（※3）	労働政策課	H26	72件	113件 ※2	135件	110件	—	—	—	
⑤ 群馬県いきいきGカンパニー認証制度認証事業所数	労働政策課	H27	686事業所	674事業所	877事業所	979事業所	1,000事業所	1,036事業所	A	

※1、※2 28年4月の都道府県労働局の組織変更に伴い、相談件数の計上方法が変更されたことから、平成27年度以前とは単純比較できない。

※3 男女雇用機会均等法に基づく相談件数

#### 基本目標3 ものづくり分野等への職域拡大、チャレンジ支援

① 女性起業セミナー受講者数	経営支援課	H26	33人	28人	—	—	—	—	—	H29から未実施
② 創業者・再チャレンジ資金融資数（女性枠）	経営支援課	H27	18件	13件	17件	13件	13件	8件	A	

#### 基本目標4 地域、農山村における男女共同参画推進

① ぐんま男女共同参画センター登録団体施設利用数	生活こども課	H26	205回	156回	166回	153回	159回	106回	B	新型コロナ緊急事態宣言の期間中は、施設を閉鎖した。
② NPO・ボランティアサロンぐんま利用者数	県民活動支援・広聴課	H26	9,272人	5,770人	5,305人	4,520人	4,224人	1,945人	—	新型コロナウイルス対応により休館や利用制限を行った
③ 農村生活アドバイザー数	農業構造政策課	H26	148人	140人	134人	140	132人	128	B	

#### 基本目標5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

① DV計画策定市町村数	生活こども課	H26	12市町村	13市町村	13市町村	15市町村	16市町村	19市町村	B	
② DV被害相談件数	生活こども課	H26	2,933件	2,633件	2,845件	2,698件	2,694件	3,229件	B	
③ 性暴力被害者サポートセンター相談件数	生活こども課	H27	451件	458件	503件	339件	419件	406件	B	

参考指標項目		現状値 (計画策定期)	H28	H29	H30	R1	R2:見新述 (A)	評価(B)	備考
--------	--	----------------	-----	-----	-----	----	---------------	-------	----

#### 基本目標6 生涯を通じた健康づくりの推進

① 保健福祉事務所におけるHIV抗体検査件数	感染症・がん 疾病対策課	H26	1,524件	1,257件	817件	978件	846件	448件	—	新型コロナウイルス感染症の影響により、検査日程縮小、受検者の減少のため評価困難。
② 不妊専門相談センター相談件数	児童福祉・青 少年課	H26	124件	118件	137件	149件	151件	118件	—	新型コロナウイルス感染症の影響により、開設日程縮小のため評価困難。
③ 性・命・エイズ講演会開催率	小学校	健康体育課	H26	73.8%	81.0%	84.4%	82.5%	76.2%	54.9%	B
	中学校	健康体育課	H26	68.1%	78.9%	83.2%	82.6%	81.2%	69.6%	B
	高等学校	健康体育課	H26	98.6%	100.0%	97.1%	100%	95.0%	77.4%	B

#### 基本目標7 様々な人々が安心して暮らせる環境整備、生活困難者への対応

① 生活困窮者自立相談支援事業による新規相談受付 件数	健康福祉課	H26	55件	135件	165件	211件	208件	2212件	—	新型コロナ期連対策への対応により、相談件数が激増した。
--------------------------------	-------	-----	-----	------	------	------	------	-------	---	-----------------------------

#### 基本目標8 制度・慣行、意識の変革、支援体制の整備

① 男女共同参画基本計画策定市町村数	生活こども課	H26	13市町村	13市町村	14市町村	15市町村	15市町村	15市町村	C	
② ぐんま女性活躍大応援団の登録団体数	生活こども課	H27	176件	230件	260件	311件	355件	368	A	

#### 基本目標9 子育て環境の整備

① ぐーちょきパスポート協賛店舗登録数	生活こども課	H26	5,044店	5,217店	5,601店	5,774店	6,107店	5,983店	B	コロナ禍においても、一定の成果があった。
② ファミリー・サポート・センター利用者数	私学・子育て 支援課	H26	23,415人	22,441人	24,533人	25,879人	22,415人	22,479人	C	
③ 認定こども園設置数	私学・子育て 支援課	H27	68園	159園	206園	229園	238園	250園	A	実績は翌年度4月1日時点の園数

#### 基本目標10 教育・学習の充実

① ぐんま男女共同参画センター主催講座参加者数	生活こども課	H26	737人	704人	430人	638人	798人	1,555人	A	R2実績値には、動画の視聴回数を含む。
② 人権教育年間指導計画の見直し、改善 を実施している学校の割合	小学校	義務教育課	H26	88.0%	93.0%	95.8%	95.8%	95.8%	98.0%	B
	中学校	義務教育課	H26	87.0%	89.0%	96.3%	96.3%	96.3%	96.9%	B
	高校	義務教育課	H26	94.0%	99.0%	96.6%	96.6%	96.6%	100.0%	A
	特別支援学校	義務教育課	H26	95.0%	88.0%	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%	B

#### 基本目標11 防災分野における取組の推進

① 県内の女性消防団員数		消防保安課	H27	83人	95人	128人	147人	151人	166人	A	
② 県内の女性消防吏員数		消防保安課	H27	54人	59人	76人	77人	81人	81人	A	

#### 評価（B）欄の記載について

各担当課が、H2.8～R2までの推進状況について、自己評価を以下の基準で行ったものです。

A：着実な推進が図られた

B：おおむね推進が図られた

C：推進したが、今後に課題が残った

D：推進できなかった

—：評価困難

## 4 令和2年度男女共同参画施策事業一覧

「\*」は、予算額、決算額で男女共同参画に関する金額を分離することが困難である場合

### 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

「※」は、ぐんま男女共同参画センター実施事業 予算額は、4-(1)センター運営に含む

#### (1) 各分野における指導的地位に占める女性の割合の増加

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
総務部	総務課	附属機関の設置及び運営指針の運用	0	0	継続	審議会等への女性委員の登用に取り組んだ。(40%以上を目指す)
総務部	人事課	女性管理職の登用促進	0	0	継続	性別にかかわらず、人物本位の人事管理を行うとともに、将来の女性幹部登用に向けて計画的な人材育成を進めた。
総務部	人事課	女性職員の能力発揮促進のための指針の運用	0	0	継続	「群馬県における人材育成の考え方」に基づき、女性職員が多様な経験を積み、幅広く活躍できるための人事配置をするなど、能力発揮促進のための取組を推進した。
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」(1-(2)、2-(1)、2-(2)、2-(3)再掲)	0	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を推進した。
生活こども部	生活こども課	県各種審議会等への女性委員参画状況調査	0	0	継続	各種審議会への女性委員の参画状況を把握するため、県が設置しているすべての審議会等を対象に調査を実施した。調査時点 4月1日
警察本部	警務部警務課	群馬県警察男女共同参画推進計画の推進	0	0	継続	平成33年4月1日までに、警察官総数に占める女性警察官の割合を10%以上にするなど女性職員の採用・登用の拡大を始め、休暇取得の促進、超過勤務の縮減等働き方改革や職員が仕事と子育て、介護等を両立して活躍できるための環境整備等を推進した。
産業経済部	労働政策課	女性リーダー交流会(2-(2)再掲)	325	99	継続	管理職や、管理職を目指す女性のための勉強会・交流会を開催し、キャリアアップに向けた不安解消や意欲の向上を図った。

#### (2) 女性の人材育成と情報の提供

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」(1-(1)、2-(1)、2-(2)、2-(3)再掲)	0	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を推進した。
生活こども部	生活こども課	女性人材データバンクの設置	0	0	継続	県内の女性有識者の情報を収集した「群馬県女性人材データバンク」を設置・管理し、各種審議会等への女性の参画を促進した。
生活こども部	生活こども課	群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰及びぐんま輝く女性表彰	74	38	継続	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる個人、女性の活躍推進として顕著な活動を行い、女性にとっての身近なモデルとして活躍が見込まれる団体・個人、それらを支援する団体・個人を表彰するため、審査を実施した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	～どらいあんぐるんサロン(女性の交流・ネットワーク構築)(3-(2)再掲)	※	※	継続	様々な分野でキャリアアップをめざす女性によるネットワークを構築し、情報交換等による女性の交流・キャリア形成を支援した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	エンパワメントユースカレッジ	※	0	新規	様々な分野における女性の参画を拡大するために、県内女子大学生を対象に人材育成とネットワークを構築を支援する事業を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業実施を見送った。

## 2 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

### (1) 男性中心型の働き方等の改革の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」(1-(1)、1-(2)、2-(2)、2-(3)再掲)	0	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を推進した。
生活こども部	生活こども課	事業所における男女共同参画推進員の設置(2-(3)再掲)	29	16	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき、事業所に対して職場の男女共同参画を中心となって進める推進員の設置を依頼し、情報提供、研修、講演会等により推進員の取組を支援した。
産業経済部	労働政策課	ぐんまのイクボス養成塾(2-(3)再掲)	416	236	継続	企業のトップや管理職向けに、部下の育児休業取得促進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発セミナーを実施した。
産業経済部	労働政策課	群馬県いきいきGランバニー認証制度(2-(3)再掲)	627	240	継続	育児休業制度に加え、介護休業制度の定着・充実・利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を認証することにより、企業の取組を後押しし、男女とも働きやすい職場環境づくりを推進した。
産業経済部	労働政策課	働き方改革アドバイザー認定(2-(3)再掲)	157	99	継続	社会保険労務士や中小企業診断士等を対象に研修会を行い、修了者を「働き方改革アドバイザー」に認定し、個々の企業における働きやすい職場環境づくりを後押しした。
産業経済部	労働政策課	働き方改革取組促進事業(2-(3)再掲)	939	380	新規	県内事業所がテレワークを導入できるよう、中小企業・小規模事業者等が簡単に取り組めるテレワークの紹介動画を配信した。

(2) 働く場における女性の活躍(男女共同参画)の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」(1-(1)、1-(2)、2-(1)、2-(3)再掲)	0	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るために、「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を推進した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	女性のためのハツビーキャリアセミナー(2-(3)再掲)	※	※	継続	男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成につながるよう、女性のスキルアップを支援する研修を開催した。
産業経済部	労働政策課	ジョブカフェ・マザーズ	12,194	12,194	継続	子育て中の女性を中心とした就業を希望する女性等のニーズに即した求人開拓、カウンセリング、企業とのマッチングなど働く女性に係る分野横断的のワンストップ相談を実施する。また、国、市町村と連携し、各機関の強みを活かして、就職を希望する女性を対象としたセミナー(5箇所)、合同企業説明会(1回)等を開催した。
産業経済部	労働政策課	働く女性支援連携	0	0	休廻止	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画策定促進のため、市町村担当者向け説明会を開催する。
産業経済部	労働政策課	働く女性に関する法令の普及・啓発	0	0	継続	職場における男女の機会均等やセクハラ、マタハラ等の防止、職業生活における女性の活躍推進に係る各法令等について、国と連携して普及・啓発を図った。
産業経済部	労働政策課	女性リーダー交流会(1-(1)再掲)	325	99	継続	管理職や、管理職を目指す女性のための勉強会・交流会を開催し、キャリアアップに向けた不安解消や意欲の向上を図った。
産業経済部	労働政策課	地域女性活躍推進交付金	0	0	継続	地域の実情に応じた女性の活躍を推進するため、国の「地域女性活躍推進交付金」を活用し、市町村の取組を支援した。

(3) 仕事と生活の調和の実現

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
総務部	人事課	特定事業主行動計画(第3期計画)	0	0	休廻止	平成26年度に策定した第3期計画に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、環境整備への取組を推進する。 ※群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プランに統合したため廻止
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」(1-(1)、1-(2)、2-(1)、2-(2)再掲)	0	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るために、「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を推進した。
生活こども部	生活こども課	事業所における男女共同参画推進員の設置(2-(1)再掲)	29	16	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき、事業所に対して職場の男女共同参画を中心となつて進める推進員の設置を依頼し、情報提供、研修、講演会等により推進員の取組を支援した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	女性のためのハツビーキャリアセミナー(2-(2)再掲)	※	※	継続	男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成につながるよう、女性のスキルアップを支援する研修を開催した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるん相談室(8-(1)再掲)	※	※	継続	女性が生活中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員が電話による相談を実施した。
健康福祉部	医務課	病院内保育所運営費補助事業	122,674	88,370	継続	医療従事者のために保育施設を運営する病院設置者に対して補助金を交付した。
健康福祉部	医務課	ナースセンター事業	21,152	19,530	継続	看護師等についての無料職業紹介、就労環境の改善に向けた研修、看護師等に対する看護についての知識及び技能に関する研修等を行った。
健康福祉部	医務課	群馬県医療勤務環境改善支援センター	1,861	48	継続	勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、専門のアドバイザーが個々の実情を踏まえた専門的・総合的な支援を行った。
健康福祉部	医務課	女性医師等就労支援事業補助	15,000	12,392	継続	女性医師等の子育て支援のため、県医師会が行う保育サポート一パンクの運営事業に對して補助を行った。
健康福祉部	保健予防課	ぐんま食育応援企業登録制度	57	25	継続	県内の食育推進を応援する企業等を募集し、登録した。登録企業には、従業員やその家族に対する食育の取組実施とともに、県民や食育団体、行政等が行う食育活動に協力してもらつた。
産業経済部	労働政策課	群馬県いきいきGセンバニー認証制度(2-(1)再掲)	627	240	継続	育児休業制度に加え、介護休業制度の定着・充実・利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を認証することにより、企業の取組を後押しし、男女とも働きやすい職場環境づくりを推進した。
産業経済部	労働政策課	働き方改革アドバイザー認定(2-(1)再掲)	157	99	継続	社会保険労務士や中小企業診断士等を対象に研修会を行い、修了者を「働き方改革アドバイザー」に認定し、個々の企業における働きやすい職場環境づくりを後押しした。
産業経済部	労働政策課	働き方改革取組促進事業(2-(3)再掲)	939	380	新規	県内事業所がテレワークを導入できるよう、中小企業・小規模事業者等が簡単に取り組めるテレワークの紹介動画を配信した。
産業経済部	労働政策課	多様な働き方の普及・啓発	0	0	継続	女性が仕事と家庭を両立しながら働き続けるために、短時間勤務やテレワークの導入等、柔軟で多様な働き方について、国等と連携しながら普及・啓発を図った。
産業経済部	労働政策課	育児等との両立に配慮した離職者向け訓練	*	*	継続	育児等両立支援のため、短時間のコースで離職者向け訓練を実施した。
産業経済部	経営支援課	創業者・再チャレンジ支援資金(女性・若者・シニア要件)(3-(2)再掲)	*	*	継続	女性の創業を支援するため「女性・若者・シニア要件」を創設し、保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた場合に信用保証料を0.25%引き下げる。 ・融資限度額 20,000千円 ※創業前の方で「創業等関連保証」を付す場合、15,000千円を限度として、自己資金と同額まで。 ・融資利率 1.55%以内 ・融資期間 運転資金5年以内(据置1年以内) 設備資金7年以内(据置1年以内) 運転設備資金7年以内(据置1年以内)
産業経済部	労働政策課	テレワーク導入促進補助金	0	23,958	新規	県内中小企業事業主に対し、テレワークに要する経費を支援し、働き方改革を推進した。
産業経済部	労働政策課	テレワーク導入セミナー	0	4,816	新規	県内中小企業・小規模事業者を対象に、テレワークに関するセミナーを実施した。

産業経済部	経営支援課	創業者・再チャレンジ支援資金(女性・若者・シニア要件)(3-(2)再掲)	*	95,600	継続	<p>女性の創業を支援するため「女性・若者・シニア要件」を創設し、保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた場合に信用保証料を0.25%引き下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度額 20,000千円</li> <li>※創業前の者で「創業等関連保証」を付す場合、15,000千円を限度として、自己資金と同額まで。</li> <li>・融資利率 1.55%以内</li> <li>・融資期間 運転資金5年以内(据置1年以内) 設備資金7年以内(据置1年以内) 運転設備資金7年以内(据置1年以内)</li> </ul>
-------	-------	--------------------------------------	---	--------	----	--

### 3 ものづくり分野等への職域拡大、チャレンジ支援

#### (1) 職域拡大の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	理工系チャレンジ支援セミナー(10-(3)再掲)	※	※	継続	理工系分野への女性の進出を啓発するため、女子高校生を対象とするセミナーを開催した。
産業経済部	労働政策課	女性の職域拡大	0	0	継続	「ジョブカフェ・マザーズ」において、女性の活躍推進に取り組む企業と就業を希望する女性のマッチングを支援し、女性の職域拡大を図った。
産業経済部	労働政策課	ものづくりの魅力発見プロジェクト(10-(3)再掲)	0	0	休廃止	ものづくりにおける普通科出身の若者や女性の活躍事例や高校生の体験学習を通じて、ものづくり等の県基幹産業への若者・女性の進出を促進する。
県土整備部	建設企画課	女性建設技術者の働く環境整備事業	402	385	継続	若手・女性が働きやすい職場環境の整備に向けて理解を深めてもらうためのセミナーを開催する。

#### (2) 起業等への支援

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	～とらいあんぐるんサロン(女性の交流・ネットワーク構築)(1-(2)再掲)	※	※	継続	様々な分野でキャリアアップをめざす女性によるネットワークを構築し、情報交換等による女性の交流・キャリア形成を支援した。
産業経済部	経営支援課	創業者・再チャレンジ支援資金(女性・若者・シニア要件)(2-(3)再掲)	*	95,600	継続	<p>女性の創業を支援するため「女性・若者・シニア要件」を創設し、保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた場合に信用保証料を0.25%引き下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度額 20,000千円</li> <li>※創業前の者で「創業等関連保証」を付す場合、15,000千円を限度として、自己資金と同額まで。</li> <li>・融資利率 1.55%以内</li> <li>・融資期間 運転資金5年以内(据置1年以内) 設備資金7年以内(据置1年以内) 運転設備資金7年以内(据置1年以内)</li> </ul>
産業経済部	経営支援課	女性創業者創出ミーティング	62	41	継続	女性の創業意欲を高めるため、県内で起業した女性創業者2名を講師に招き収録した動画を配信した。
産業経済部	経営支援課	女性のための起業入門セミナー	0	0	休廃止	女性目線でのマーケティング、事業計画等を学ぶセミナーを実施

### 4 地域、農山村における男女共同参画の推進

#### (1) 地域活性化の取組、県民との協働の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
地域創生部	地域創生課	地域づくりネットワーク推進	2,383	2,383	継続	地域づくり団体と県、市町村で構成される「群馬県地域づくり協議会」の運営を通して、多様な主体相互の交流と連携を促進することにより、地域の魅力を活かした地域づくりを支援した。
生活こども部	県民活動支援・広聴課	NPO・ボランティアサロンぐんまの運営	4,956	4,956	継続	NPOやボランティアに関する相談、情報収集・提供、施設・設備の提供等を通じてNPOやボランティア団体等の支援を行うほか、NPO、企業等の多様な主体の協働を推進した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センターの運営	20,555	18,209	継続	県における男女共同参画推進の活動拠点として、ぐんま男女共同参画センターの管理運営と各種事業の実施を行った。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター登録団体活動支援	※	※	継続	男女共同参画に資する活動を行う団体を登録。当センター研修室の優先予約や使用料半額、男女共同参画に関する情報提供など、その活動を支援した。
環境森林部	気候変動対策課	美しい郷土を守る県民大作戦	0	0	休廃止	男女共同参画の推進に関係する事業ではないため、本調査の対象外となった。

#### (2) 農業・農村活性化と農村女性の経済的地位向上、環境の整備

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
農政部	農業構造政策課	農業農村リーダー等活動促進	415	254	継続	女性農業者の主体的な社会参画を促進するため、活動に意欲的な女性農業者を農村生活アドバイザーとして認定した。
農政部	農業構造政策課	女性農業者活動支援	1,735	519	継続	農業・農村における男女共同参画を推進するため、女性農業者が能力を活かせる環境づくりや経営・社会参画活動を支援した。また、本年度においては、現行の「ぐんま農業・農村男女共同参画行動計画」を見直し、次期計画(R3~7年度)を策定した。
農政部	農業構造政策課	はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業	60,000	58,267	継続	「農業・農村振興計画2021~2025」の施行を見据え、同計画に掲げる施策を推進するため、認定農業者、認定新規就農者等の意欲ある担い手への支援を行った。

## 5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

### (1) 暴力の予防と根絶するための環境づくり

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	消費生活課	女性向け防犯意識向上対策(5-(1)再掲)	286	190	継続	女性が被害者となるわいせつ事案等の悪質な犯罪が発生する中、女性(主に女子中高生・大学生)の防犯意識の向上を図るために、啓発冊子を作成した。
生活こども部	生活こども課	DV防止啓発広報・啓発活動	921	716	継続	DV啓発リーフレット、啓発カード、若年者向け啓発リーフレットを作成・配布した。
生活こども部	生活こども課	中学・高校・大学等へのDV防止啓発講師派遣事業	540	191	継続	若年者がDVにに対し、正しい知識と理解を深めるため、中学・高校・大学等へ講師を派遣し、データDV防止講座を開催するほか、学校指導者に対して、データDVに係る研修を実施した。
生活こども部	生活こども課	女性に対する暴力をなくす運動	0	0	継続	県HPIによる広報活動の他、啓発ポスター・リーフレットの掲示や配布、また、県庁舎内におけるDV防止啓発CM放映、ライトアップ等により県民に周知し、理解を深めた。
生活こども部	生活こども課	第4次ぐんまDV対策推進計画の推進	0	0	継続	第4次ぐんまDV対策推進計画(H31～R5)の重点施策の目標達成のため、市町村にDV防止計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置を促すなど、積極的な推進を図った。
健康福祉部	障害政策課	障害者虐待防止対策支援事業(7-(2)再掲)	3,388	2,977	継続	県障害者権利擁護センターを設置し、虐待相談の受付、関係機関とのネットワーク会議の開催、障害福祉サービス事業所等への指導員派遣(出前講座)、広報・啓発、市町村への専門職チームの派遣、虐待防止・権利擁護研修等を実施した。
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策(5-(3)、9-(3)再掲)	32	0	継続	声掛け・つきまとい、公然わいせつ等性犯罪等の前兆とみられる事案等発生時に、情報の収集・分析、犯行が予測される現場周辺での警戒活動、検挙、指導、警告等により、重大事件を未然に防止する先制・予防的活動を推進した。

### (2) 配偶者等からの暴力被害者支援の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	女性相談所・女性相談センターの運営	47,798	43,745	継続	女性相談所において、女性の様々な悩みの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながらDV被害者等の自立のための支援を行った。
生活こども部	生活こども課	一時保護施設の運営	7,069	4,929	継続	DV被害者等について、緊急に保護を要するものについて一時保護を行い、婦人保護施設又は関係機関への入所までの期間、必要な生活指導や自立支援を行った。
生活こども部	生活こども課	三山寮の運営	4,312	3,039	継続	問題解決に長期間を要する者を一時保護所から受け入れ、生活指導、就労指導、住居の確保、情報提供、関係機関との連絡調整等の支援を行い、入寮者の早期の自立を図った。
生活こども部	生活こども課	女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク	0	0	継続	暴力被害者支援機関の相互協力と連携を推進するため、ネットワーク会議を開催した。(コロナ禍の影響により書面開催)
生活こども部	生活こども課	DV被害者等総合支援事業	1,900	1,638	継続	DV被害者の緊急避難所(シェルター)を運営する民間団体に運営費を助成したほか、被害者の保護及び自立支援活動に係る同行支援経費の補助を行った。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等地域生活定着支援事業	1,941	1,938	継続	民間支援団体に地域生活定着支援員を配置し、一時保護所等退所後のDV被害者が、地域生活に定着するための支援を実施した。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等セーフティネット強化支援事業	2,849	1,651	新規	民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携したDV被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みを構築した。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居(5-(3)、7-(1)再掲)	0	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高めた。
警察本部	生活安全部人身安全対策課	配偶者からの暴力事案に対する指導・取締り及び被害者の保護対策	21	0	継続	被害者の意向を踏まえつつ、各種法令を積極的に適用して加害者の検挙に努めるほか、配偶者暴力防止法に基づく保護命令、援助措置等に適切に対応するとともに、関係機関との情報共有を図り、被害者の保護対策を推進した。

### (3) 性暴力・ストーカー行為・人身取引等への対策の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	消費生活課	女性向け防犯意識向上対策(5-(3)再掲)	286	190	継続	女性が被害者となるわいせつ事案等の悪質な犯罪が発生する中、女性(主に女子中高生・大学生)の防犯意識の向上を図るために、啓発冊子を作成した。
生活こども部	生活こども課	犯罪被害者等支援	5,056	4,731	継続	犯罪被害者支援に係る相談支援員の設置、スーパーバイザー(臨床心理士等)招聘、県民理解のための啓発活動を実施した。
生活こども部	生活こども課	性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター運営	15,045	15,175	継続	性犯罪・性暴力被害者の心身のサポートをワンストップで行う群馬県性暴力被害者サポートセンターを運営した。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居(5-(2)、7-(1)再掲)	0	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高めた。
生活こども部	生活こども課	ネットによる誹謗中傷相談窓口	4,000	1,701	新規	インターネット上の誹謗中傷等の被害相談に対し、相談員が相談内容に応じて具体的な対処方法等の助言を行うほか、必要に応じて法律相談や臨床心理士による専門相談に繋げた。
警察本部	警務部広報広聴課	犯罪被害者支援のための広報推進	475	290	継続	性犯罪被害者等に對し、ポスター・リーフレット等により各種支援制度や相談窓口を紹介するほか、講演会等を開催して、犯罪被害者支援の重要性と必要性を訴え、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心なまちづくり」の気運の醸成を図った。
警察本部	生活安全部人身安全対策課	ストーカー行為に対する指導・取締り及び被害者の保護対策	1,862	599	継続	被害者の意向を踏まえつつ、ストーカー規制法を始め、各種法令を積極的に適用して行為者の検挙に努めるとともに、警告・援助等の行政措置によって被害の発生や拡大を防止し、被害者の保護対策を推進した。
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策(5-(1)、9-(3)再掲)	32	0	継続	性犯罪発生状況及び性犯罪等の前兆となる声掛け事案等発生時の情報収集・分析やこれまでの教訓となる対応に基づき、被害防止に関する知識及び技能を学得させるため、子供や女性を対象とした防犯講話や謹身術指導教室等を積極的に開催した。
警察本部	生活安全部生活環境課	人身取引事犯対策	0	0	継続	出入国在留管理局等の関係機関と連携し、悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び事案の解明等人身取引事犯対策を推進した。

## 6 生涯を通じた健康づくりの推進

### (1) 生涯を通じた健康支援

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	児童福祉・青少年課	虐待予防対策	0	-	休廻止	育児不安のある親や発達に遅れがみられる児等の保護者を対象とした相談を実施するとともに、個別支援を行うことにより虐待を未然に防ぐ。 ※女性健康支援センター事業と統合
生活こども部	児童福祉・青少年課	先天性代謝異常等検査	44,055	40,568	継続	生まれつき酵素やホルモンが欠けているために起こる、早期治療が有効な19疾患について検査を行うとともに、検査の結果、要観察や要治療となった児については小児医療センターが中心となって事後フォローを行った。
生活こども部	児童福祉・青少年課	不妊専門相談センター事業	1,882	1,882	継続	不妊や不育症に悩む夫婦等が気軽に専門相談を受けられるよう、群馬大学医学部付属病院内に設置した群馬県不妊・不育専門相談センターにおいて、電話予約による個別相談を行った。
生活こども部	児童福祉・青少年課	特定不妊治療費助成事業	193,762	652,143	継続	高額の治療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顎微授精)について、経済的負担の軽減を図るために、医療保険が適用されない治療費の一部を助成した。
生活こども部	児童福祉・青少年課	女性健康支援センター事業	3,525	3,084	継続	産後うつや育児不安のある保護者を対象に精神科医等による面接相談を実施するとともに、個別支援を行うことにより虐待を未然に防いだ。また、思春期の悩みや婦人科疾患・更年期障害に関する悩み、予期しない妊娠等、女性のこころと身体の悩みについて相談対応することで、生涯を通じた女性の健康づくりを推進した。特に、予期しない妊娠への相談支援の充実を図るために、「ぐんま妊娠SOS」にて、夜間の電話相談・メール相談や、面談、受診同行を行った。
健康福祉部	医務課	周産期医療対策	294,379	233,187	継続	周産期医療体制の整備を図るために、県が指定及び認定した総合・地域周産期母子医療センターに対する運営費補助や、事業推進のために周産期医療対策協議会を開催するとともに周産期医療情報システムの運営を行った。
健康福祉部	保健予防課	生活習慣病予防対策	121,678	85,038	継続	糖尿病、特定健診・保健指導、たばこ等の生活習慣病対策を行う他、市町村の健康増進事業に対して補助を行った。
健康福祉部	保健予防課	女性特有のがん対策推進	60	33	継続	子宮頸がん啓発講演会や啓発リーフレット配布をすることで、乳がん検診及び子宮頸がん検診等の普及啓発を図った。

### (2) 性に関する適切な知識の普及及び啓発活動の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
健康福祉部	保健予防課	エイズ予防啓発事業	1,852	1,255	継続	県民に街頭や事業所等で、正しい情報の提供に努め、キャンペーンを実施する。教育委員会との連携を強化し、学生等に対し講演会等による啓発事業を行った。
健康福祉部	保健予防課	特定感染症等検査事業	5,925	4,273	継続	HIV等感染者の早期発見を図るために、県内各保健福祉事務所にてHIV検査等及び相談事業を無料、匿名で実施した。
教育委員会	健康体育課	性に関する教育・エイズ教育指導者研修会の開催	33	0	継続	学校において、性に関する教育及びエイズ教育が効果的に実施されるよう指導方法等の普及啓発を図る。
教育委員会	健康体育課	県立高等学校エイズ講演会推進事業の実施	245	154	継続	県立高等学校(特別支援学校高等部を含む)で実施する性・エイズ講演会の経費を措置し、性及びエイズ教育の推進に役立てた。

## 7 様々な人々が安心して暮らせる環境整備、生活困難者への対応

### (1) ひとり親家庭等の自立支援

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	児童福祉・青少年課	児童扶養手当	891,203	827,686	継続	父又は母と生計を同じくしていない児童を監護又は養育している家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図った。
生活こども部	児童福祉・青少年課	母子・父子自立支援	16,128	13,639	継続	母子家庭の母等に対し、母子・父子自立支援員を中心とした総合的な自立支援策を講じ、母子父子寡婦福祉の増進を図った。
生活こども部	児童福祉・青少年課	母子家庭等就業・自立支援センター事業	3,219	3,172	継続	就労による自立を目指す母子家庭の母等に対する相談員による就業相談、養育費相談、就業支援講習会の開催等により自立を支援した。
生活こども部	児童福祉・青少年課	母子家庭等自立支援給付金事業	22,054	12,153	継続	母子家庭の母等が就業に有利な知識・技能の習得又は資格取得を目指す場合に、給付金を支給した。
健康福祉部	国保援護課	母(父)子家庭等医療費補助	634,434	525,057	継続	母(父)子家庭の母(父)と子ども、父母のいない子どもが安心して必要な医療を受けられるよう、経済的負担の軽減などを目的として、市町村が医療費の自己負担分を助成する事業に対して補助した。
産業経済部	労働政策課	母子家庭の母等の職業的自立促進	*	*	継続	母子家庭の母等の職業的自立を促すため、職業訓練を実施した。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居(5-(2)、5-(3)再掲)	0	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高めた。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅家賃減免	0	0	継続	世帯の収入が基準額以下の場合は家賃を減免した。

(2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備の促進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター運営	18,981	19,682	継続	外国人県民が、在留手続き、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等に係る相談ごとが生じた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、多言語で相談に応じる「ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター」を運営した。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	メディカルインターパリター養成・研修事業	939	439	継続	言語の問題で医療サービスが十分に受けられない外国人県民を支援するため、医療通訳ボランティアを養成する研修を実施した。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	メディカルインターパリター派遣コーディネート業務委託	0	0	休廃止	閉庁日や緊急時の申請への対応等の課題をカバーするため、H28年度まで県が実施していた派遣コーディネート業務を、NPO法人へ委託した。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	医療通訳派遣	700	700	継続	医療通訳派遣コーディネート業務並びに医療通訳派遣システムの構築に必要な調査研究を行なう「ぐんま医療通訳派遣システム運営委員会」(構成員:県、NPO法人、親光物産国際協会)に負担金を交付した。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	災害時多言語支援センター設置運営訓練	431	430	継続	災害時において、災害時要配慮者となる可能性の高い外国人住民に対し、より一層配慮した対応ができるようにするために、①災害時外国人通訳ボランティア養成講座、②外国人住民が避難所を模擬体験できる訓練を実施した。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	ぐんまで日本語プロジェクト	3,621	1,069	新規	県内の日本語教育に関する総合的な体制整備を進めた。 ①総合調整会議の設置、②日本語教育ボランティアの養成、③外国人日本語教育ボランティアの養成、④市町村の実施する日本語教育事業への補助を行った。
生活こども部	生活こども課	性的少數者に関する啓発	414	0	継続	性的少數者に対する正しい理解を広め、セクシュアリティ(性のあり方)の多様性を認め合う社会づくりを推進することを目的として、講演会及び施策検討会議のほか、性的少數者の相談に応じる相談員向け研修会を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため中止した。
健康福祉部	介護高齢課	介護の仕事PR	0	0	休廃止	「介護の日(11月11日)」を機に、介護についての理解と関心を喚起し、介護職等のイメージアップと働きがいのある仕事であるとの再認識を図るため、イベントを開催する。
健康福祉部	介護高齢課	児童・生徒向け動画の作成	623	0	休廃止	将来の介護を担う小・中・高校生を対象に、介護に関する理解を深めるため、動画を作成し発信する。
健康福祉部	介護高齢課	介護知識・技術普及啓発	3,011	3,564	継続	介護に関する研修を実施し、高齢者介護に関する知識・技術の普及を図った。
健康福祉部	介護高齢課	高齢者の生きがいと健康づくり支援	33,436	31,257	継続	単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の自主活動の促進と健全な育成を図るために、市町村が交付する助成額に対し補助を行った。
健康福祉部	介護高齢課	介護保険制度普及パンフレットの作成	342	231	継続	介護保険制度について県民の理解を深め、制度を周知・啓発するための冊子を作成。関係機関等への配布のほか、同内容を県HPに掲載した。
健康福祉部	健康福祉課	介護予防対策推進事業	16,961	12,240	継続	①介護予防を行う市町村の支援。②市町村担当者や介護予防従事者への研修実施。③介護予防や各分野のリハビリテーションが円滑に実施されるよう体制整備の推進。
健康福祉部	介護高齢課	国保連苦情処理体制整備補助	6,000	6,000	継続	介護保険サービスに関する利用者からの苦情処理機関である国民健康保険団体連合会に対して、体制整備の支援を行った。
健康福祉部	介護高齢課	高齢者住宅改造費助成	*	*	継続	所得税非課税世帯で60歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等を対象に、市町村が家屋のバリアフリー工事を伴う改造費用を助成した場合に市町村補助を行った。(在宅要援護者総合支援(高齢者分)のメニュー事業)
健康福祉部	障害政策課	思いやり駐車場利用証制度	460	460	継続	「思いやり駐車場利用証制度」の実施により対象者がいつでも車いす駐車場を利用できる環境を整備した。
健康福祉部	障害政策課	福祉のまちづくり推進	87	86	継続	「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づく施策を推進した(普及啓発、特定生活関連施設の届出審査、適合証交付)。
健康福祉部	障害政策課	障害者就業・生活支援センター事業	54,000	47,271	継続	県内9カ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を配置。離職者又は離職するおそれのある在職者など就職や職場定着が困難な障害者への相談・定着支援を行った。
健康福祉部	障害政策課	障害者虐待防止対策支援事業(5-(1)再掲)	3,388	2,977	継続	県障害者権利擁護センターを設置し、虐待相談の受付、関係機関とのネットワーク会議の開催、障害福祉サービス事業所等への指導員派遣(出前講座)、広報・啓発、市町村への専門職チームの派遣、虐待防止・権利擁護研修等を実施した。
産業経済部	労働政策課	シルバー人材センター事業補助	8,800	8,900	継続	定年退職後等に自分の能力を活かしたい、また社会参加のために働きたいという高齢者に臨時・短期的又はその他の軽易な就業の場を提供するシルバー人材センター及びミニシルバー人材センター等を構成員とするシルバー人材センター連合に対し補助した。
産業経済部	労働政策課	シニア就業支援センター	8,502	8,502	継続	中高年齢者の再就職のための就職相談・職業紹介に加え、就農・起業・ボランティア等の多様なニーズの相談・情報提供を行う就業支援事業を実施した。
産業経済部	労働政策課	障害者雇用促進対策	35,254	34,982	継続	障害者の就労先・実習先を開拓し、障害者就業・生活支援センターの登録者等の就労・実習に結びつける。障害者スマートワークの実態調査、セミナーや合同企業説明会等を実施した。
産業経済部	労働政策課	障害者就労サポートセンター	4,983	4,101	継続	ハローワークや特別支援学校等の関係機関との連携による県内10地域における就労支援ネットワークの構築等を実施した。
産業経済部	労働政策課	ぐんまグッジョブフェア	2,595	1,012	継続	群馬の障害者雇用におけるイベントとして、オンラインによる講演会を実施した。
産業経済部	労働政策課	障害者能力開発	21,943	14,796	継続	障害者の職業能力開発機会の充実を図るため、次の事業を実施した。 ・障害者委託訓練(知的・身体・精神障害者を対象とした委託訓練)
県土整備部	交通政策課	市町村乗合バス車両購入費補助	13,004	10,527	継続	県民生活の足を守るため、市町村が運営する路線バスの、車両購入経費を補助した。
県土整備部	交通政策課	交通施設バリアフリー化補助	40,663	43,137	継続	駅のバリアフリー化に要する経費の一部を補助した。 ※決算額には、前年度からの繰越額(15,683千円)を含む。
県土整備部	交通政策課	バス運行対策費補助(車両償却費等)	23,604	23,476	継続	赤字の生活交通路線を運行するバス事業者に対して、バリアフリー車両の購入に係る減価償却費等を補助した。
県土整備部	道路管理課	道路におけるバリアフリー対策	*	*	継続	県が管理している国道や県道において、バリアフリー対応の改修工事を実施した。
県土整備部	住宅政策課	住宅確保要配慮者への居住支援	70	70	継続	住宅セーフティネット法に基づき組織される「群馬県居住支援協議会」を通じて、住宅確保要配慮者の入居可能な賃貸物件の周知を行った。

## 8 制度・慣行、意識の変革、支援体制の整備

### (1) 社会や家庭における制度・慣行の見直し

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	群馬県男女共同参画推進委員会	582	234	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき「群馬県男女共同参画推進委員会」を設置し、男女共同参画の推進に関する重要事項を審議した。
生活こども部	生活こども課	男女共同参画に関する意見の申出の受付	0	0	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき県民及び事業者からの男女共同参画に関する施策についての意見に回答した。
生活こども部	生活こども課	市町村男女共同参画基本計画の策定支援	0	0	継続	市町村における男女共同参画基本計画の策定支援を行った。
生活こども部	生活こども課	男女共同参画推進責任者(庁内)の設置	0	0	継続	県が実施する施策を男女共同参画の観点から点検するとともに、職場の男女共同参画を促進するため、各所属に男女共同参画推進責任者を設置している。
生活こども部	生活こども課	ぐんま女性活躍大応援団(8-(3))	30	30	継続	地域ぐるみで女性活躍の輪を広げることを目的に、県内企業・団体を登録団体とする「ぐんま女性活躍大応援団」を設置し、女性活躍応援メッセージを発信することにより、女性活躍の気運を醸成する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるんLGBTQ講演会	※	0	継続	性的少數者(LGBTQ)への理解を深めるための県民向け講演会を開催する予定だったが、新型コロナウィルス感染拡大により実施を見送った。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるん相談室(2-(3)再掲)	※	※	継続	女性が生活の中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員が電話による相談を実施した。
教育委員会	高校教育課	高校教育改革推進	2,742	701	継続	「高校教育改革推進計画」に基づく高校教育改革の推進に関わり、桐生・みどり地区新高校の開校準備等を行うとともに、高校教育改革検討委員会報告を踏まえ、「第2期高校教育改革推進計画」を策定した。

### (2) 広報の推進、情報の収集・整備・提供

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま女性活躍推進講演会	※	0	継続	女性活躍応援の気運醸成を目的として講演会を開催する予定だったが、新型コロナウィルス感染拡大により実施を見送った。
生活こども部	生活こども課	男女共同参画に関する年次報告	39	39	継続	男女共同参画推進条例の規程に基づき、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況について報告書を作成し公表した。
生活こども部	生活こども課	人権教育・啓発の推進(10-(2)再掲)	0	0	休廃止	民間団体が自主的に行う人権啓発につながる事業の経費の一部を補助する。
生活こども部	生活こども課	男女共同参画週間記念事業	0	0	継続	男女共同参画社会に対する理解を深めるため、男女共同参画に関する展示等を実施した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター・センター通信の発行	※	※	継続	地域で活動する男女共同参画グループをはじめ、広く県民に対し、男女共同参画に関する情報やセンターの事業等について情報発信するため、「ぐんま男女共同参画センター通信」を発行するとともに、ホームページに掲載した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター・図書貸出し、資料収集	※	※	継続	図書の購入・貸出しや、他県等の男女共同参画に関する資料の収集・管理を行った。

### (3) 多様な主体の連携による支援体制の整備

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	ぐんま女性活躍大応援団(8-(1))	30	30	継続	地域ぐるみで女性活躍の輪を広げることを目的に、県内企業・団体を登録団体とする「ぐんま女性活躍大応援団」を設置し、女性活躍応援メッセージを発信することにより、女性活躍の気運を醸成した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	12市男女共同参画担当者情報交換会	※	※	継続	男女共同参画の取り組みが効果的に実施できるよう、県・ぐんま男女共同参画センターと12市の担当者による意見交換を行った。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	男女共同参画協働事業	※	※	継続	民間団体とぐんま男女共同参画センターとの協働で、セミナー等を実施した。

## 9 子育て環境の整備

### (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活こども部	私学・子育て支援課	私立幼稚園預かり保育推進事業費補助	6,260	4,760	継続	幼稚園の教育時間終了後及び長期休業期間に、園児を園内で過ごさせる預かり保育を実施する幼稚園に対して補助した。(補助対象:学校法人)
生活こども部	私学・子育て支援課	私立幼稚園子育て支援推進事業費補助	4,200	3,149	継続	子育て支援事業を実施する私立幼稚園に対して補助した。(補助対象:学校法人)
生活こども部	生活こども課	ぐーちょきバスポート事業	1,876	1,582	継続	子ども一人ひとりを社会全体で応援する機運の醸成を図るため、ぐーちょきバスポートを配布するとともに、企業や店舗への協賛加入の働きかけを行った。
生活こども部	私学・子育て支援課	子ども・子育て支援整備交付金	74,587	23,147	継続	市町村が実施する子ども・子育て支援新制度に基づく放課後児童クラブ等の施設整備に対して補助した。
生活こども部	私学・子育て支援課	子ども・子育て支援交付金	2,451,748	2,818,278	継続	市町村が実施する子ども・子育て支援法に定められた13の「地域子ども・子育て支援事業」に対して補助した。
健康福祉部	国保援護課	子ども医療費補助	3,902,643	2,963,938	継続	次代を担う子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、中学生以下の子どもを対象に、市町村が医療費の自己負担分を助成する事業に対して補助した。
産業経済部	経営支援課	中小企業パワーアップ資金(職場創造支援要件)	*	0	継続	高齢者、障害者及び女性が働きやすい職場環境を整備しようとする中小企業に資金を以下の要件により融資した。 ・融資限度額 50,000千円 ・融資利率 1.7%以内(信用保証付1.3%~1.4%以内) ・融資期間 12年以内(据置期間2年以内)
産業経済部	観光魅力創出課	ぐんまビジタートイレ認証制度	1,988	1,882	継続	誰もが安心して快適に使用することができるトイレの維持・整備を推進し、県内観光地等のイメージアップを図った。
教育委員会	生涯学習課	地域学校協働活動推進事業	39,851	17,183	継続	地域の住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校外における子どもたちの活動支援を行った。

### (2) 児童虐待防止施策の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活こども部	児童福祉・青少年課	児童相談活動	74,591	70,492	継続	児童相談所で子どもに関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な支援を行い、児童虐待の防止等、児童福祉の向上を推進した。また、R2.4.11に開所した東部児童相談所一時保護所の運営の安定化・職員の専門性向上に取り組んだ。
生活こども部	児童福祉・青少年課	児童虐待防止対策の推進	70,629	64,154	継続	児童虐待の予防、早期発見・早期対応、保護・支援から再発防止、自立支援に至るまで、一貫した虐待防止対策を推進した。
生活こども部	児童福祉・青少年課	社会的養護の推進	3,081,808	3,114,312	継続	里親委託や施設のケア単位の小規模化を推進し、虐待等により社会的養護を必要とする児童が家庭的な養育環境の中で生活できるようにした。
教育委員会	義務教育課	児童虐待防止に関する教職員研修の推進	0	0	継続	児童虐待防止に関する研修を実施した。 ※人権教育推進協議会の予算で対応
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	児童虐待ゼロ!プロジェクトの推進	116	63	継続	「事件対処」、児童相談所等との「関係機関との連携」及び「被害の見逃し防止」を3本柱とした「児童虐待ゼロ!プロジェクト」により、児童虐待の早期発見による未然防止の取組を強化した。

### (3) 子どもの安全の確保

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活こども部	消費生活課	子ども向け防犯出前講座	2,737	2,106	継続	子ども自身の危険回避能力を高めるため、紙芝居、ロールプレイ等を活用した防犯出前講座を実施するとともに、地域安全マップづくり活動への指導員派遣等の支援を行った。
生活こども部	児童福祉・青少年課	青少年健全育成条例施行運営	394	66	継続	青少年健全育成条例の周知啓発を行い、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止及び青少年の健全育成を推進した。
生活こども部	児童福祉・青少年課	青少年健全育成審議会運営	678	242	継続	複雑化する青少年問題に対応するため、青少年健全育成審議会を開催し、青少年の健全育成に関する重要事項及び青少年に有害な図書類、玩具類等の調査・審議を行った。
生活こども部	児童福祉・青少年課	新しい有害環境から子どもを守る取組推進	3,745	2,455	継続	インターネット利用による青少年の有害情報問題について、知識・技能を持った市民インストラクター団体の活動を支援するとともに、セーフネット標語の啓発や講習会の開催を行い、子どもが安全・安心にインターネットを利用するための取組を推進した。
健康福祉部	医務課	小児救急電話相談(#8000)	31,625	31,625	継続	子どもが急に具合が悪くなったとき、すぐに受診した方がよいのか、家庭でどのように処置をすればよいのか等について、保健師または看護師が電話で相談に応じた。
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策(5-(1)(3)再掲)	32	0	継続	声掛けつきまとい、乗車誘引等子供が被害となる犯罪の前兆とみられる事案発生時に、情報の収集・分析、犯行が予測される現場周辺での警戒活動、検挙、指導、警告等により、重大事件を未然に防止する先制・予防的活動を推進した。
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	少年の福祉を害する犯罪の取締り及び被害防止対策の推進	200	140	継続	児童ポルノを始めとする福祉犯罪の取締りを推進するとともに、スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための広報啓発活動を推進した。

## 10 教育・学習の充実

### (1) 学校教育における男女平等・人権教育の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
教育委員会	義務教育課	人権教育研修・指導	105	30	継続	公立小学校、中学校及び特別支援学校の教員を対象に、地区別人権教育研究協議会を開催し、授業研究会等を通して、指導力の向上を図った。
教育委員会	義務教育課	人権教育推進関係会議	103	0	継続	校種別の人権教育推進協議会や県市町村人権教育推進連絡協議会を開催し、人権教育推進のための課題や施策に関する協議・情報交換等を行い、教員の指導力の向上や市町村における人権教育の改善・充実を図った。
教育委員会	義務教育課	人権教育・啓発	366	331	継続	指導・学習資料、啓発資料等の作成・配布や、啓発ビデオの購入を行い、学校教育及び家庭教育における人権教育の推進を図った。
教育委員会	義務教育課	人権教育研究推進	1,252	0	継続	小中学校各1校及び総合推進地域1地域を指定し、人権教育の指導方法の改善充実を図るとともに、県内に成果を普及した。
教育委員会	義務教育課	道徳教育総合支援事業	2,352	0	継続	小中学校各1校及び指定地域1地域を指定するとともに、各学校の道徳教育推進の中核となる教員等を対象に協議会を開催し、指導方法の改善充実を図った。

### (2) 地域、家庭における教育・学習の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	人権教育・啓発の推進(8-(2)再掲)	0	0	休廃止	民間団体が自主的に行う人権啓発につながる事業の経費の一部を補助する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるんセミナー	※	※	継続	男女共同参画の視点から社会を見つめ直すセミナーを、録画公開方式で開催した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	男女共同参画実践講座	※	※	継続	地域における男女共同参画を推進するため、実践活動のポイントを学ぶ講座を開催する。
教育委員会	生涯学習課	ぐんま県民カレッジ	1,163	636	継続	県、市町村、大学、カルチャーセンター等の様々な機関と連携し、多様な学習機会を提供した。
教育委員会	生涯学習課	人権教育指導者研修会	405	198	継続	社会教育における人権教育推進の中核となる指導者を対象に、その資質の向上を図るために研修を各教育事務所で実施した。
教育委員会	生涯学習課	人権教育指導者養成講座	390	298	継続	人権問題に関する啓発活動の充実に資するため、県内5市町村に委託し人権教育指導者養成講座を実施、社会教育における人権教育指導者の資質の向上を図った。

### (3) 科学技術や製造分野における取組の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
地域創生部	文化振興課	自然史博物館の運営	328,397	268,872	継続	群馬の自然をわかりやすく学べるようにするだけでなく、利用者の学習活動を応援したり、専門的・技術的な調査研究成果の発表の場を提供する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	理工系チャレンジ支援セミナー(3-(1)再掲)	※	※	継続	理工系分野への女性の進出を啓発するため、女子高校生を対象とするセミナーを開催した。
産業経済部	労働政策課	ものづくりの魅力発見プロジェクト(3-(1)再掲)	0	0	休廃止	ものづくりにおける普通科出身の若者や女性の活躍事例や高校生の体験学習を通じて、ものづくり等の県基幹産業への若者・女性の進出を促進する。
産業経済部	労働政策課	産業技術専門校訓練生募集	*	*	継続	女性のものづくり産業への進出を促進するために、産業技術専門校のパンフレットやオープニングセレモニーの内容を女性にも親しみやすいものとし、ものづくりの魅力や技能・技術の面白さの普及・啓発を図った。
教育委員会	生涯学習課	少年科学教育推進	2,720	2,469	継続	子どもたちに体験型の学習機会を提供するため、科学展示室やプラネタリウムを運営するとともに、科学教室を開催した。
教育委員会	生涯学習課	ぐんま天文台:観測研究・教育普及	27,220	25,552	継続	県民に親しまれる教育・学習施設として、学校等における学習プログラムの提供、出張講演会や天体観測会を実施した。
教育委員会	生涯学習課	ぐんま昆虫の森運営	112,376	103,737	継続	自然体験学習の場として整備した昆虫の森において、自然観察会や里山体験等各種プログラムを実施した。

## 11 防災分野における取組の推進

### (1) 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
総務部	危機管理課	県民防災塾	0	0	休廃止	地域社会を中心となって防災に取り組み、自主防災組織等のリーダーとして活躍できる人材の育成、発掘等を目的に、防災に関する講義、初期消火訓練、普通救命講習等の実習を内容とする県民防災塾を開催する。
総務部	危機管理課	被災地視察研修会	0	0	休廃止	自主防災組織の新規結成や活動の活性化、また地域防災を担う人材の育成を通じて地域防災力の向上を図るため、被災地視察研修会を開催する。
総務部	危機管理課	市町村地域防災計画の見直しに対する助言・支援	0	0	継続	市町村地域防災計画の見直しについて、事前相談や修正の報告を受けた際に、国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正状況等を踏まえ、助言や指導事を実施した。
総務部	危機管理課	男女のニーズの違いなどに配慮した物資の備蓄	*	*	継続	災害等に備え、食料や資機材等の物資を備蓄している。 男女のニーズの違いに配慮し、生理用品や液体ミルクを備蓄した。
総務部	危機管理課	群馬県避難所運営ガイドラインの周知・普及推進	0	0	休廃止	市町村等の避難所運営担当職員や避難所運営に携わる方が円滑な避難所運営を行うための指針として、群馬県避難所運営ガイドラインを周知する。
総務部	消防保安課	県女性防火クラブ指導者育成研修会	0	0	休廃止	家庭や地域において火災予防や防災を目的に活動している県内の女性防火クラブ幹部を対象に、地区的指導者として必要な知識を習得し、女性防火クラブの健全な育成、活動の強化・促進を図るため、研修会を開催する。
生活こども部	県民活動支援・広聴課	災害ボランティアネットワーク	156	123	継続	災害ボランティア活動のネットワーク組織である「災害ボランティアぐんま」を支援し、災害時に迅速かつ適切に活動できる体制を整備する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるん防災基礎セミナー	※	※	継続	防災・減災に対する基礎的な知識と心構えや災害対応時には男女両方の視点が必要であることを学ぶためのセミナーを開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大により計画を変更し、「男女共同参画の視点から考える『防災ノート』」を作成し、市町村や自治会長等へ配布した。

## 第2部 令和3年度に講じる男女共同参画の推進に関する施策

### 1 主要事業について

#### ① 男女共同参画社会形成のための各種事業の推進

「第5次群馬県男女共同参画基本計画」に掲げられた基本目標に位置づけられた男女共同参画社会の形成に向けた事業の推進を図る。

##### ○主な実施事業

- ・男女共同参画推進員設置促進

県内事業所への男女共同参画推進員設置を促進し、事業所の男女共同参画の継続的な取組を促す。

#### ② 審議会等における女性委員の拡大

第5次群馬県男女共同参画基本計画では、目標値を「45.0%以上（構成員の男女比については均衡を要する。）」とした。引き続き推進する。（R3.4.1現在38.1%）

#### ③ 女性の活躍推進にかかる事業

あらゆる分野における女性の活躍を地域ぐるみで応援していくため、平成27年度に設置した「ぐんま女性活躍大応援団」による県民運動を引き続き展開し、県内の女性活躍をさらに推進する。

##### ○主な実施事業

- ・ぐんま女性活躍大応援団事業
- ・群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰及びぐんま輝く女性表彰

#### ④ ぐんま男女共同参画センター（とらいあんぐるん）運営

本県における男女共同参画推進の拠点施設としての機能を充実させ利用促進を図る。

##### ○開館日及び開館時間

- ・開館日 休館日を除く毎日
- ・休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合は直後の平日）、12月29日～1月3日、臨時休館日
- ・開館時間 火～日曜日 午前9時～午後5時  
火～金曜日で夜間（午後6時～9時）の研修室貸出しがある日は、午前9時～午後9時

##### ○とらいあんぐるん相談室（女性のための電話相談室）

- ・相談専用電話 027-224-5210
- ・相談時間 火・水・金・日曜日 9:00～12:00、13:00～16:00（年末年始、祝日は休み。月曜日が祝日（振替休日含む）の週は、火曜日の相談は休み。）
- ・相談内容 男女共同参画（性別役割分担、性別による不平等、ワーク・ライフ・バランスなど）に関する相談

##### ○とらいあんぐるん相談室（男性のための電話相談室）

- ・相談専用電話 027-212-0372
- ・相談時間 每月第4日曜日 13:00～16:00
- ・相談内容 男女共同参画（性別役割分担、性別による不平等、ワーク・ライフ・バランスなど）に関する相談

##### ○主な実施事業

- ・男女共同参画推進に係る普及・啓発や人材育成のためのセミナー等開催
- ・ぐんま女性活躍推進講演会
- ・不安を抱える女性への寄り添い相談支援事業（委託）
- ・センター通信の発行
- ・団体等との協働事業

#### ⑤ DV防止啓発活動とDV被害女性等支援の実施

DVを防止するための啓発活動や、DV被害者への相談窓口の周知を図るとともに、女性相談センターの相談の実施や保護女性の自立支援を行う。

##### ○主な実施事業

- ・第4次ぐんまDV対策推進計画の着実な推進
- ・中学・高校・大学へのDV防止啓発講師派遣事業
- ・DV被害者等総合支援事業補助金
- ・DV被害者等地域生活定着支援事業

##### ○電話による相談（必要に応じて、事前予約で来所面接相談）

- ・相談専用電話 027-261-4466
- ・相談時間 月～金曜日 9:00～19:30  
土曜日 10:00～17:00  
日曜日 13:00～17:00  
(祝日及び年末年始を除く)

※弁護士によるDV等法律電話相談は予約制（事前の電話連絡が必要）

## 2 令和3年度男女共同参画施策事業一覧

「\*」は、予算額、決算額で男女共同参画に関する金額を分離することが困難である場合

### 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### (1) 各分野における指導的地位に占める女性の割合の増加

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	総務課	附属機関の設置及び運営指針の運用	0	継続	審議会等への女性委員の登用を推進する。(45%以上を目指す)
総務部	人事課	女性管理職の登用促進	0	継続	性別にかかわらず、人物本位の人事管理を行うとともに、将来の女性幹部登用に向けて計画的な人材育成を進める。
総務部	人事課	女性職員の能力発揮促進のための指針の運用	0	継続	「群馬県人材育成基本方針」に基づき、女性職員が多様な経験を積み、幅広く活躍できるための人事配置をするなど、能力発揮促進のための取組を推進する。
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を推進する。
生活こども部	生活こども課	県各種審議会等への女性委員参画状況調査	0	継続	各種審議会への女性委員の参画状況を把握するため、県が設置しているすべての審議会等を対象に調査を実施する。(調査時点 4月1日)
警察本部	警務部警務課	群馬県警察男女共同参画推進計画の推進	0	継続	令和8年4月1日までに、警察官総数に占める女性警察官の割合を12%以上にするなど女性職員の採用・登用の拡大を始め、休暇取得の促進、超過勤務の縮減等働き方改革や職員が仕事と子育て、介護等を両立して活躍できるための環境整備等を推進する。
産業経済部	労働政策課	働く女性応援事業	3,600	変更	組織で活躍したい女性及び働き方を見直したい女性を対象とし、メンター制度を設けたワークショップを開催し、キャリアアップに向けた不安解消や意欲の向上を図る。

#### (2) 女性の人材育成と参画拡大に向けた情報提供

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」(再掲)	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を推進した。
生活こども部	生活こども課	女性人材データバンクの設置	0	継続	県内の女性有識者の情報を収集した「群馬県女性人材データバンク」を設置・管理し、各種審議会等への女性の参画を促進した。
生活こども部	生活こども課	群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰及びぐんま輝く女性表彰	74	継続	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる個人、女性の活躍推進として顕著な活動を行い、女性にとっての身近なモデルとして活躍が見込まれる団体・個人、それらを支援する団体・個人を表彰するため、審査を実施する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	～とらいあんぐるんサロン(女性の交流・ネットワーク構築)	178	継続	様々な分野でキャリアアップをめざす女性によるネットワークを構築し、情報交換等による女性の交流・キャリア形成を支援する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	エンパワメントユースカレッジ	243	継続	様々な分野における女性の参画を拡大するために、県内女子大学生を対象に人材育成とネットワークを構築を支援する。

### 2 働き方等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

#### (1) ワーク・ライフ・バランスの実現(男性の育児休業取得促進、時間外労働短縮等)

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」(再掲)	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を推進する。
生活こども部	生活こども課	事業所における男女共同参画推進員の設置	29	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき、事業所に対して職場の男女共同参画を中心となって進める推進員の設置を依頼し、情報提供、研修、講演会等により推進員の取組を支援する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	女性のためのハッピーキャリアセミナー	162	継続	男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成につながるよう、女性のスキルアップを支援する研修を開催する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるん相談室	5,628	継続	女性が生活の中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員が電話による相談を実施する。
健康福祉部	医務課	病院内保育所運営費補助事業	120,220	継続	医療従事者のために保育施設を運営する病院設置者に対して補助金を交付する。
健康福祉部	医務課	ナースセンター事業	23,206	継続	看護師等についての無料職業紹介、就労環境の改善に向けた研修、看護師等に対する看護についての知識及び技能に関する研修等を行う。

健康福祉部	医務課	群馬県医療勤務環境改善支援センター	1,861	継続	勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、専門のアドバイザーが個々の実情を踏まえた専門的・総合的な支援を行う。
健康福祉部	医務課	女性医師等就労支援事業補助	15,000	継続	女性医師等の子育て支援のため、県医師会が行う保育サポートバンクの運営事業に対する補助する。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	ぐんま食育応援企業登録制度	47	継続	県内の食育推進を応援する企業等を募集し、登録する。登録企業には、従業員やその家族に対する食育の取組実施とともに、県民や食育団体、行政等が行う食育活動に協力してもらう。
産業経済部	労働政策課	ぐんまのイクボス養成塾	0	変更	企業のトップや管理職向けに、部下の育児休業取得促進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発セミナーを実施する。
産業経済部	労働政策課	群馬県いきいきGカンパニー認証制度	604	継続	育児休業制度に加え、介護休業制度の定着・充実・利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を認証することにより、企業の取組を後押しし、男女とも働きやすい職場環境づくりを推進する。
産業経済部	労働政策課	働き方改革アドバイザー認定	0	変更	社会保険労務士や中小企業診断士等を対象に研修会を行い、修了者を「働き方改革アドバイザー」に認定し、個々の企業における働きやすい職場環境づくりを後押しする。
産業経済部	労働政策課	働き方改革取組促進事業	0	変更	県内企業の人事労務担当者等を対象に、研修会を実施する。
産業経済部	労働政策課	多様な働き方の普及・啓発	0	継続	女性が仕事と家庭を両立しながら働き続けるために、短時間勤務やテレワークの導入等、柔軟で多様な働き方について、国等と連携しながら普及・啓発を図る。
産業経済部	労働政策課	育児等との両立に配慮した離職者向け訓練	*	継続	育児等両立支援のため、短時間のコースで離職者向け訓練を実施する。
産業経済部	経営支援課	創業者・再チャレンジ支援資金(女性・若者・シニア要件)	*	継続	女性の創業を支援するため「女性・若者・シニア要件」を創設し、保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた場合に信用保証料を0.25%引き下げる。 ・融資限度額 20,000千円 ※創業前の者で「創業等関連保証」を付す場合、15,000千円を限度として、自己資金と同額まで。 ・融資利率 1.55%以内 ・融資期間 運転資金5年以内(据置1年以内) 設備資金7年以内(据置1年以内) 運転設備資金7年以内(据置1年以内)
産業経済部	労働政策課	働き方改革推進事業	1,790	継続	ぐんまのイクボス養成塾、働き方改革アドバイザー認定、働き方改革取組促進事業を一括して委託し、働き方改革推進事業として実施。 ・イクボス養成塾…企業のトップや管理職向けに、部下の育児休業取得促進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発セミナーを実施する。 ・県内企業の人事労務担当者等を対象に、研修会を実施 ・社会保険労務士や中小企業診断士等を対象に研修会を行い、修了者を「働き方改革アドバイザー」に認定し、個々の企業における働きやすい職場環境づくりを後押しする。

## (2) 多様で柔軟な働き方の実現(テレワーク、オンラインの活用等)

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」(再掲)	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を推進する。
生活こども部	生活こども課	事業所における男女共同参画推進員の設置(再掲)	29	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき、事業所に対して職場の男女共同参画を中心となって進める推進員の設置を依頼し、情報提供、研修、講演会等により推進員の取組を支援する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	女性のためのハッピーキャリアセミナー(再掲)	162	継続	男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成につながるよう、女性のスキルアップを支援する研修を開催する。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	ぐんま食育応援企業登録制度	57	継続	県内の食育推進を応援する企業等を募集し、登録する。登録企業には、従業員やその家族に対する食育の取組実施とともに、県民や食育団体、行政等が行う食育活動に協力してもらう。
産業経済部	労働政策課	ぐんまのイクボス養成塾(再掲)	0	変更	企業のトップや管理職向けに、部下の育児休業取得促進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発セミナーを実施する。
産業経済部	労働政策課	群馬県いきいきGカンパニー認証制度(再掲)	604	継続	育児休業制度に加え、介護休業制度の定着・充実・利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を認証することにより、企業の取組を後押しし、男女とも働きやすい職場環境づくりを推進する。
産業経済部	労働政策課	働き方改革アドバイザー認定(再掲)	0	変更	社会保険労務士や中小企業診断士等を対象に研修会を行い、修了者を「働き方改革アドバイザー」に認定し、個々の企業における働きやすい職場環境づくりを後押しする。
産業経済部	労働政策課	働き方改革取組促進事業(再掲)	0	変更	県内企業の人事労務担当者等を対象に、研修会を実施する。
産業経済部	労働政策課	多様な働き方の普及・啓発	0	継続	女性が仕事と家庭を両立しながら働き続けるために、短時間勤務やテレワークの導入等、柔軟で多様な働き方について、国等と連携しながら普及・啓発を図る。

産業経済部	労働政策課	働き方改革推進事業	1,790	継続	ぐんまのイクボス養成塾、働き方改革アドバイザー認定、働き方改革取組促進事業を一括して委託し、働き方改革推進事業として実施。 ・イクボス養成塾…企業のトップや管理職向けに、部下の育児休業取得促進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発セミナーを実施する。 ・県内企業の人事労務担当者等を対象に、研修会を実施 ・社会保険労務士や中小企業診断士等を対象に研修会を行い、修了者を「働き方改革アドバイザー」に認定し、個々の企業における働きやすい職場環境づくりを後押しする。
産業経済部	労働政策課	新しい働き方実現プロジェクト	8,739	新規	テレワーク等を活用した新しい働き方を県内企業が実現できるようワークショップや双方 向型・体験型セミナー等を開催する。

### (3) 再就職や就業継続、起業等に向けた支援

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
産業経済部	労働政策課	ジョブカフェ・マザーズ	8,684	継続	子育て中の女性を中心とした就業を希望する女性等のニーズに即した求人開拓、カウンセリング、企業とのマッチングなど働く女性に係る分野横断的ワンストップ相談を実施する。
健康福祉部	医務課	病院内保育所運営費補助事業	120,220	継続	医療従事者のために保育施設を運営する病院設置者に対して補助金を交付する。
健康福祉部	医務課	ナースセンター事業	23,206	継続	看護師等についての無料職業紹介、就労環境の改善に向けた研修、看護師等に対する看護についての知識及び技能に関する研修等を行う。
健康福祉部	医務課	女性医師等就労支援事業補助	15,000	継続	女性医師等の子育て支援のため、県医師会が行う保育サポートーバンクの運営事業に対して補助する。
産業経済部	労働政策課	育児等との両立に配慮した離職者向け訓練	*	継続	育児等両立支援のため、短時間のコースで離職者向け訓練を実施する。
産業経済部	経営支援課	創業者・再チャレンジ支援資金(女性・若者・シニア要件)(再掲)	*	継続	女性の創業を支援するため「女性・若者・シニア要件」を創設し、保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた場合に信用保証料を0.25%引き下げる。 ・融資限度額 20,000千円 ※創業前の者で「創業等関連保証」を付す場合、15,000千円を限度として、自己資金と同額まで。 ・融資利率 1.55%以内 ・融資期間 運転資金5年以内(据置1年以内) 設備資金7年以内(据置1年以内) 運転設備資金7年以内(据置1年以内)
産業経済部	経営支援課	女性創業者創出ミーティング	55	継続	女性の創業意欲を高めるため、女性創業者と対話交流する機会を設ける。

## 3 地域における男女共同参画の推進

### (1) 農業分野における男女共同参画の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
農政部	農業構造政策課	農業農村リーダー等活動促進	435	継続	女性農業者の主体的な社会参画を促進するため、活動に意欲的な女性農業者を農村生活アドバイザーとして認定する。また、農業農村リーダーを対象に、地域課題に関する研修会等を開催し、その資質向上を図る。
農政部	農業構造政策課	女性農業者活動支援	1,241	継続	農業・農村における男女共同参画を推進するため、「ぐんま農業・農村男女共同参画行動計画(R3~7年度)」に基づき、女性農業者が能力を活かせる環境づくりや経営・社会参画活動を支援する。
農政部	農業構造政策課	はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業	60,000	継続	「農業・農村振興計画2021~2025」に掲げる施策を推進するため、認定農業者、認定新規就農者等の意欲ある担い手への支援を行う。

フ

### (2) 土木・林業・科学技術分野における女性の参画拡大

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	理工系チャレンジ支援セミナー	198	継続	理工系分野への女性の進出を啓発するため、女子高校生を対象とするセミナーや保護者向けの講演会を開催する。
産業経済部	労働政策課	産業技術専門校への女性の入校促進	*	継続	女性のものづくり産業への進出を促進するために、産業技術専門校のパンフレットやオープンキャンパスの内容を女性にも親しみやすいものとし、ものづくりの魅力や技能・技術の面白さの普及・啓発を図る。
県土整備部	建設企画課	女性建設技術者の働く環境整備事業	402	継続	若手・女性が働きやすい職場環境の整備に向けて理解を深めてもらうためのセミナーを開催する。
環境森林部	林業振興課	きのこ流通消費拡大(きのこ女性ネットワーク設立)	50	新規	新たな発想による県産きのこの生産・流通・販売戦略を展開するために、農家の女性従事者などによるネットワークを設立する。

(3) 魅力的な地域づくりと地域活動における男女共同参画推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
地域創生部	地域創生課	地域づくりネットワーク推進	2,528	継続	地域づくり団体と県、市町村で構成される「群馬県地域づくり協議会」の運営を通して、多様な主体相互の交流と連携を促進し、地域の魅力を活かした地域づくりを支援する。
生活こども部	県民活動支援・広聴課	官民共創基盤強化【一部新規】	10,769	新規	「官民共創コミュニティの育成」に向け、市民活動相談窓口の充実や様々な主体による協働を推進する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センターの運営	14,081	継続	県における男女共同参画推進の活動拠点として、ぐんま男女共同参画センターの管理運営を行う。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター登録団体活動支援	0	継続	男女共同参画に資する活動を行う団体を登録。当センター研修室の優先予約や使用料半額、男女共同参画に関する情報提供など、その活動を支援する。

4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	DV防止啓発広報・啓発活動	958	継続	DV啓発リーフレット、啓発カード、若年者向け啓発リーフレットを作成・配布する。
生活こども部	生活こども課	中学・高校・大学等へのDV防止啓発講師派遣事業	540	継続	若年者がDVに對し、正しい知識と理解を深めるため、中学・高校・大学・企業等へ講師を派遣し、データDV防止講座を開催するほか、学校指導者に対して、データDVに係る研修を実施する。
生活こども部	生活こども課	女性に対する暴力をなくす運動	0	継続	県HPIによる広報活動の他、啓発ポスター・リーフレットの掲示や配布、また、県庁舎内におけるDV防止啓発CM放映、ライトアップ等により県民に周知し、理解を深める。
生活こども部	生活こども課	第4次ぐんまDV対策推進計画の推進	0	継続	第4次ぐんまDV対策推進計画(H31～R5)の重点施策の目標達成のため積極的な推進を図る。
生活こども部	生活こども課	女性相談所・女性相談センターの運営	52,435	継続	女性相談所において、女性の様々な悩みの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながらDV被害者等の自立のための支援を行う。
生活こども部	生活こども課	一時保護施設の運営	7,536	継続	DV被害者等について、緊急に保護を要するものについて一時保護を行い、婦人保護施設又は関係機関への入所までの期間、必要な生活指導や自立支援を行う。
生活こども部	生活こども課	三山寮の運営	4,337	継続	問題解決に長期間を要する者を一時保護所から受け入れ、生活指導、就労指導、住居の確保、情報提供、関係機関との連絡調整等の支援を行い、入寮者の早期の自立を図る。
生活こども部	生活こども課	女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク	0	継続	暴力被害者支援機関の相互協力と連携を推進する。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等総合支援事業	1,900	継続	DV被害者の緊急避難所(シェルター)を運営する民間団体に運営費を助成するほか、被害者の保護及び自立支援活動に係る同行支援経費の補助を行う。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等地域生活定着支援事業	1,941	継続	民間支援団体に地域生活定着支援員を配置し、一時保護所等退所後のDV被害者が、地域生活に定着するための支援を実施する。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等セーフティネット強化支援事業	2,849	継続	民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携したDV被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みを構築する。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高める。
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るためにの対策	31	継続	声掛け・つきまとい、公然わいせつ等性犯罪等の前兆とみられる事案等発生時に、情報の収集・分析、犯行が予測される現場周辺での警戒活動、検挙、指導、警告等により、重大事件を未然に防止する先制・予防的活動を推進する。
警察本部	生活安全部人身安全対策課	配偶者からの暴力事案に対する指導・取り組み及び被害者の保護対策(4-(2)再掲)	21	継続	被害者の意向を踏まえつつ、各種法令を積極的に適用して加害者の検挙に努めるほか、配偶者暴力防止法に基づく保護命令・援助措置等に適切に対応するとともに、関係機関との情報共有を図り、被害者の保護対策を推進する。

(2) DVに関する各種施策と児童虐待防止施策との連携

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	女性に対する暴力をなくす運動	0	継続	県HPIによる広報活動の他、啓発ポスター・リーフレットの掲示や配布、また、県庁舎内におけるDV防止啓発CM放映、ライトアップ等により県民に周知し、理解を深める。
生活こども部	生活こども課	第4次ぐんまDV対策推進計画の推進	0	継続	第4次ぐんまDV対策推進計画(H31～R5)の重点施策の目標達成のため積極的な推進を図る。
健康福祉部	障害政策課	障害者虐待防止対策支援事業	3,503	継続	県障害者権利擁護センターを設置し、虐待相談の受付、関係機関とのネットワーク会議の開催、障害福祉サービス事業所等への指導員派遣(出前講座)、広報・啓発、市町村への専門職チームの派遣、虐待防止・権利擁護研修等を実施する。
生活こども部	生活こども課	女性相談所・女性相談センターの運営	51,144	継続	女性相談所において、女性の様々な悩みの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながらDV被害者等の自立のための支援を行う。
生活こども部	生活こども課	一時保護施設の運営	7,273	継続	DV被害者等について、緊急に保護を要するものについて一時保護を行い、婦人保護施設又は関係機関への入所までの期間、必要な生活指導や自立支援を行う。

生活こども部	生活こども課	三山寮の運営	4,296	継続	問題解決に長期間を要する者を一時保護所から受け入れ、生活指導、就労指導、住居の確保、情報提供、関係機関との連絡調整等の支援を行い、入寮者の早期の自立を図る。
生活こども部	生活こども課	女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク	0	継続	暴力被害者支援機関の相互協力と連携を推進する。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等総合支援事業	1,900	継続	DV被害者の緊急避難所(シェルター)を運営する民間団体に運営費を助成するほか、被害者の保護及び自立支援活動に係る同行支援経費の補助を行う。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等地域生活定着支援事業	1,941	継続	民間支援団体に地域生活定着支援員を配置し、一時保護所等退所後のDV被害者が、地域生活に定着するための支援を実施する。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等セーフティネット強化支援事業	2,849	継続	民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携したDV被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みを構築する。
生活こども部	児童福祉・青少年課	児童相談活動	73,531	継続	児童相談所で子どもに関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な支援を行い、児童虐待の防止等、児童福祉の向上を推進する。
生活こども部	児童福祉・青少年課	児童虐待防止対策の推進	75,327	継続	虐待防止のための人材育成を図るとともに、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、保護・支援から再発防止、自立支援に至るまで、一貫した虐待防止対策を推進する。
生活こども部	児童福祉・青少年課	社会的養護の推進	3,453,555	継続	里親委託や施設のケア単位の小規模化を推進し、虐待等により社会的養護を必要とする児童が家庭的な養育環境の中で生活できるようにする。
教育委員会	義務教育課	児童虐待防止に関する教職員研修の推進	0	継続	小中学校人権教育推進協議会において児童虐待防止に関する研修を実施する。 ※人権教育推進協議会の予算で対応
警察本部	生活安全部人身安全対策課	配偶者からの暴力事案に対する指導・取締り及び被害者の保護対策(再掲)	21	継続	被害者の意向を踏まえつつ、各種法令を積極的に適用して加害者の検挙に努めるほか、配偶者暴力防止法に基づく保護命令・援助措置等に適切に対応するとともに、関係機関との情報共有を図り、被害者の保護対策を推進する。
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るためにの対策	31	継続	声掛け・つきまとい、公然わいせつ等性犯罪等の前兆とみられる事案等発生時に、情報の収集・分析、犯行が予測される現場周辺での警戒活動、検挙、指導、警告等により、重大事件を未然に防止する先制・予防的活動を推進する。
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	児童虐待ゼロ！プロジェクトの推進	60	継続	「事件対処」、児童相談所等との「関係機関との連携」及び「被害の見逃し防止」を3本柱とした「児童虐待ゼロ！プロジェクト」により、児童虐待の早期発見による未然防止の取組を強化する。

### (3) 性犯罪・性暴力、ストーカー事案、インターネット上の暴力等への対策の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	消費生活課	女性向け防犯意識向上対策	286	継続	女性が被害者となるわいせつ事案等の悪質な犯罪が発生する中、女性(主に女子中高生・大学生)の防犯意識の向上を図るため、啓発冊子を作成する。
生活こども部	生活こども課	犯罪被害者等支援	4,810	継続	犯罪被害者支援に係る相談支援員の設置、スーパー・バイザー(臨床心理士等)招聘、県民理解のための啓発活動を実施する。
生活こども部	生活こども課	性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター運営	15,196	継続	性犯罪・性暴力被害者の心身のサポートをワンストップで行う群馬県性暴力被害者サポートセンターを運営する。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居(再掲)	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高める。
警察本部	警務部広報広聴課	犯罪被害者支援のための広報推進	546	継続	性犯罪被害者等に対し、ポスター・やリーフレット等により各種支援制度や相談窓口を紹介するほか、講演会等を開催して、犯罪被害者支援の重要性と必要性を訴え、「社会全体で被害者を支え、被害者を生まず誰もが安全で安心して暮らせる社会」の気運の醸成を図る。
警察本部	生活安全部人身安全対策課	ストーカー行為に対する指導・取締り及び被害者の保護対策	1,689	継続	被害者の意向を踏まえつつ、ストーカー規制法を始め、各種法令を積極的に適用して行為者の検挙に努めるとともに、警告・援助等の行政措置によって被害の発生や拡大を防止し、被害者の保護対策を推進する。
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るためにの対策(再掲)	31	継続	性犯罪発生状況及び性犯罪等の前兆となる声掛け事案等発生時の情報収集・分析やこれまでの教訓となる対応に基づき、被害防止に関する知識及び技能を学ぶため、子供や女性を対象とした防犯講話や護身術指導教室等を積極的に開催する。
警察本部	生活安全部生活環境課	人身取引事犯対策	0	継続	出入国在留管理局等の関係機関と連携し、悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び事案の解明等人身取引事犯対策を推進する。
生活こども部	生活こども課	ネットによる誹謗中傷相談窓口	6,642	継続	インターネット上の誹謗中傷等の被害相談に対し、相談員が相談内容に応じて具体的な対処方法等の助言を行うほか、必要に応じて法律相談や臨床心理士による専門相談に繋げる。

## 5 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

### (1) ひとり親家庭等の自立支援

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	児童福祉・青少年課	ひとり親家庭子育て支援事業	3,665	継続	仕事や病気等で一時的な支援が必要な場合に援助者を紹介するファミリーサポートセンターの利用料の一部を補助する。
生活こども部	児童福祉・青少年課	母子家庭等自立支援給付金事業	19,542	継続	母子家庭の母等が就業に有利な知識・技能の習得又は資格取得を目指す場合に、給付金を支給する。
健康福祉部	国保援護課	母(父)子家庭等医療費補助	625,663	継続	母(父)子家庭の母(父)と子ども、父母のいない子どもが安心して必要な医療を受けられるよう、経済的負担の軽減などを目的として、市町村が医療費の自己負担分を助成する事業に対して補助する。
産業経済部	労働政策課	母子家庭の母等の職業的自立促進	*	継続	母子家庭の母等の職業的自立を促すため、職業訓練を実施する。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居(再掲)	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高める。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅家賃減免	0	継続	世帯の収入が基準額以下の場合は家賃を減免する。

### (2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター運営	19,929	継続	外国人県民が、在留手続き、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等に係る相談ごとが生じた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、多言語で相談に応じる「ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター」を運営する。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	メディカルインターブリターナー養成・研修事業	939	継続	言語の問題で医療サービスが十分に受けられない外国人県民を支援するため、医療通訳ボランティアを養成・研修する。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	医療通訳派遣	560	継続	医療通訳派遣コードィネート業務並びに医療通訳派遣システムの構築に必要な調査研究を行う「ぐんま医療通訳派遣システム運営委員会」(構成員:県、NPO法人、県観光物産国際協会)に負担金を交付する。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	災害時多言語支援センター設置運営訓練	431	継続	災害時において、災害時要配慮者となる可能性の高い外国人住民に対し、より一層配慮した対応ができるようになるために、①災害時外国人通訳ボランティア養成講座、②外国人住民が避難所を模擬体験できる訓練を実施する。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	ぐんまで日本語プロジェクト	3,621	継続	県内の日本語教育に関する総合的な体制整備を進める。 ①総合調整会議の設置、②日本語教育ボランティアの養成、③外国人日本語教育ボランティアの養成、④市町村の実施する日本語教育事業への補助を行う。
健康福祉部	介護高齢課	介護の仕事PR	0	休廃止	「介護の日(11月11日)」を機に、介護についての理解と关心を喚起し、介護職等のイメージアップと働きがいのある仕事であることの再認識を図るため、イベントを開催する。
健康福祉部	介護高齢課	児童・生徒向け動画の作成	620	継続	将来の介護を担う小・中・高校生を対象に、介護に関する理解を深めるため、動画を作成し発信する。
健康福祉部	介護高齢課	介護知識・技術普及啓発	3,001	継続	介護に関する研修を実施し、高齢者介護に関する知識・技術の普及を図る。
健康福祉部	介護高齢課	高齢者の生きがいと健康づくり支援	31,908	継続	単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の自主活動の促進と健全な育成を図るために、市町村が交付する助成額に対し補助を行う。
健康福祉部	介護高齢課	介護保険制度普及パンフレットの作成	342	継続	介護保険制度について県民の理解を深め、制度を周知・啓発するための冊子を作成。関係機関等への配布のほか、同内容を県HPに掲載する。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	介護予防対策推進事業	25,054	継続	①介護予防を行う市町村の支援。②市町村担当者や介護予防従事者への研修実施。③介護予防や各分野のリハビリテーションが円滑に実施されるよう体制整備の推進。
健康福祉部	介護高齢課	国保連苦情処理体制整備補助	6,000	継続	介護保険サービスに関する利用者からの苦情処理機関である国民健康保険団体連合会に対して、体制整備の支援を行う。
健康福祉部	介護高齢課	高齢者住宅改造費助成	*	継続	所得税非課税世帯で60歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等を対象に、市町村が自家のパリアフリー工事を伴う改造費用を助成した場合に市町村補助を行う。(在宅要援護者総合支援(高齢者分)のメニュー事業)
健康福祉部	障害政策課	思いやり駐車場利用証制度	178	継続	「思いやり駐車場利用証制度」の実施により対象者がいつでも車いす駐車場を利用できる環境を整備する。
健康福祉部	障害政策課	福祉のまちづくり推進	87	継続	「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づく施策を推進する(普及啓発、特定生活関連施設の届出審査、適合証交付)。
健康福祉部	障害政策課	障害者就業・生活支援センター事業	54,000	継続	県内9カ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を配置。離職者又は離職するおそれのある在職者など就職や職場定着が困難な障害者への相談・定着支援を行う。
健康福祉部	障害政策課	障害者虐待防止対策支援事業	3,503	継続	県障害者権利擁護センターを設置し、虐待相談の受付、関係機関とのネットワーク会議の開催、障害福祉サービス事業所等への指導員派遣(出前講座)、広報・啓発、市町村への専門職チームの派遣、虐待防止・権利擁護研修等を実施する。
産業経済部	労働政策課	シルバー人材センター事業補助	8,900	継続	定年退職後等に自分の能力を活かしたい、また社会参加のために働きたいという高齢者に臨時・短期的又はその他の軽易な就業の場を提供するシルバー人材センター及びミニシルバー人材センター等を構成員とするシルバー人材センター連合に対し補助する。
産業経済部	労働政策課	シニア就業支援センター	8,667	継続	中高年齢者の再就職のための就職相談・職業紹介に加え、就農・起業・ボランティア等の多様なニーズの相談・情報提供を行う就業支援事業を実施する。シニア向けセミナー、企業とシニアの交流会を年2回ずつ開催する。

産業経済部	労働政策課	障害者雇用促進対策	37,359	継続	障害者の就労先・実習先を開拓し、障害者就業・生活支援センターの登録者等の就労・実習に結びつける。障害者テレワークのアドバイザー派遣、企業向けセミナーや合同企業説明会等を実施する。
産業経済部	労働政策課	障害者就労サポートセンター	5,204	継続	ハローワークや特別支援学校等の関係機関との連携による県内10地域における就労支援ネットワークの構築等を実施する。
産業経済部	労働政策課	ぐんまグッジョブフェア	1,456	継続	群馬の障害者雇用における啓発イベントとして、オンラインによる講演会を実施する。
産業経済部	労働政策課	障害者能力開発	23,031	継続	障害者の職業能力開発機会の充実を図るため、次の事業を実施する。 ・障害者委託訓練(知的・身体・精神障害者を対象とした委託訓練)
県土整備部	交通政策課	市町村乗合バス車両購入費補助	13,004	継続	県民生活の足を守るため、市町村が運営する路線バスの、車両購入経費を補助する。
県土整備部	交通政策課	交通施設バリアフリー化補助	9,856	継続	駅のバリアフリー化に要する経費の一部を補助する。
県土整備部	交通政策課	バス運行対策費補助(車両償却費等)	22,641	継続	赤字の生活交通路線を運行するバス事業者に対して、バリアフリー車両の購入に係る減価償却費等を補助する。
県土整備部	道路管理課	道路におけるバリアフリー対策	*	継続	県が管理している国道や県道において、バリアフリー対応の改修工事を実施する。
県土整備部	住宅政策課	住宅確保要配慮者への居住支援	70	継続	住宅セーフティネット法に基づき組織される「群馬県居住支援協議会」を通じて、住宅確保要配慮者の入居可能な賃貸物件の周知を行う。

### (3) 性的少数者等が抱える困難への理解促進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	性的少数者に関する啓発	414	継続	性的少数者に対する正しい理解を広め、セクシュアリティ(性のあり方)の多様性を認め合う社会づくりを推進することを目的として、講演会及び施策検討会議のほか、性的少数者の相談に応じる相談員向け研修会を実施。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるんLGBTQ講演会	*	継続	性的少数者(LGBTQ)への理解を深めるための県民向け講演会を開催する。

## 6 生涯を通じた健康づくりへの支援

### (1) 女性の各ライフステージに応じた健康支援の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	児童福祉・青少年課	先天性代謝異常等検査	43,817	継続	生まれつき酵素やホルモンが欠けているために起こる、早期治療が有効な19疾患について検査を行うとともに、検査の結果、要観察や要治療となった児については小児医療センターが中心となって事後フォローを行う。
生活こども部	児童福祉・青少年課	女性の健康支援事業「ぐんま女性の健康・妊娠SOS相談センター事業」	5,525	変更	思春期の悩みや婦人科疾患・更年期障害に関する悩み等、女性特有の健康に関して、電話やSNSにより相談対応することで、生涯を通じた女性の健康づくりを推進する。特に、予期しない妊娠への相談支援の充実を図るために、面談や医療機関等必要な機関への同行支援を行う。
生活こども部	児童福祉・青少年課	不妊専門相談センター事業	1,882	継続	不妊や不育症に悩む夫婦等が気軽に専門相談を受けられるよう、群馬大学医学部付属病院内に設置した群馬県不妊・不育専門相談センターにおいて、電話予約による個別相談を行う。
生活こども部	児童福祉・青少年課	特定不妊治療費助成事業	644,507	継続	高額の治療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)について、経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成する。
健康福祉部	医務課	周産期医療対策	314,907	継続	周産期医療体制の整備を図るため、県が指定及び認定した総合・地域周産期母子医療センターに対する運営費補助や、事業推進のために周産期医療対策協議会を開催するとともに周産期医療情報システムの運営を行う。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	生活習慣病予防対策	119,619	継続	糖尿病及び慢性腎臓病、特定健診・保健指導、たばこ等の生活習慣病対策を行う他、市町村の健康増進事業に対して補助を行う。
健康福祉部	感染症・がん疾病対策課	女性特有のがん対策推進	60	継続	子宫頸がん啓発講演会や啓発リーフレット配布をすることで、乳がん検診及び子宫頸がん検診等の普及啓発を図る。

(2) 人生100年時代を男女ともに健康に過ごすための支援

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	児童福祉・青少年課	思春期保健対策事業	4,000	新規	生涯を通じた健康と性に関する正しい知識の普及啓発を行い、思春期世代の若者たちへ健康と性、ライフデザインを考える機会を提供する。また、各種相談窓口の周知を行い、困ったときに適切な窓口に繋がれるよう仕掛け作りを行う。
健康福祉部	感染症・がん疾患対策課	エイズ予防啓発事業	1,869	継続	県民に街頭や事業所等で、正しい情報の提供に努め、キャンペーンを実施する。教育委員会との連携を強化し、学生等に対し講演会等による啓発事業を行う。
健康福祉部	感染症・がん疾患対策課	特定感染症等検査事業	5,918	継続	HIV等感染者の早期発見を図るため、県内各保健福祉事務所にてHIV検査等及び相談事業を無料、匿名で実施する。
教育委員会	健康体育課	性に関する教育・エイズ教育指導者研修会の開催	28	継続	学校において、性に関する教育及びエイズ教育が効果的に実施されるよう指導方法等の普及啓発を図る。
教育委員会	健康体育課	県立高等学校エイズ講演会推進事業の実施	245	継続	県立高等学校(特別支援学校高等部を含む)で実施する性・エイズ講演会の経費を措置し、性及びエイズ教育の推進に役立てる。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	生活習慣病予防対策	119,619	継続	糖尿病及び慢性腎臓病、特定健診・保健指導、たばこ等の生活習慣病対策を行う他、市町村の健康増進事業に対して補助を行う。
健康福祉部	感染症・がん疾患対策課	女性特有のがん対策推進	60	継続	子宮頸がん啓発講演会や啓発リーフレット配布をすることで、乳がん検診及び子宮頸がん検診等の普及啓発を図る。
健康福祉部	障害政策課	自殺対策の推進	16,211	継続	第3次自殺総合対策行動計画に基づき、市町村への支援強化、地域のネットワーク強化、人材育成、県民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援などの取組を保健福祉のみならず医療、労働、教育、その他関連施策と連携し、市町村や関係団体の協力を得ながら総合的に実施する。

7 防災分野における男女共同参画の推進

(1) 意思決定の場や災害対応の場への女性の参画促進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施区分	事業内容
総務部	危機管理課	市町村地域防災計画の見直しに対する助言・支援	0	継続	市町村地域防災計画の見直しについて、事前相談や修正の報告を受けた際に、国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正状況等を踏まえ、助言や指導事務を実施する。
総務部	消防保安課	県女性防火クラブ指導者育成研修会	0	休廃止	家庭や地域において火災予防や防災を目的に活動している県内の女性防火クラブ幹部を対象に、地区的指導者として必要な知識を習得し、女性防火クラブの健全な育成、活動の強化・促進を図るために、研修会を開催する。

(2) 男女のニーズの違いに配慮した防災対策

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施区分	事業内容
総務部	危機管理課	市町村地域防災計画の見直しに対する助言・支援	0	継続	市町村地域防災計画の見直しについて、事前相談や修正の報告を受けた際に、国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正状況等を踏まえ、助言や指導事務を実施する。
総務部	危機管理課	男女のニーズの違いなどに配慮した物資の備蓄	*	継続	災害等に備え、食料や資機材等の物資を備蓄している。 男女のニーズの違いに配慮し、生理用品や液体ミルクを備蓄している。
総務部	消防保安課	県女性防火クラブ指導者育成研修会	0	休廃止	家庭や地域において火災予防や防災を目的に活動している県内の女性防火クラブ幹部を対象に、地区的指導者として必要な知識を習得し、女性防火クラブの健全な育成、活動の強化・促進を図るために、研修会を開催する。
生活こども部	県民活動支援・広聴課	災害ボランティア普及・啓発、育成事業(官民共創基盤強化の構成事業)	342	継続	災害ボランティア活動のネットワーク組織である「災害ボランティアぐんま」を支援し、災害時に男女のニーズの違いを考慮して、迅速かつ適切に活動ができる体制を整備する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	男女共同参画の視点からの防災等に関する防災研修・啓発事業	*	継続	防災・減災に対する基礎的な知識と心構えや災害対応時には男女両方の視点が必要であることを学ぶためのセミナーを開催する。

8 固定的な性別役割意識の解消

(1) ジェンダー平等の推進に関する広報啓発・情報発信の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま女性活躍推進講演会	303	継続	女性活躍応援の気運醸成を目的として講演会を開催する。
生活こども部	生活こども課	男女共同参画に関する年次報告	39	継続	男女共同参画推進条例の規程に基づき、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況について報告書を作成し公表する。

生活子ども部	生活こども課	群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰・ぐんま輝く女性表彰(再掲)	74	継続	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる個人、女性の活躍推進として顕著な活動を行い、女性にとっての身近なモデルとして活躍が見込まれる団体・個人、それらを支援する団体・個人を表彰する。
生活子ども部	生活こども課	人権教育・啓発の推進(再掲)	0	休廃止	民間団体が自主的に行う人権啓発につながる事業の経費の一部を補助する。
生活子ども部	生活こども課	男女共同参画週間記念事業	0	継続	男女共同参画社会に対する理解を深めるため、男女共同参画週間にちなみ女性団体連絡協議会と共催し、男女共同参画フェスティバルを開催するとともに、男女共同参画に関する展示等を実施する。
生活子ども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター・センター通信の発行	0	継続	地域で活動する男女共同参画グループをはじめ、広く県民に対し、男女共同参画に関する情報やセンターの事業等について情報発信するため、「ぐんま男女共同参画センター通信」を発行するとともに、ホームページに掲載する。
生活子ども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター・図書貸出し、資料収集	70	継続	図書の購入・貸出しや、他県等の男女共同参画に関する資料の収集・管理を行う。
生活子ども部	ぐんま男女共同参画センター	男女共同参画相談(再掲)	5,628	継続	女性が生活の中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員が電話による相談を実施する。
議会事務局	総務課	ハラスメント研修会	0	新規	ハラスメントの事例や被害者に及ぼす影響について、県議会議員が共通認識・理解を得ることによりハラスメント防止に資すること目的に研修会を実施

## (2) NPO法人等多様な主体との協働・連携の促進

生活子ども部	生活こども課	ぐんま女性活躍大応援団	30	継続	地域ぐるみで女性活躍の輪を広げることを目的に、県内企業・団体を登録団体とする「ぐんま女性活躍大応援団」を設置し、女性活躍応援メッセージを発信することにより、女性活躍の気運を醸成する。
生活子ども部	生活こども課	市町村男女共同参画基本計画の策定促進	0	継続	市町村における男女共同参画基本計画の策定支援を行う。
地域創生部	地域創生課	地域づくりネットワーク推進(再掲)	2,528	継続	地域づくり団体と県、市町村で構成される「群馬県地域づくり協議会」の運営を通して、多様な主体相互の交流と連携を促進し、地域の魅力を活かした地域づくりを支援する。
生活子ども部	県民活動支援・広聴課	官民共創基盤強化【一部新規】	10,769	新規	「官民共創コミュニティの育成」に向け、市民活動相談窓口の充実や様々な主体による協働を推進する。
生活子ども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター登録団体活動支援(再掲)	0	継続	男女共同参画に資する活動を行う団体を登録。当センター研修室の優先予約や使用料半額、男女共同参画に関する情報提供など、その活動を支援する。

## 9 安心して子育てや介護ができる社会システムの整備

### (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活子ども部	私学・子育て支援課	私立幼稚園預かり保育推進事業費補助	6,560	継続	幼稚園の教育時間終了後及び長期休業期間に、園児を園内で過ごさせる預かり保育を実施する幼稚園に対して補助する。(補助対象:学校法人)
生活子ども部	私学・子育て支援課	私立幼稚園子育て支援推進事業費補助	4,200	継続	子育て支援事業を実施する私立幼稚園に対して補助する。(補助対象:学校法人)
生活子ども部	私学・子育て支援課	保育所緊急整備事業	3,355	継続	市町村が実施する保育所の創設、改築及び大規模修繕等の施設整備事業にかかる経費の一部を補助する。(補助対象:市町村)
生活子ども部	私学・子育て支援課	認定こども園整備事業	536,963	継続	市町村が実施する認定こども園の創設、改築及び大規模修繕等の施設整備事業にかかる経費の一部を補助する。(補助対象:市町村)
生活子ども部	生活こども課	ぐーちょきパスポート事業	1,876	継続	子ども一人ひとりを社会全体で応援する機運の醸成を図るために、ぐーちょきパスポートを配布するとともに、企業や店舗への協賛加入の働きかけを行う。
生活子ども部	私学・子育て支援課	子ども・子育て支援整備交付金	100,181	継続	市町村が実施する子ども・子育て支援新制度に基づく放課後児童クラブ等の施設整備に対して補助する。
生活子ども部	私学・子育て支援課	子ども・子育て支援交付金	2,648,722	継続	市町村が実施する子ども・子育て支援法に定められた13の「地域子ども・子育て支援事業」(放課後児童健全育成事業等)に対して補助する。
健康福祉部	国保援護課	子ども医療費補助	3,891,070	継続	次代を担う子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、中学生以下の子どもを対象に、市町村が医療費の自己負担分を助成する事業に対して補助する。
産業経済部	経営支援課	中小企業パワーアップ資金(職場創造支援要件)	0	休廃止	高齢者、障害者及び女性が働きやすい職場環境を整備しようとする中小企業に資金を以下の要件により融資する。 ・融資限度額 50,000千円 ・融資利率 1.7%以内(信用保証付1.3%~1.4%以内) ・融資期間 12年以内(据置期間2年以内)
産業経済部	観光魅力創出課	ぐんまビジタートイレ認証制度	938	継続	誰もが安心して快適に使用することができるトイレの維持・整備を推進し、県内観光地等のイメージアップを図る。
教育委員会	生涯学習課	学校・家庭・地域の連携協力推進事業	35,466	継続	地域の住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校外における子どもたちの活動支援を行う。

(2) 多様な状況に応じた介護を支援するための体制整備

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	地域包括ケアシステムの深化・推進	67,567	継続	在宅療養を希望する県民が、その状態に応じた療養生活を送ることができるよう、在宅医療の提供体制の充実を図るとともに、多職種協働による連携体制を構築する。また、市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業について、医師会等の関係機関と連携し、事業の円滑な推進を支援する。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	認知症施策の推進	53,091	継続	認知症の正しい理解の普及と地域で支える人材の養成のため市町村が行う認知症サポート一體化やチームオレンジの整備、活動促進を支援する。また、早期診断や早期支援のための専門職向け研修、認知症疾患医療センターの整備や若年性認知症支援コーディネーターの設置等により地域の支援体制の充実を図る。
健康福祉部	介護高齢課	多様な福祉・介護サービス基盤の整備	643,312	継続	地域の実情に応じた介護サービスの提供を推進するため、地域密着型介護施設等の整備促進を行う。また、老朽化の進んだ特別養護老人ホーム等の大規模修繕に対し補助を行う。

10 あらゆる場を通じた教育・学習の充実

(1) 学校教育における人権教育の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
教育委員会	義務教育課	人権教育研修・指導	105	継続	公立小学校、中学校及び特別支援学校の教員を対象に、地区別人権教育研究協議会を開催し、授業研究会等を通して、指導力の向上を図る。
教育委員会	義務教育課	人権教育推進関係会議	103	継続	校種別のの人権教育推進協議会や県市町村人権教育推進連絡協議会を開催し、人権教育推進のための課題や施策に関する協議・情報交換等を行い、教員の指導力の向上や市町村における人権教育の改善・充実を図る。
教育委員会	義務教育課	人権教育・啓発	330	継続	指導・学習資料、啓発資料等の作成・配布や、啓発ビデオの購入を行い、学校教育及び家庭教育における人権教育の推進を図る。
教育委員会	義務教育課	人権教育研究推進	1,154	新規	小学校1校を指定し、人権教育の指導方法の改善充実を図るとともに、県内に成果を普及する。
教育委員会	義務教育課	道徳教育総合支援事業	2,271	継続	中学校1校を指定するとともに、各学校の道徳教育推進の中核となる教員等を対象に協議会を開催し、指導方法の改善充実を図る。
生活こども部	生活こども課	中学・高校・大学等へのDV防止啓発講師派遣事業(再掲)	540	継続	若年者がDVに対し、正しい知識と理解を深めるため、中学・高校・大学・企業等へ講師を派遣し、データDV防止講座を開催するほか、学校指導者に対して、データDVに係る研修を実施する。

(2) 地域、家庭における教育・学習の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	人権教育・啓発の推進(再掲)	0	休廃止	民間団体が自主的に行う人権啓発につながる事業の経費の一部を補助する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるんセミナー	124	継続	男女共同参画の視点から社会を見つめ直すセミナーを開催する。
教育委員会	生涯学習課	ぐんま県民カレッジ	987	継続	県、市町村、大学、カルチャーセンター等の様々な機関と連携し、多様な学習機会を提供する。
教育委員会	生涯学習課	人権教育指導者研修会	301	継続	社会教育における人権教育推進の中核となる指導者を対象に、その資質の向上を図るために研修を各教育事務所で実施する。
教育委員会	生涯学習課	人権教育指導者養成講座	390	継続	人権問題に関する啓発活動の充実に資するため、県内5市町村に委託し人権教育指導者養成講座を実施、社会教育における人権教育指導者の資質の向上を図る。

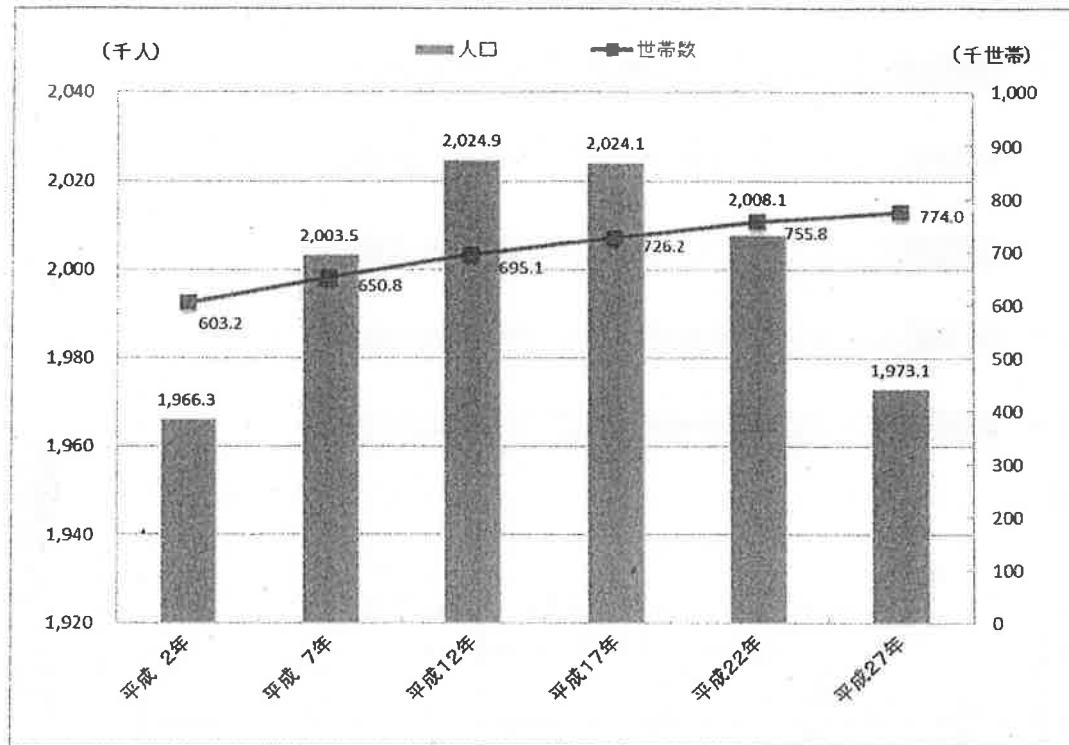
## 第3部 男女共同参画に関する主な指標等

### 第1章 群馬県の人口

平成27年国勢調査で群馬県の人口は200万人を下回った。一方、世帯数は増加を続けており、世帯の小規模化が進んでいることがわかる。

年齢別人口の割合は、支え手である生産年齢人口が減少し、支えられる世代（年少人口・老年人口）の割合が増加している。その増加は、老年人口の大幅な増加による。

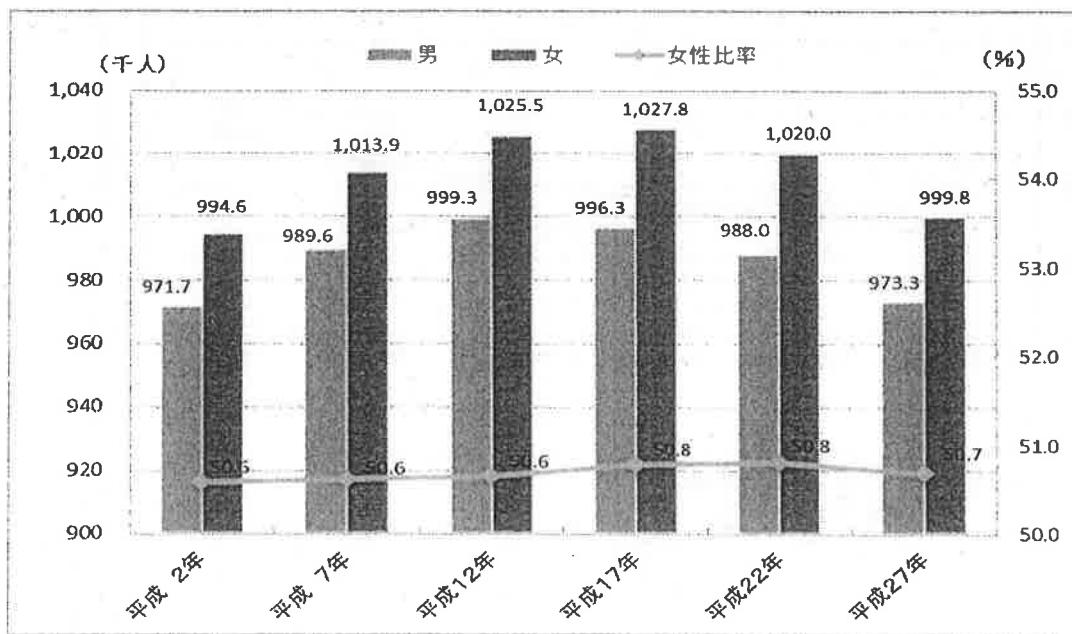
#### 1. 人口・世帯数の推移



(備考) 1. 総務省「国勢調査」結果より作成。

2. 各年10月1日現在。

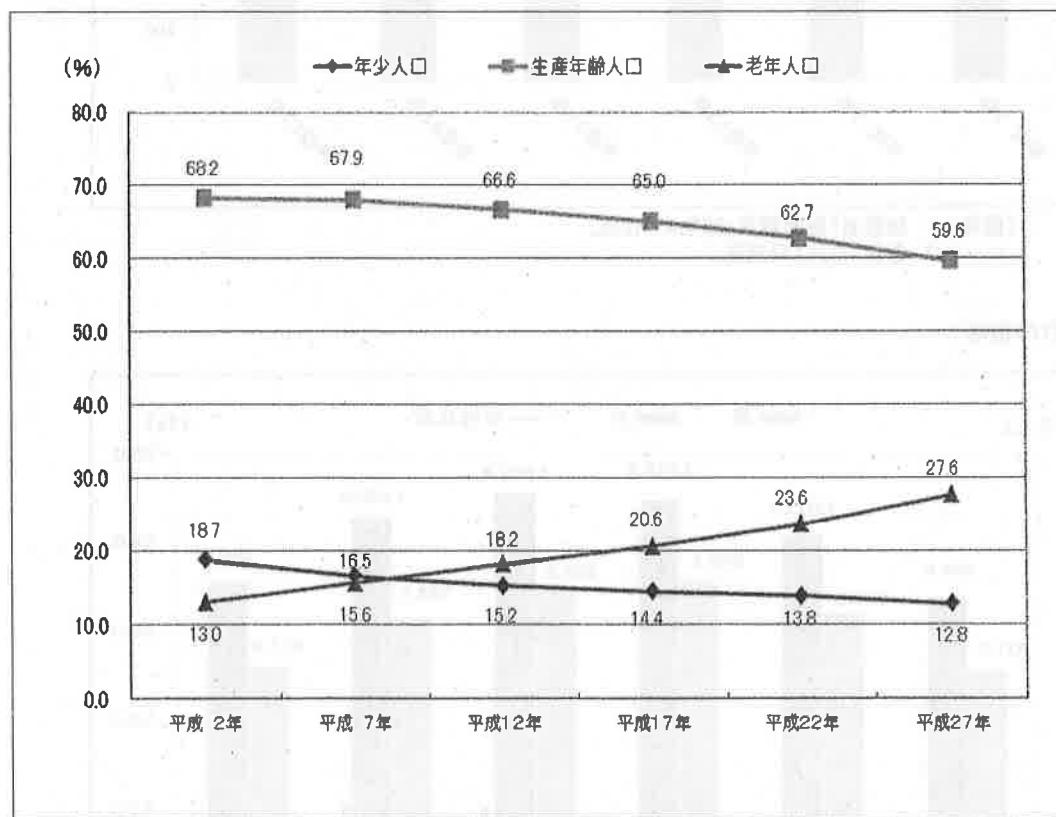
#### 2 男女別人口の推移



(備考) 1. 総務省統計局「国勢調査」時系列データより作成。

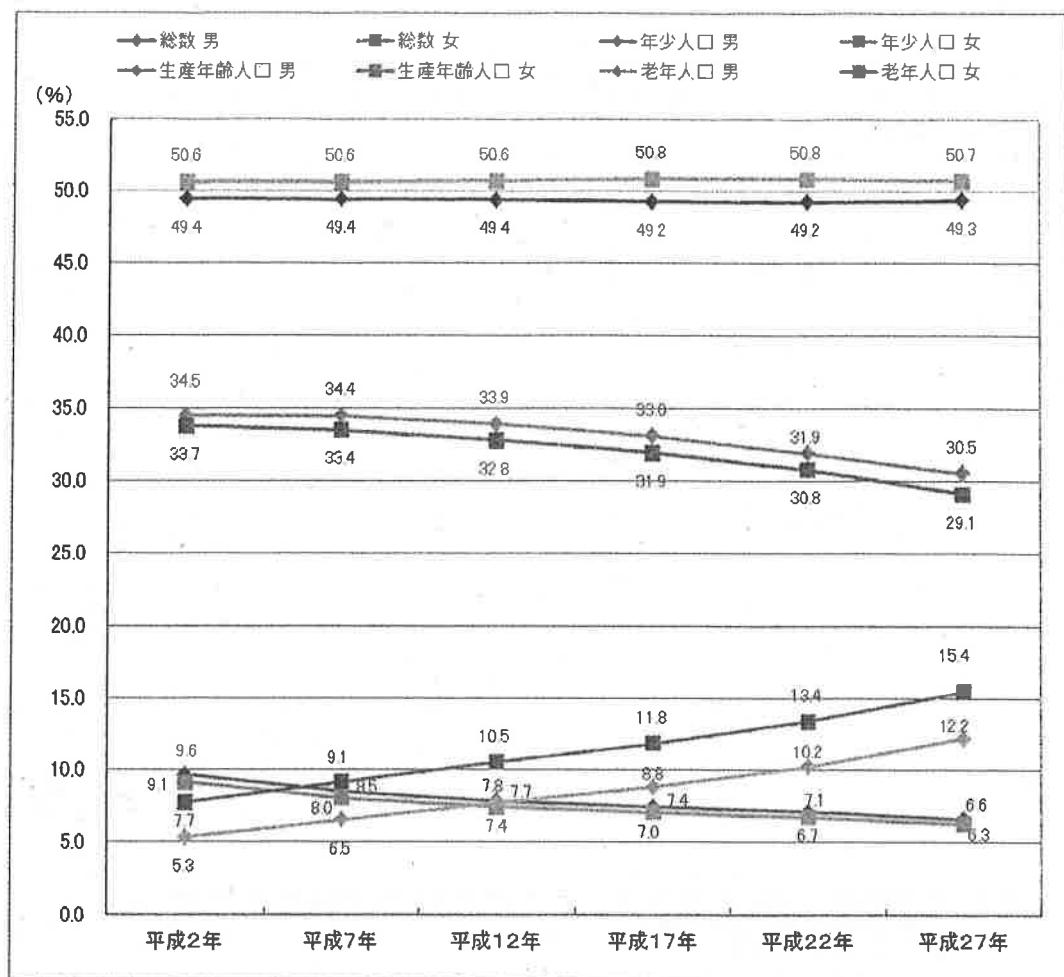
2. 各年10月1日現在。

### 3. 年齢3区分人口の推移



(備考) 1. 総務省「国勢調査」結果より作成。  
 2. 各年10月1日現在。  
 3. 年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)

#### 4. 年齢3区分人口の男女別推移

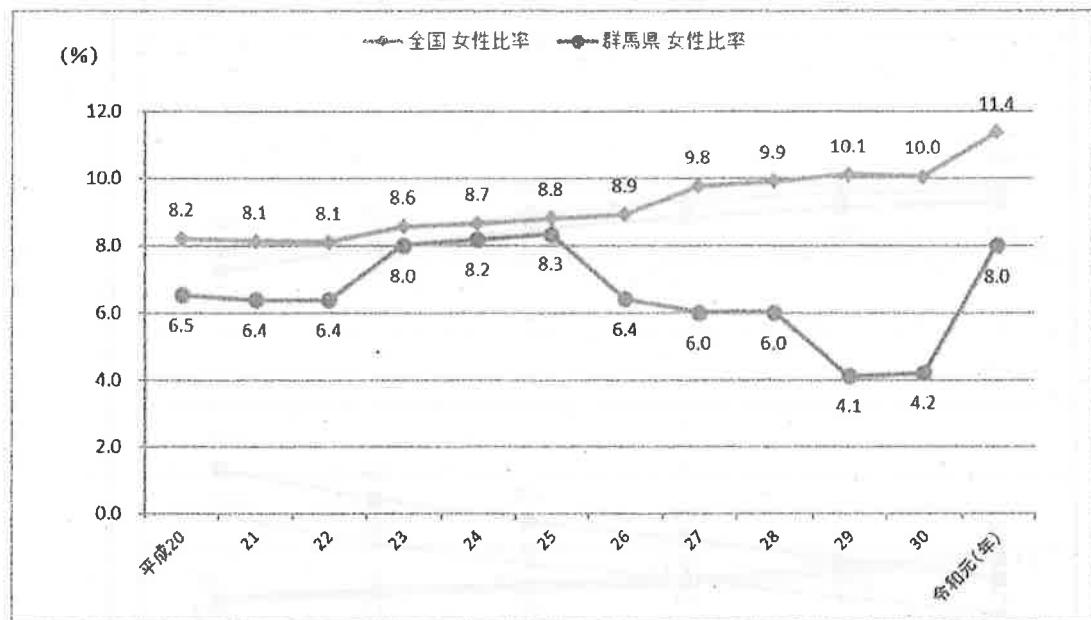


(備考) 1. 総務省「国勢調査」結果より作成。  
 2. 各年10月1日現在。  
 3. 年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老人人口(65歳以上)

## 第2章 政策・方針決定過程への女性の参画

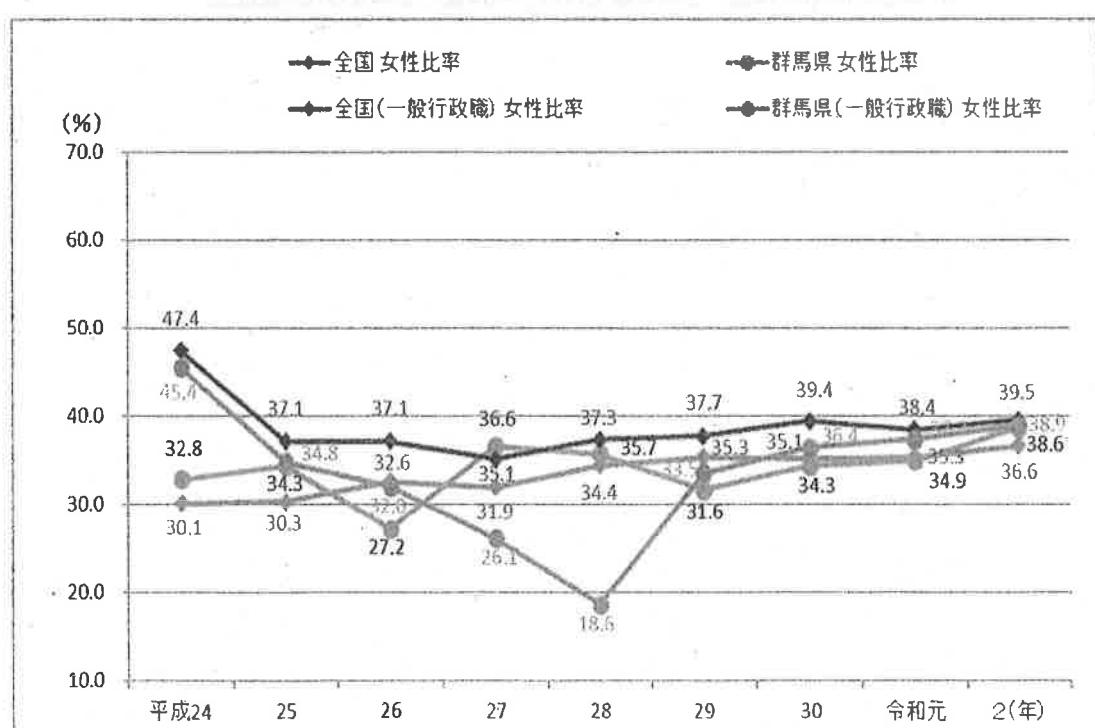
群馬県の、責任ある立場・意思決定への女性の参画の全般的状況は、全国的には中位の水準である。個別には、農業委員は全国水準を上回り、都道府県女性議員及び地方公務員（都道府県一般行政職）の管理職は全国の水準を下回っている。

### 1. 地方議会（都道府県）における女性議員割合の推移



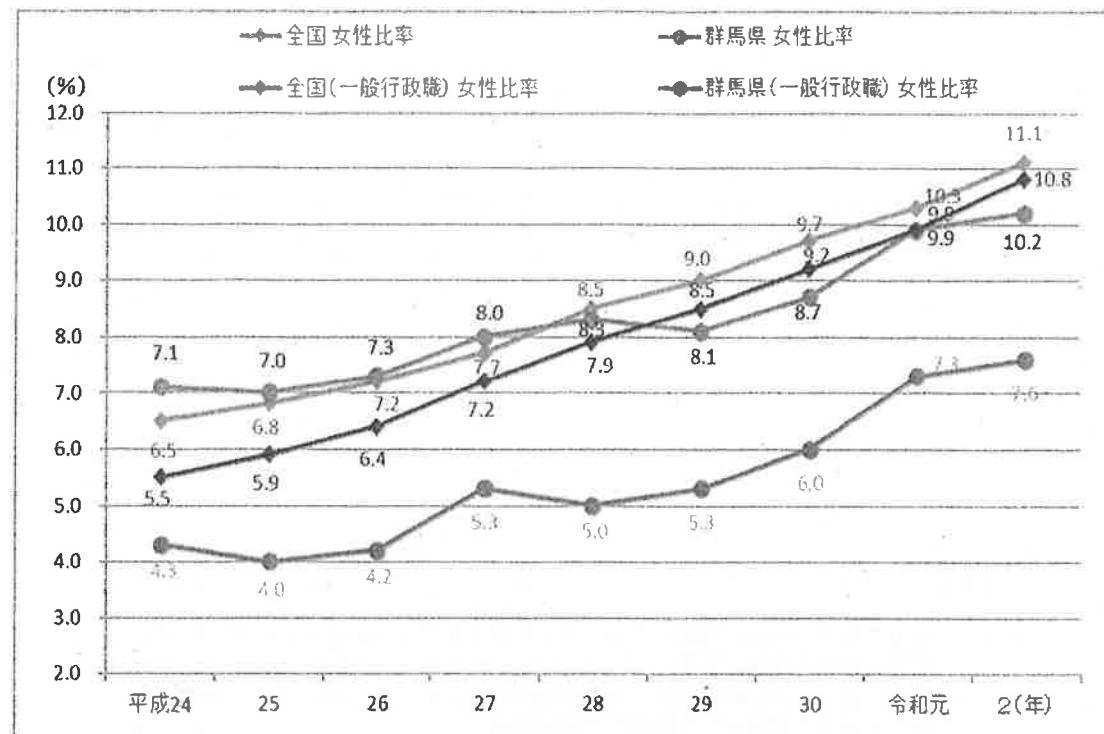
(備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
2. 各年12月31日現在。

### 2. 地方公務員（都道府県）採用者に占める女性割合の推移



(備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
2. 各年の採用状況は、前年度（前年4月1日から当年3月31日）の採用状況である。

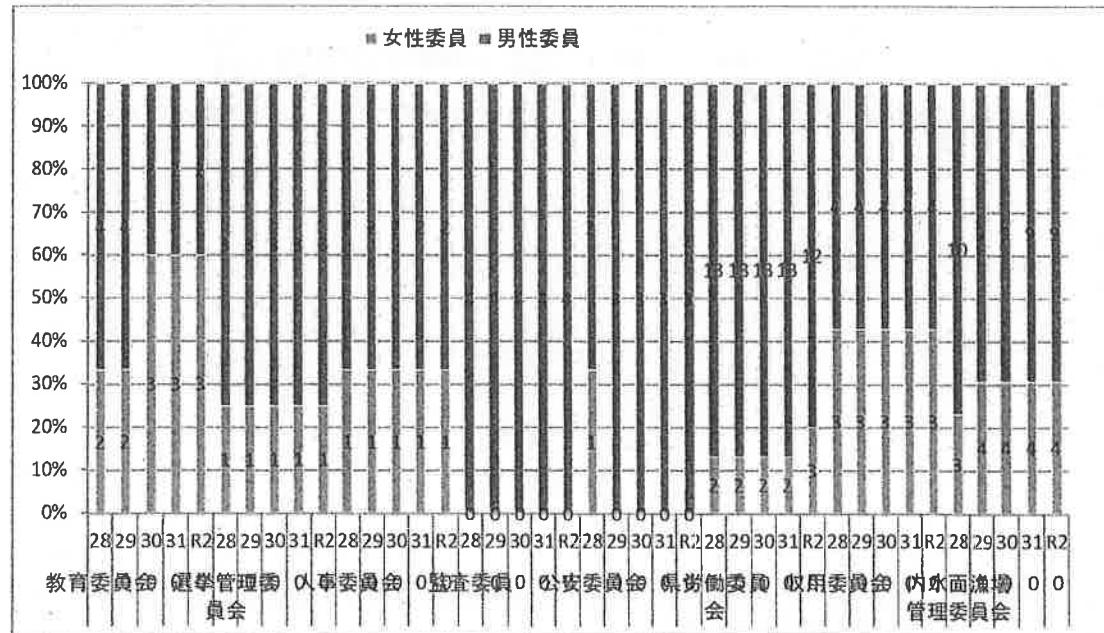
### 3. 地方公務員 都道府県)管理職に占める女性割合の推移



(備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
2. 各年原則4月1日現在。

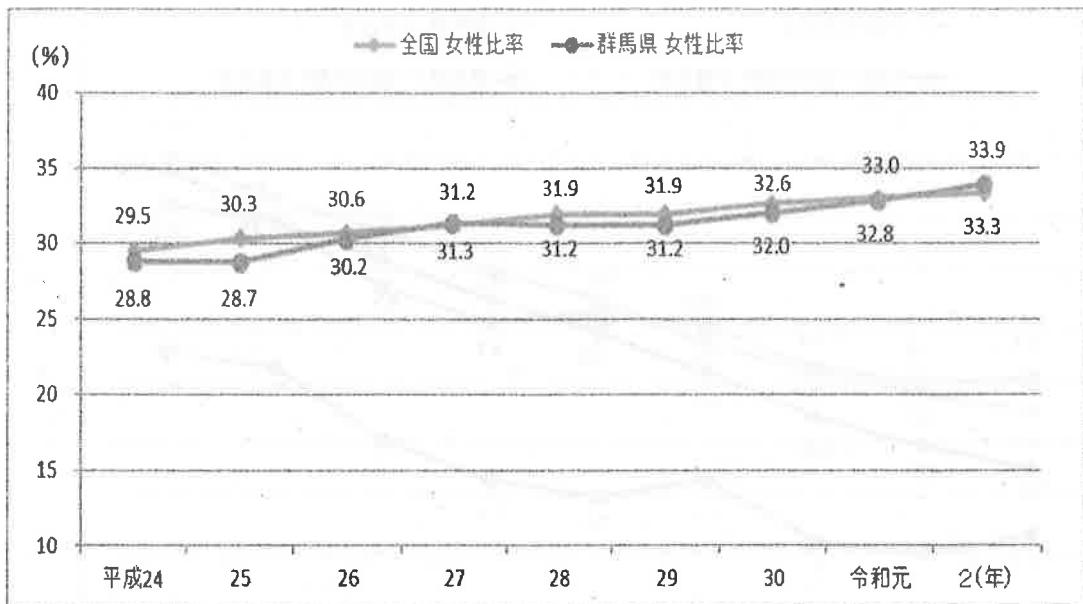
### 4. 地方公共団体 都道府県)の審議会等における女性割合の推移

#### (1) 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等への女性の登用(群馬県)



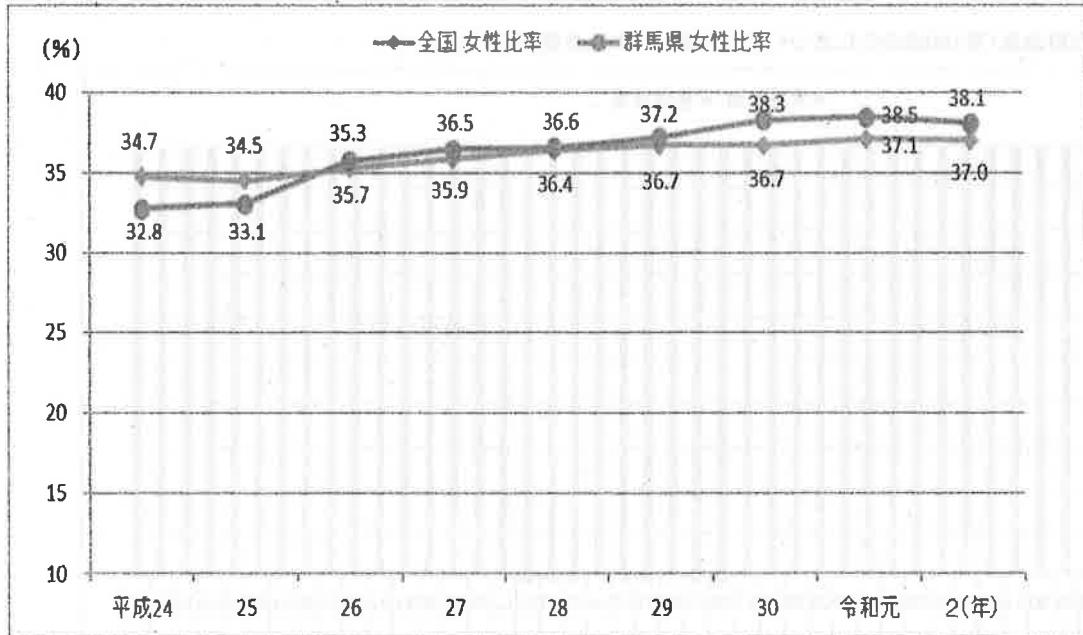
(備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
2. 各年原則4月1日現在。  
3. グラフ上の数字は、委員数を表す。

(2) 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等委員への女性の登用



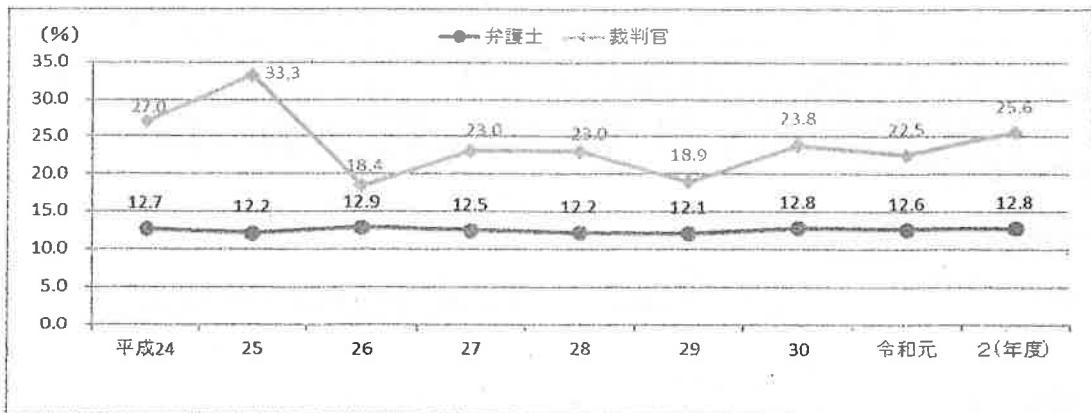
- (備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
 2. 調査対象は、法律又は法令により地方公共団体に置かなければならない審議会等のうち、各年3月時点での内閣府が把握したもの。  
 3. 調査時点では、都道府県によっては設置していない、もしくは委員の任命をおこなっていないものもある。  
 4. 調査時点は、各年3月31日又は4月1日現在であるが、地方自治体の事情により異なる場合がある。

(3) 女性委員登用目標の対象である審議会等委員への女性の登用



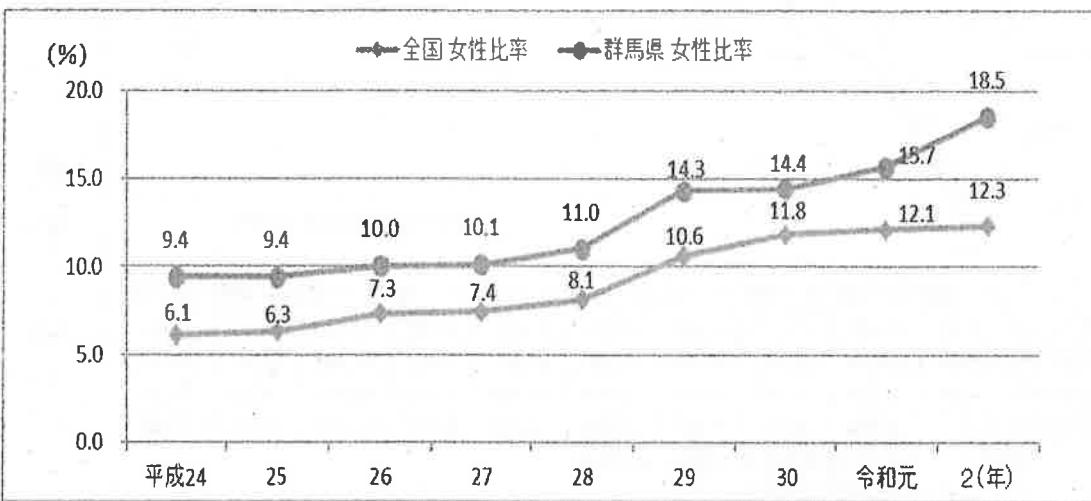
- (備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
 2. 調査時点は、各年3月31日又は4月1日現在であるが、地方自治体の事情により異なる場合がある。

## 5. 司法分野における女性割合の推移 群馬県)



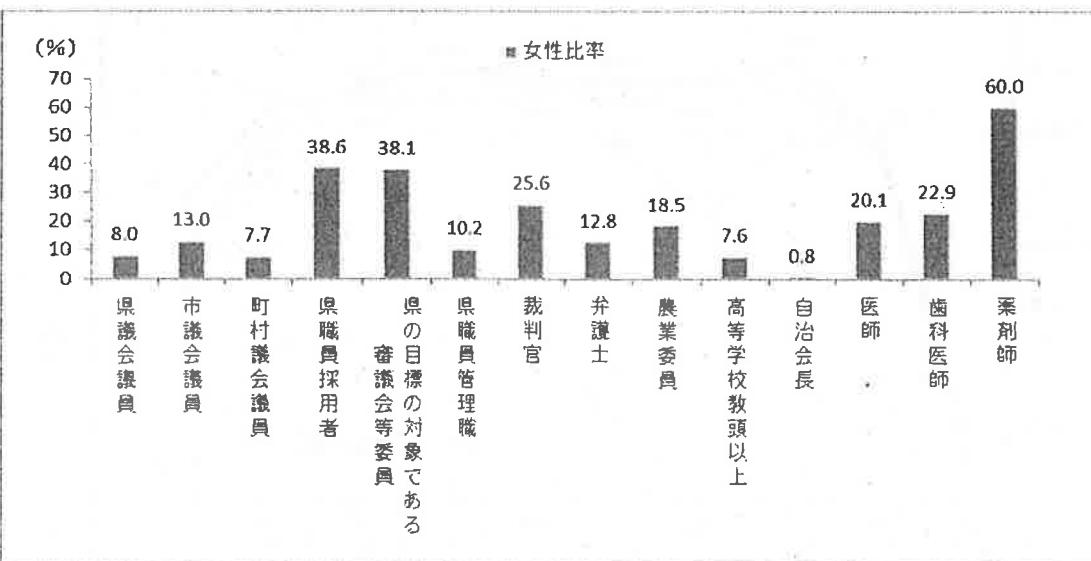
(備考) 1. 弁護士については、弁護士白書より作成。  
2. 裁判官については、前橋地方裁判所総務課資料より作成。  
3. 弁護士については3月31日現在、裁判官については翌年度4月現在。

## 6. 農業委員会における女性の参画状況の推移



(備考) 1. 農林水産省経営局就農・女性課「農業委員への女性の参画状況」より作成。  
2. 各年10月1日現在。

## 7. 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合 群馬県)



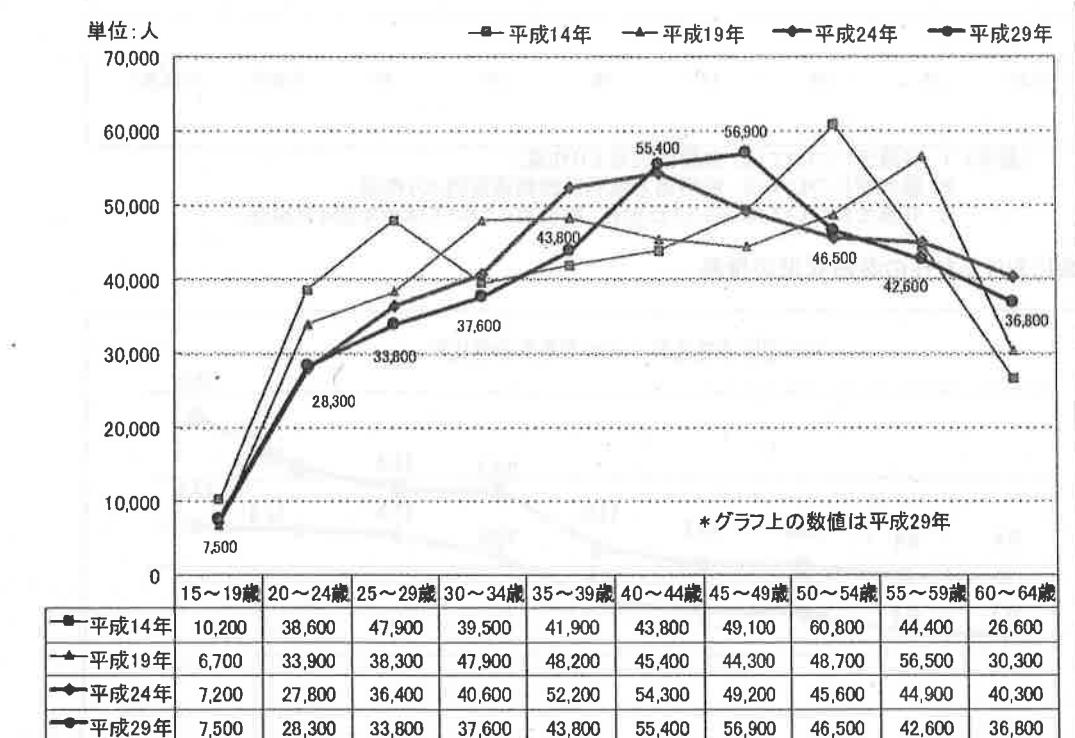
(備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和2年度)」等より作成。  
2. 医師・歯科医師・薬剤師は平成30年、その他は令和2年データ。  
3. 高等学校教頭以上は、公立高校(全日制・定時制)を対象とする。

### 第3章 就業分野における男女共同参画

群馬県の女性の年齢別有業率は、かつて30歳代前半に見られた落ち込みがほぼ解消され、いわゆるM字型から台形へと移行した。しかし、「4.男女別年齢階級別雇用形態」と照合してみると、M字の底の上昇には、当該年齢層の女性の非正規雇用者の増加が影響していることが伺える。

一般労働者の男性を100とした場合、女性の所定内給与は74.2(令和2年)で、同年の全国値74.3とほぼ同水準である(厚生労働省「賃金構造統計調査」)。平成23年の71.8に比べるとその差は縮まってきたものの、なお男女格差がある。所定内賃金の水準は企業規模が大きいほど高い傾向にあるが、どの規模の企業群にも所定内賃金の男女差が見られる。

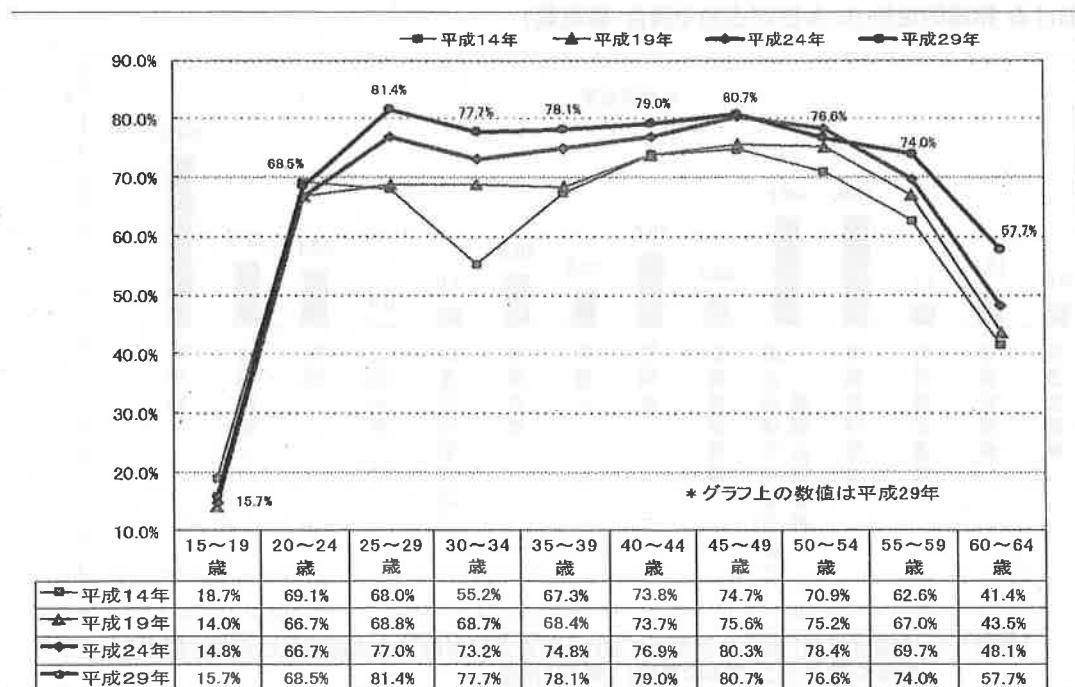
#### 1. 女性の年齢階級別有業者数の推移 群馬県)



(備考) 1 総務省「就業構造基本調査」より作成

2 各年10月1日現在

#### 2 女性有業率の推移 群馬県)

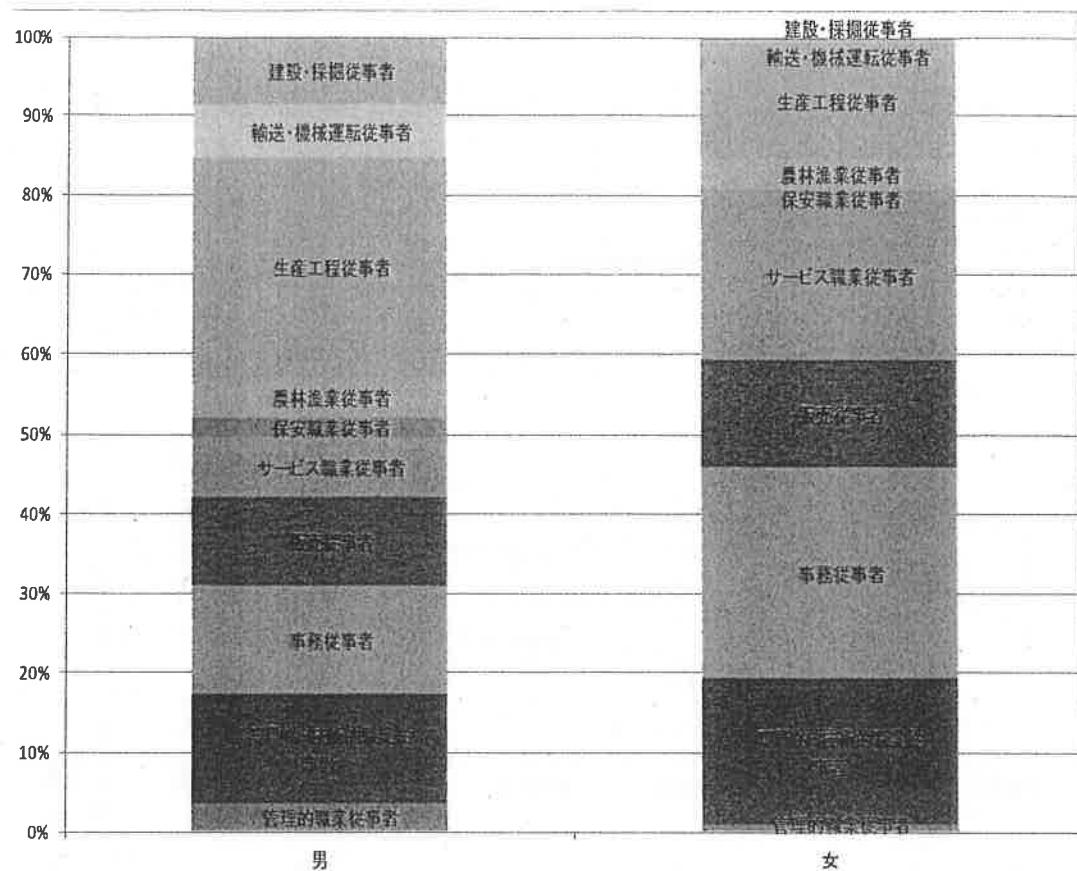


(備考) 1 総務省「就業構造基本調査」より作成

2 各年10月1日現在

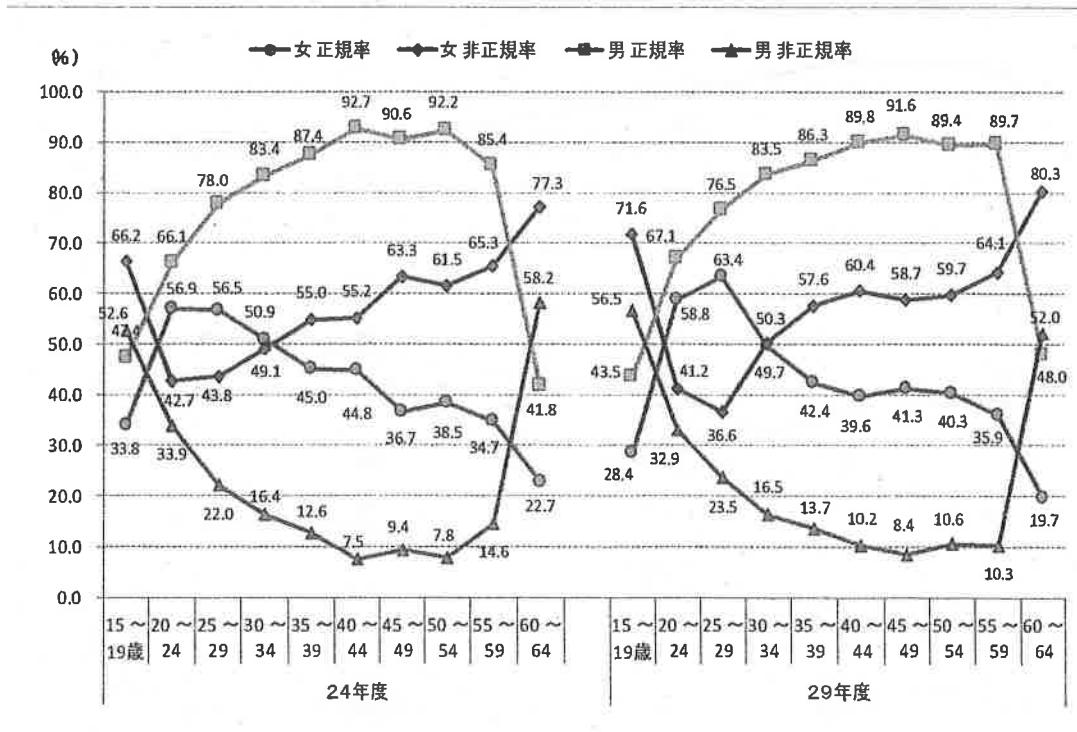
3 有業率=年齢階級別女性有業者数÷年齢階級別女性数

### 3. 男女別職業構成 群馬県)



(備考) 総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成。

### 4. 男女別年齢階級別雇用形態 群馬県)

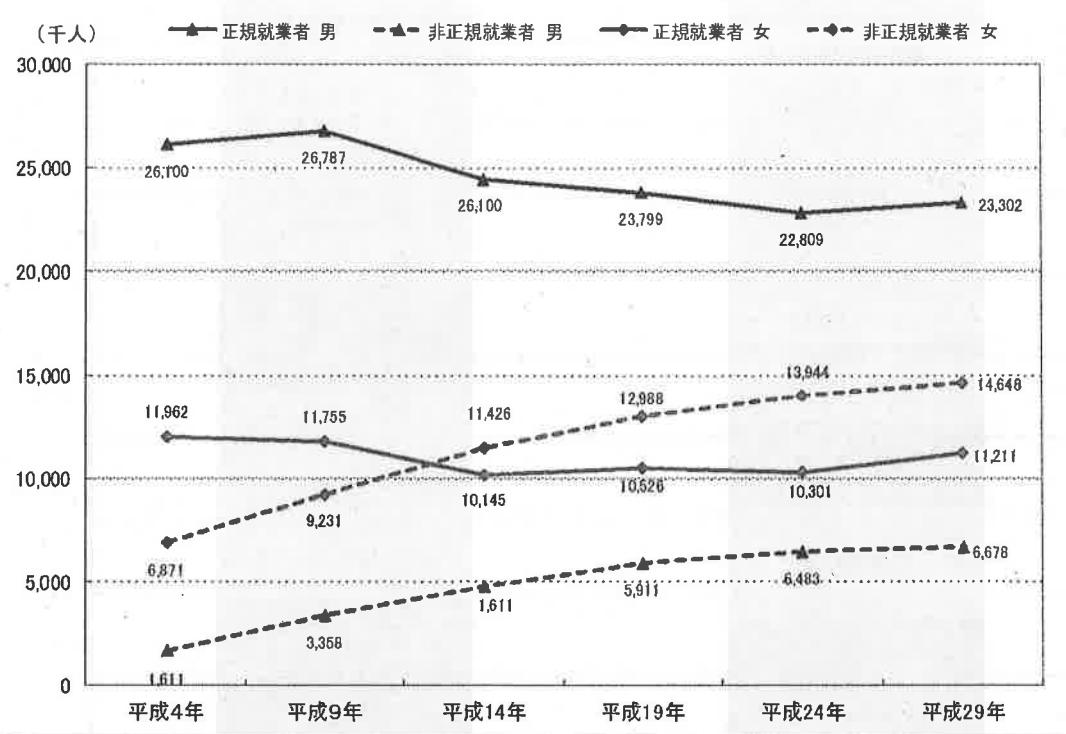


(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成

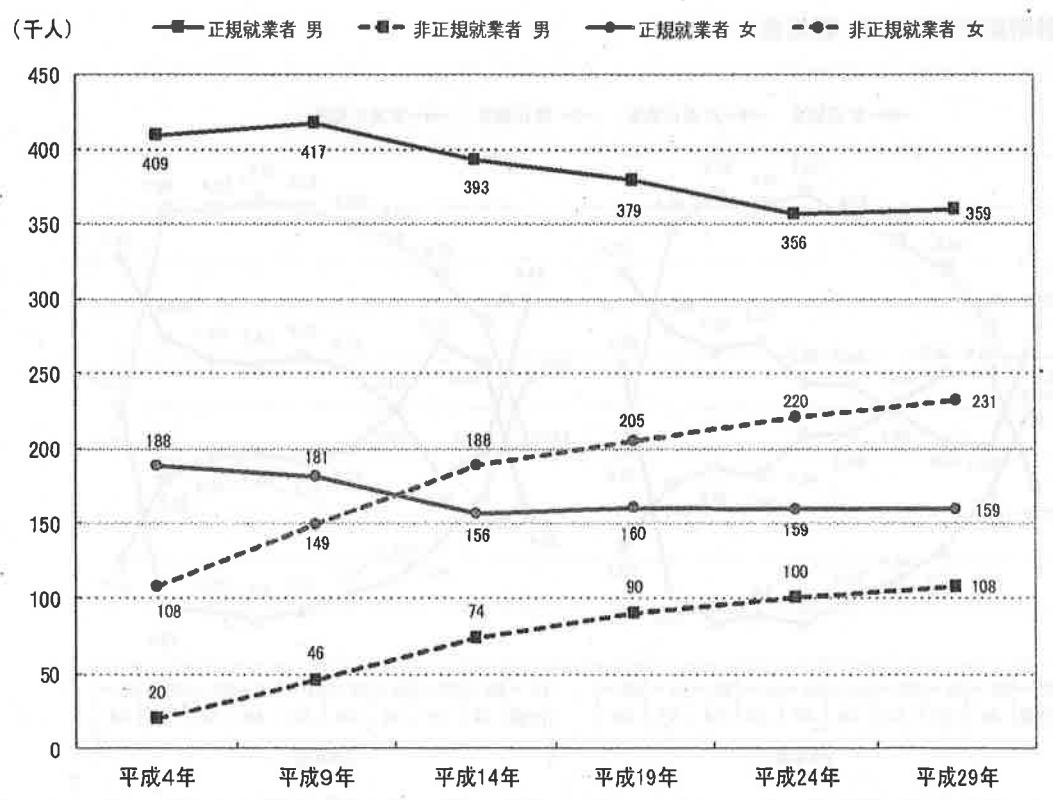
2. 男女別正規率: 男女別正規従業員数 ÷ 男女別雇用者総数、  
男女別非正規率: 男女別非正規従業員数 ÷ 男女別雇用者総数

## 5. 雇用形態の推移

<全国>



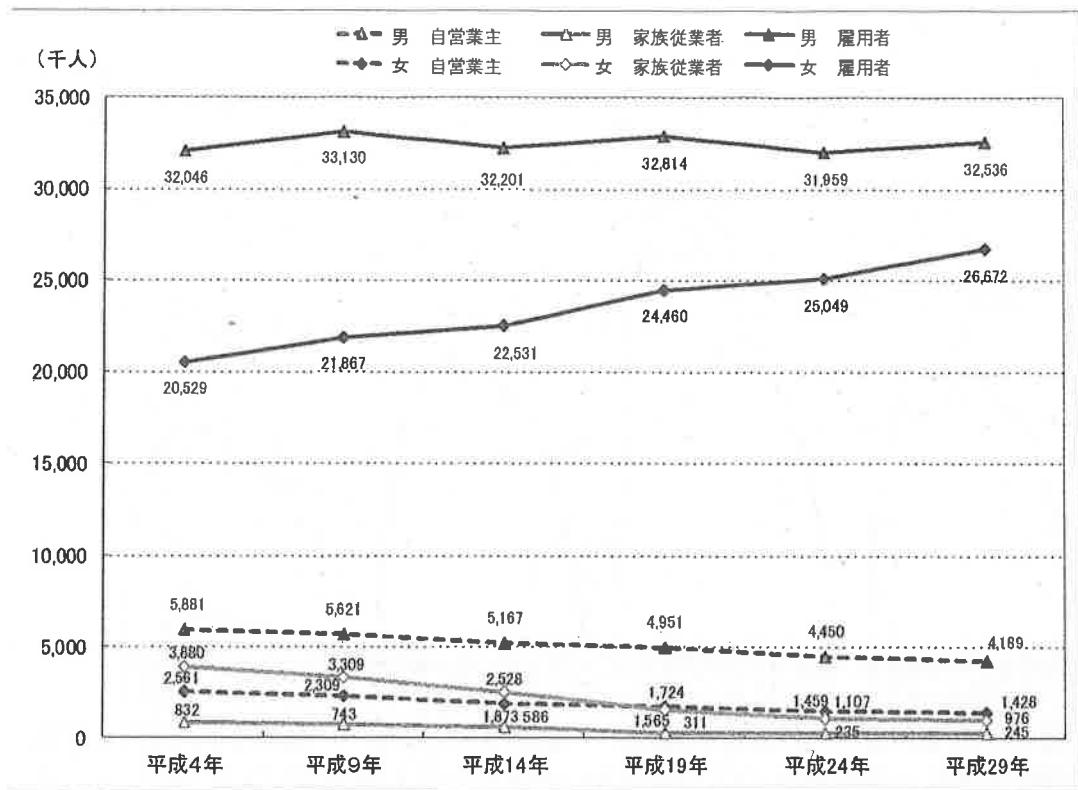
<群馬県>



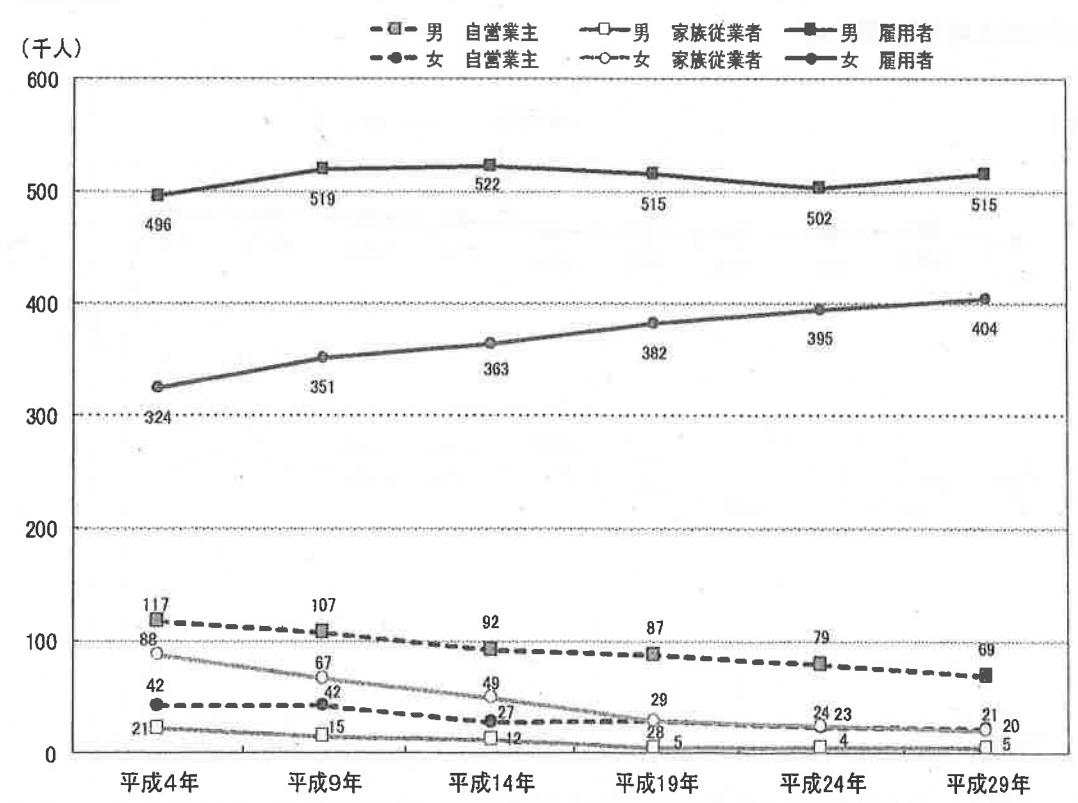
(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成

## 6. 就業者の従業上の地位別構成比の推移

<全国>

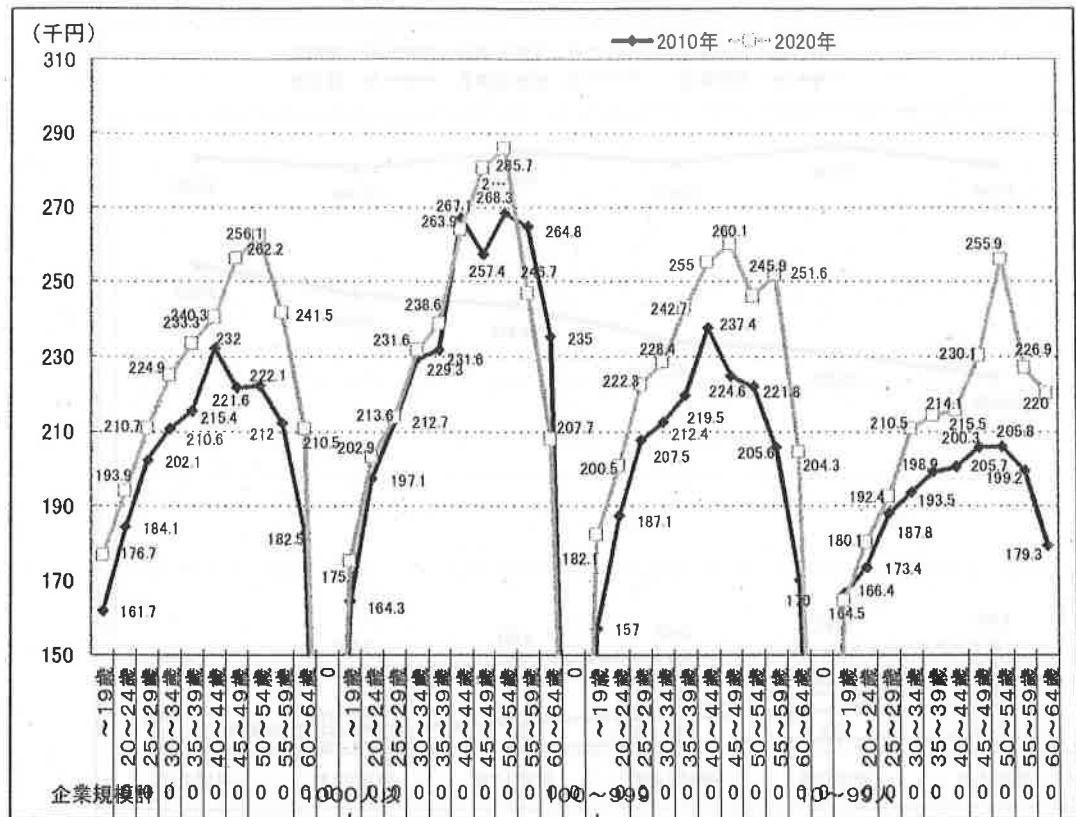


<群馬県>



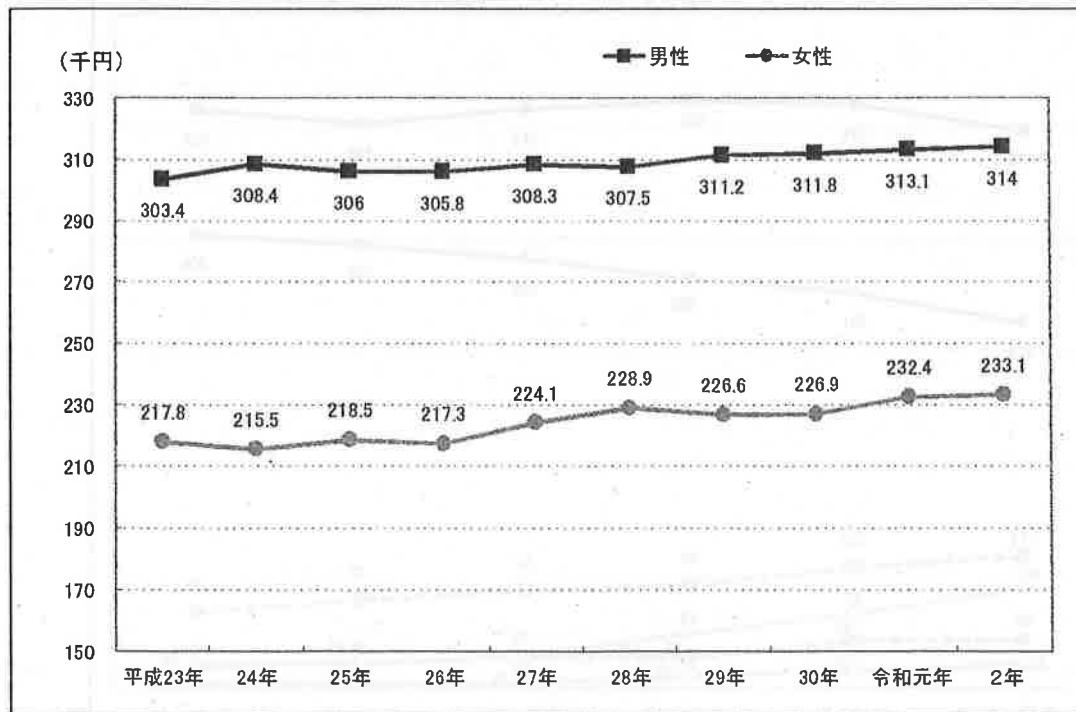
(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成

## 7. 女性の企業規模別年齢階級別所定内給与の推移 群馬県)



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

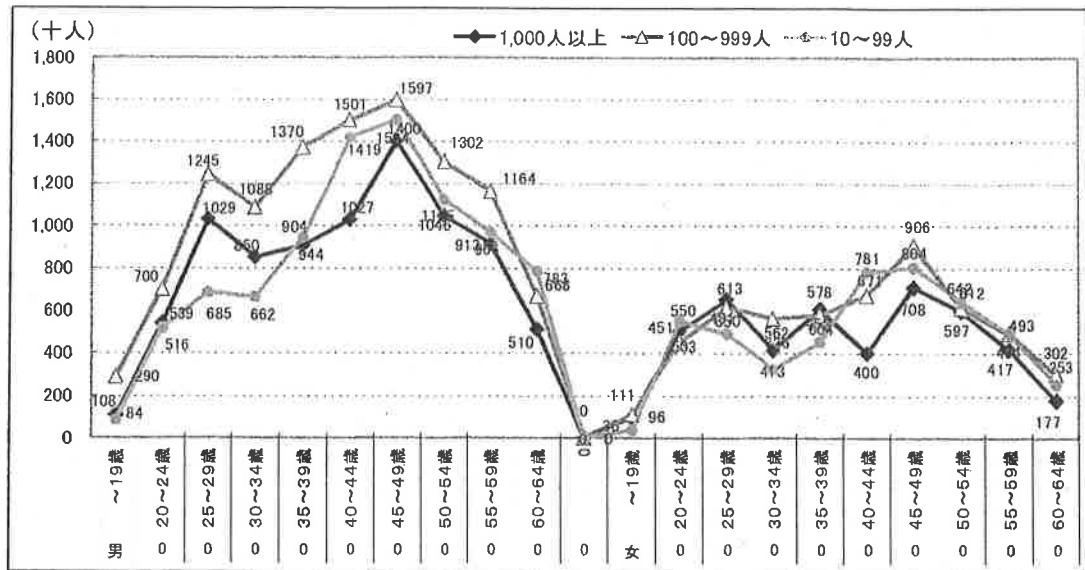
## 8. 男女別所定内給与の推移 群馬県)



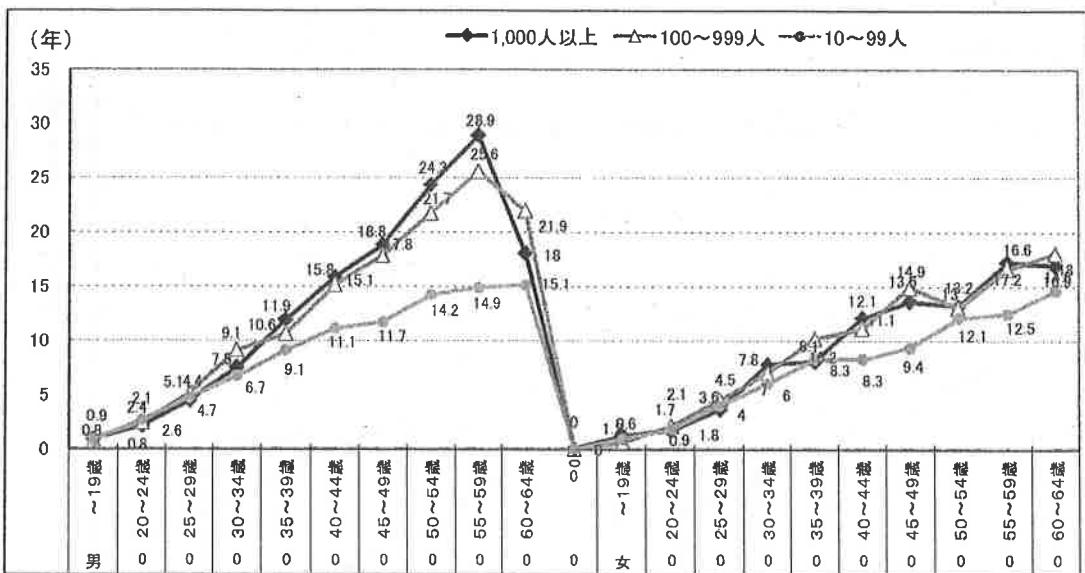
(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

## 9. 企業規模別男女別の推移 群馬県)

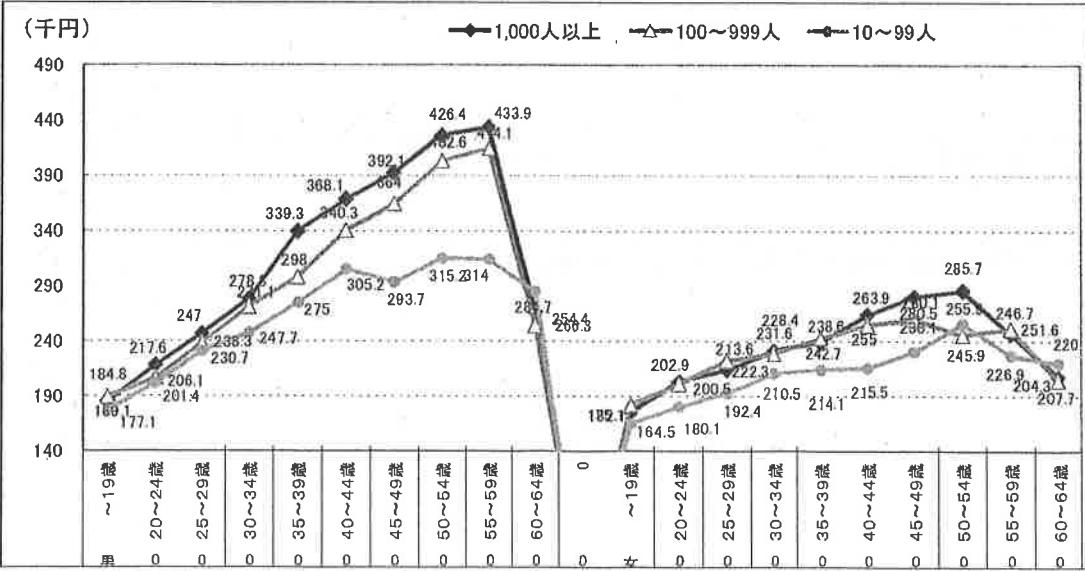
### (1)労働者数



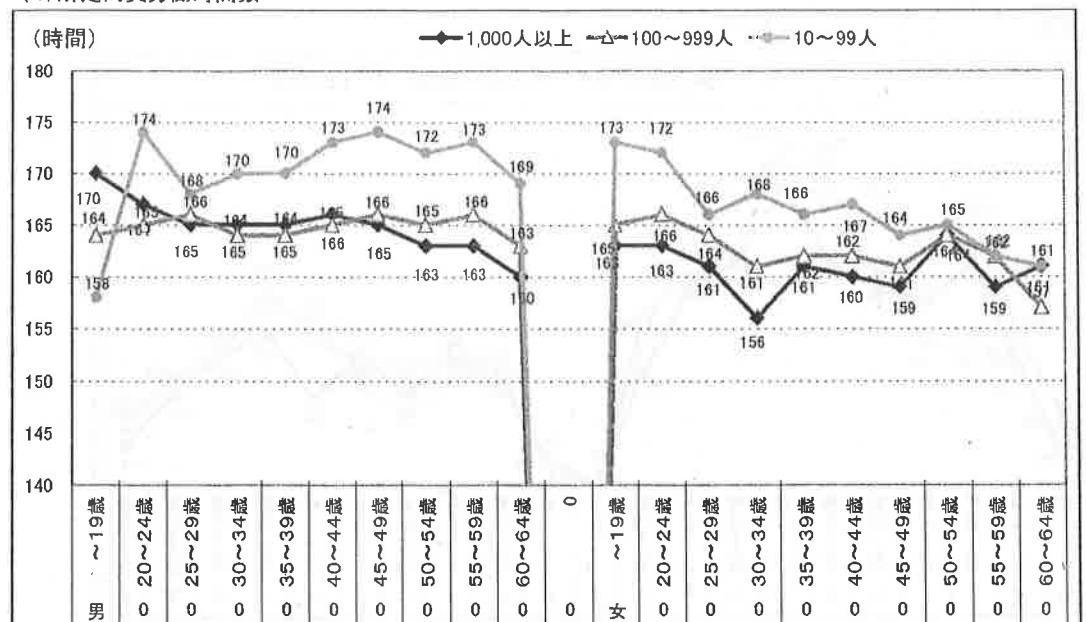
### (2)勤続年数



### (3)所定内給与額

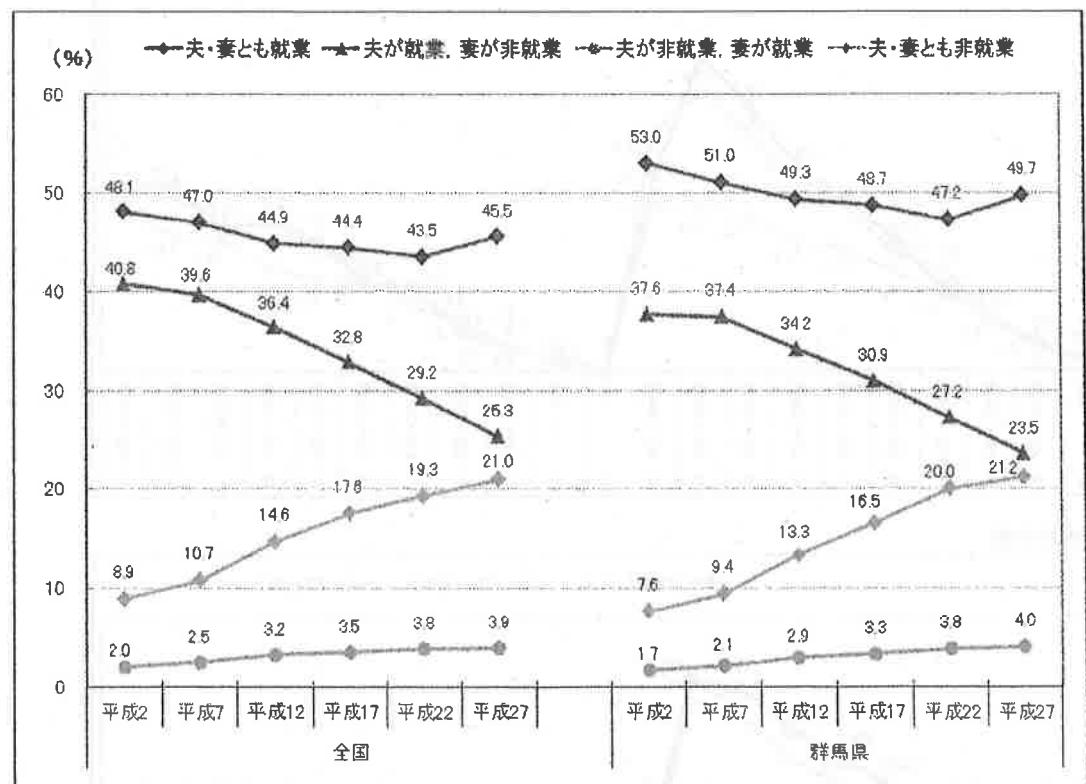


#### (4) 所定内実労働時間数



(備考) 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」より作成

#### 10. 夫・妻の就業状況の推移



(備考) 総務省「国勢調査時系列データ」より作成。

## 第4章 仕事と生活の調和 ワーク・ライフ・バランス)

仕事と生活のバランスのあり方について、女性の30代と70代を除き、男女とも仕事と家庭生活をともに優先したいと考えている人がもっとも多い。現実には、男性は全世代とも「仕事を優先」がもっと多く、女性は20代を除き家庭生活を優先している人がもっと多い。

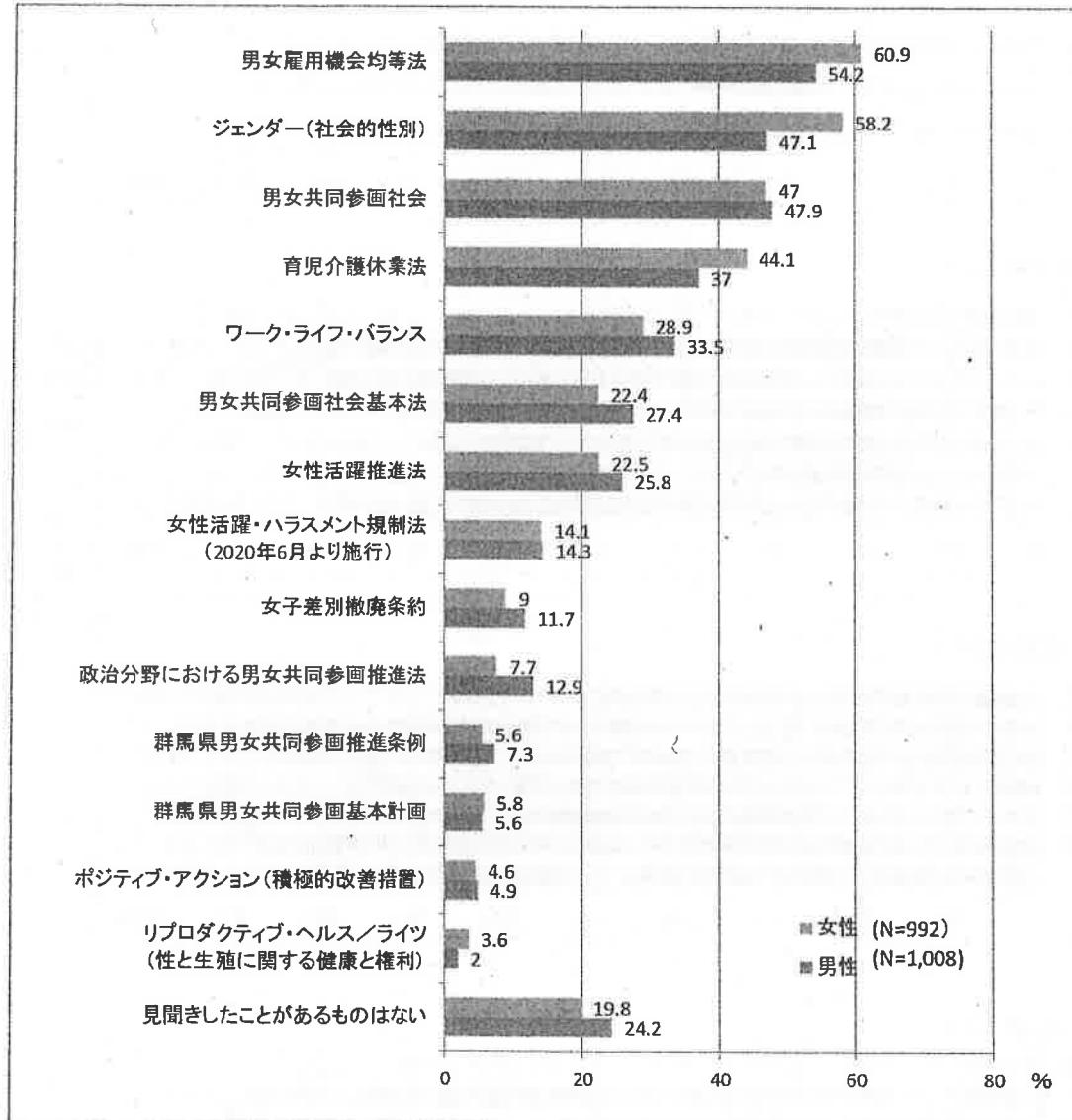
働き方は、女性では、結婚・出産・育児期に仕事を辞めその後再就職した人が、男性では学校卒業後就労を続けている人がもっと多い。

保育園・所)、幼稚園、幼保連携認定こども園とも、現員が定員を下回っている。

家庭内の役割分担は、「主たる収入」が圧倒的に夫であり、一方、家事労働は自治会などの地域活動を除き妻に偏って担われている。

### 1. 仕事と生活の調和 ワークライフ・バランス)の認知度

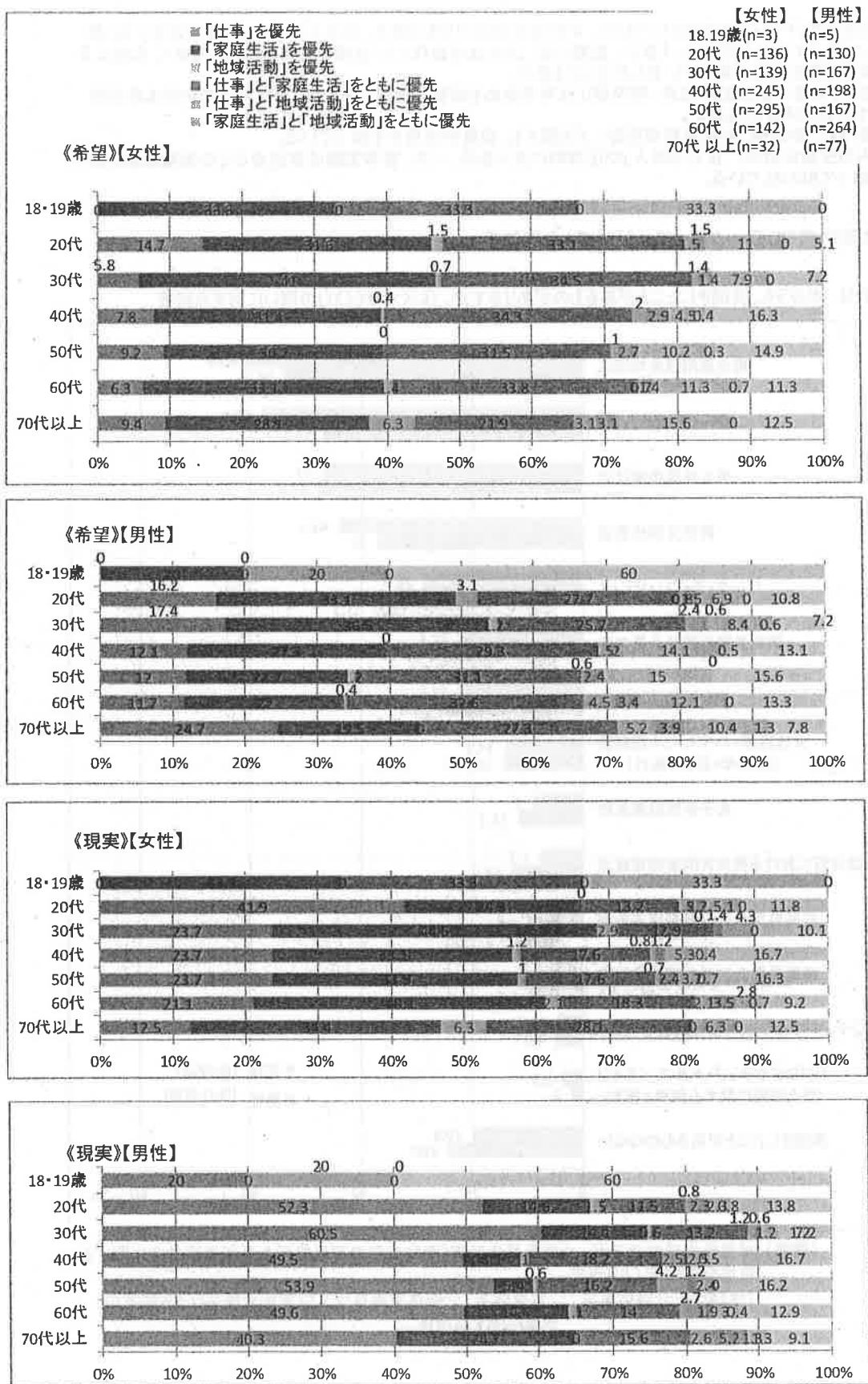
「あなたは、次のうち、見聞きしたことがあるものがありますか。(いくつでも○)」の問い合わせに対する回答



(備考) 群馬県生活文化スポーツ部県民生活課「令和元年度群馬県男女共同参画社会に関する県民意識調査」より作成。

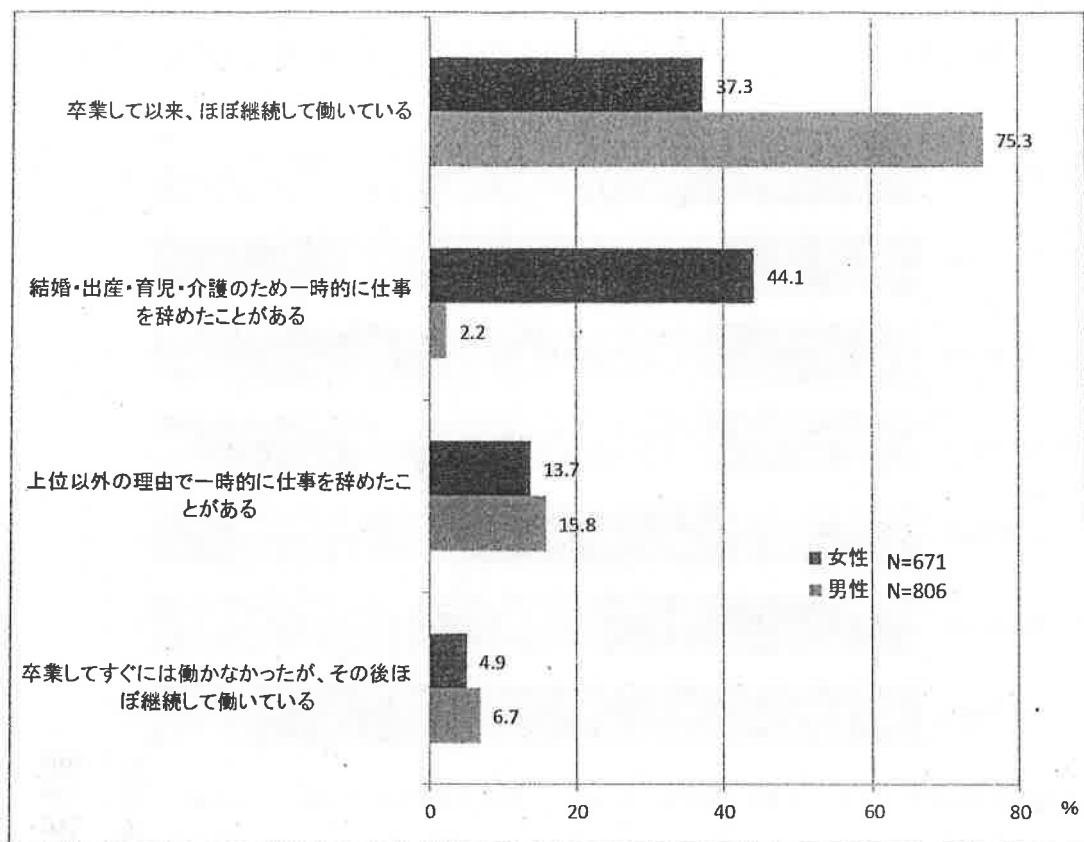
(注) 育児・介護休業法：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

## 2. 仕事と生活の調和に関する希望と現実 性別・年代別)



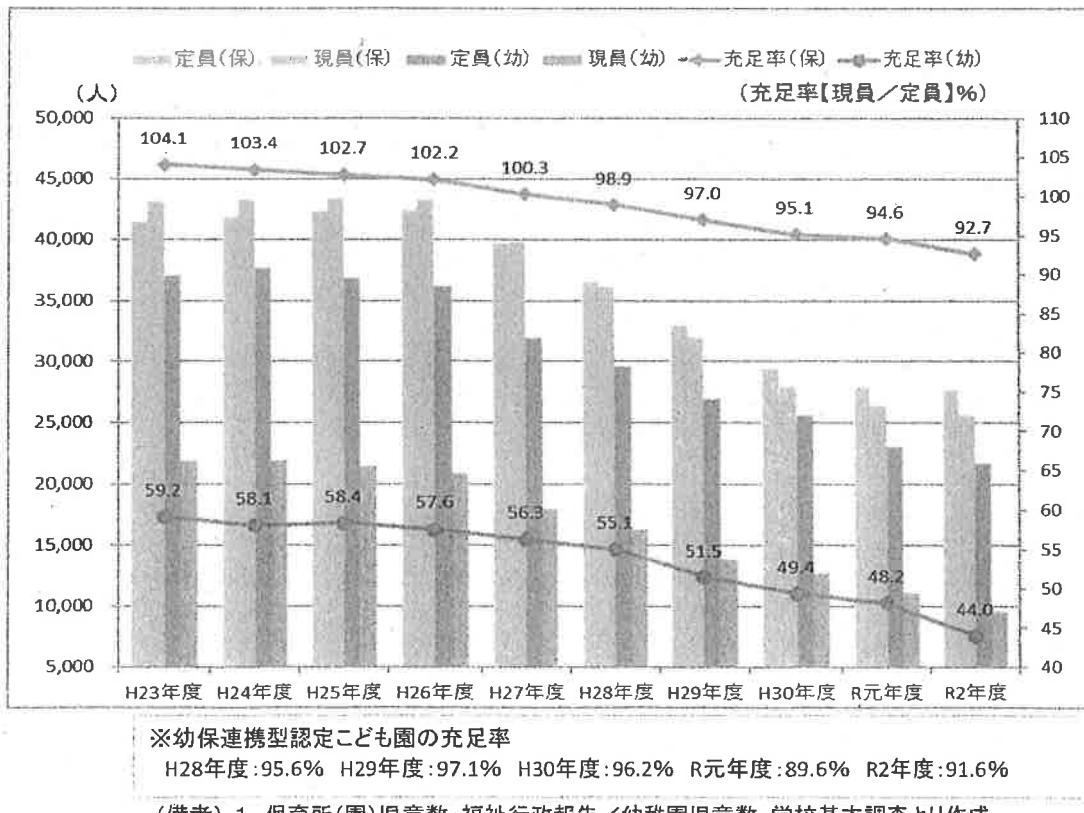
(備考) 群馬県生活文化スポーツ部県民生活課「令和元年度群馬県男女共同参画社会に関する県民意識調査」より作成。

### 3. 働き方 性別



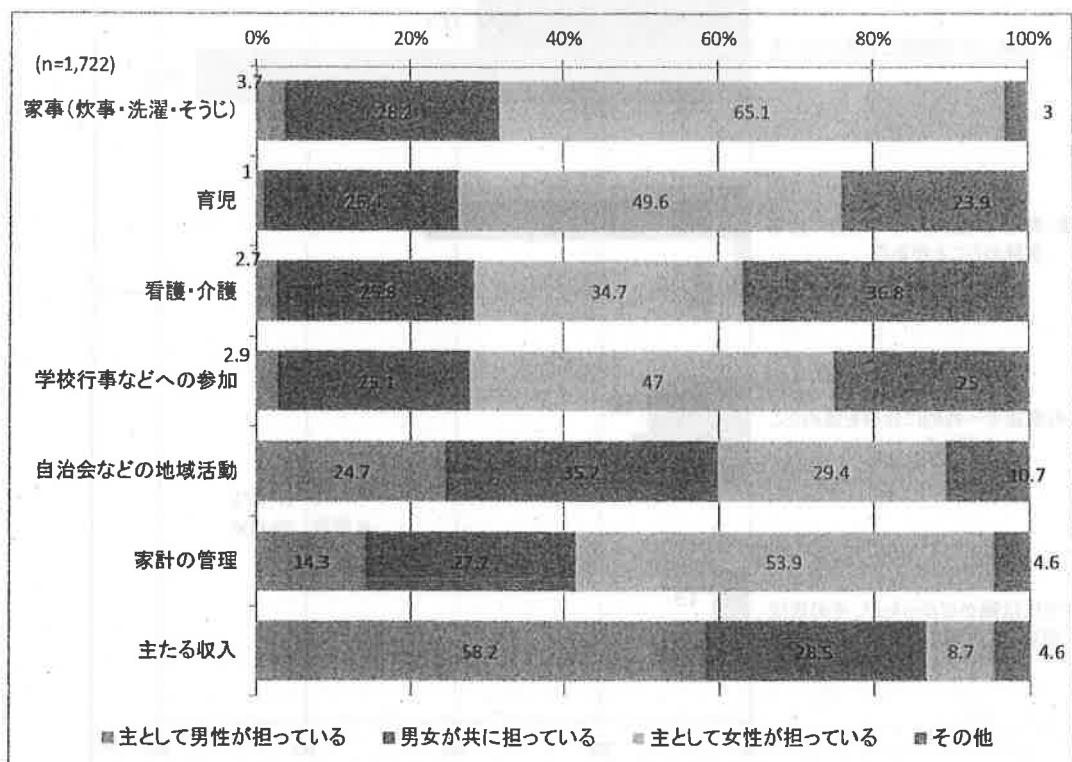
(備考) 群馬県生活文化スポーツ部県民生活課「令和元年度群馬県男女共同参画社会に関する県民意識調査」より作成。

### 4. 保育園(所)、幼稚園の定員と現員充足率の推移 群馬県



## 5. 家庭内の役割について

「あなたは、家庭内の役割について、どのように担っていますか。(それぞれ1つに○)」の問い合わせに対する回答



(備考) 群馬県生活文化スポーツ部県民生活課「令和元年度群馬県男女共同参画社会に関する県民意識調査」より作成。

## 第5章 高齢男女をめぐる状況

群馬県では全国とほぼ同様の傾向で高齢化が進行してきた。高齢化率は一環して全国平均よりも高く、男性より女性の方が5.7ポイント高い。

高齢単身世帯は年々増加を続けており、65.0%は女性である。女性単身世帯の割合は年齢が高くなるほど高く、80歳以上では75%を占めている。

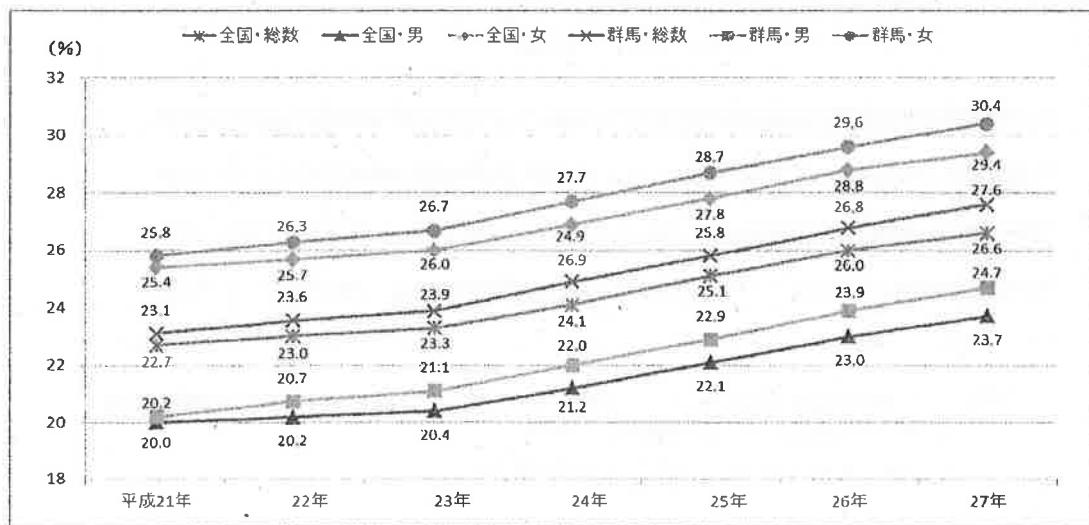
施設の介護職員、あるいは訪問介護員（ホームヘルパー）として介護労働に従事している者の約7割は女性である。

### 1. 高齢化の現状 群馬県)

		平成22年10月1日			平成27年10月1日		
		総数	男	女	総数	男	女
人口 (人)	総人口	2,008,068	988,019	1,020,049	1,973,115	973,283	999,832
	高齢者人口 (65歳以上)	470,520	203,593	266,927	540,026	238,250	301,776
	(前期高齢者) (65歳～74歳人口)	237,668	114,373	123,295	280,910	136,518	144,392
	(後期高齢者) (75歳以上人口)	232,852	89,220	143,632	259,116	101,732	157,384
	生産年齢人口 (15歳～64歳)	1,251,608	637,047	614,561	1,165,780	596,669	569,111
	年少人口 (0～14歳)	275,225	140,983	134,242	250,884	128,450	122,434
			96.9 (性比)			97.3 (性比)	
構成比	総人口	100.0%	100%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	高齢者人口(高齢化率)	23.6%	20.7%	26.3%	27.6%	24.7%	30.4%
	65歳～74歳人口	11.9%	11.7%	12.1%	14.4%	14.2%	14.5%
	75歳以上人口	11.7%	9.1%	14.1%	13.2%	10.6%	15.8%
	生産年齢人口	62.7%	64.9%	60.5%	59.6%	61.9%	57.3%
	年少人口	13.8%	14.4%	13.2%	12.8%	13.3%	12.3%

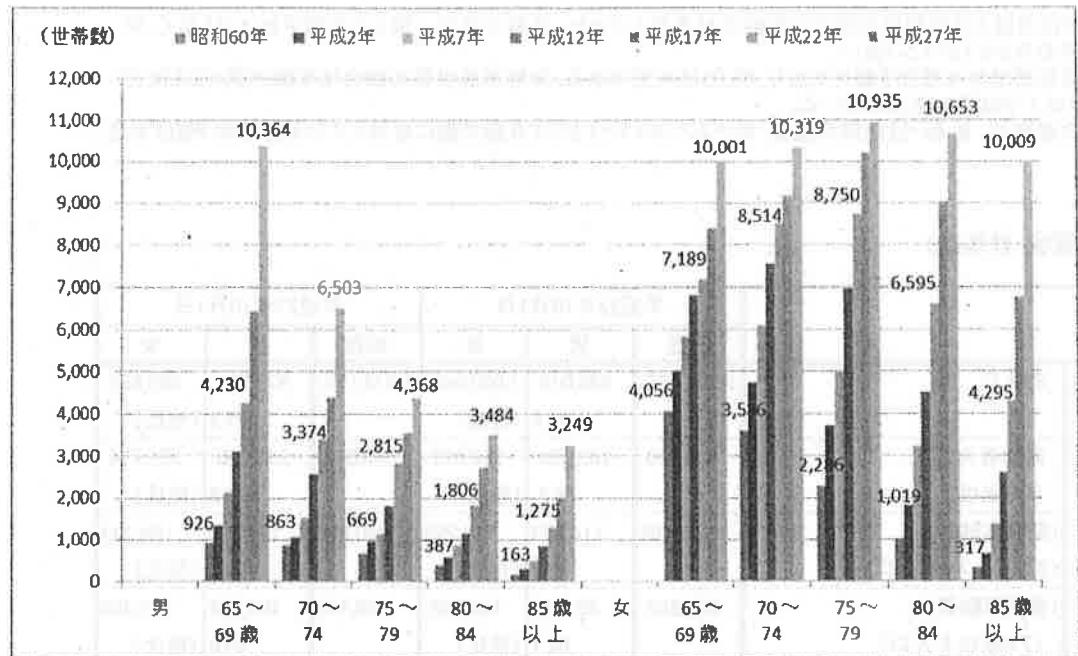
- （備考）1. 総務省「平成22・27年国勢調査」より作成。  
 2. 「性比」は女性人口100人に対する男性人口  
 3. 総人口には年齢不詳を含むため、内訳を合計しても総人口に一致しない。  
 4. 割合は、単位未満四捨五入のため、総数と一致しない場合がある。  
 なお、分母（総人口）から年齢不詳を除き算出した。

### 2. 高齢化率の推移 群馬県)



- （備考）1. 総務省統計局「人口推計：各年10月1日現在の人口」「国勢調査：22・27年」より作成。  
 2. 高齢化率：高齢者人口（65歳以上）の総人口に対する割合

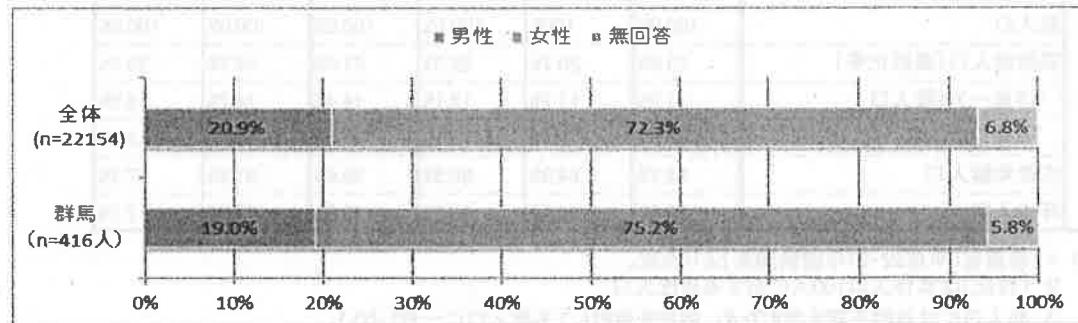
### 3. 高齢男女単身世帯の推移 群馬県)



(備考) 総務省・国勢調査「男女別高齢単身世帯数」より作成。

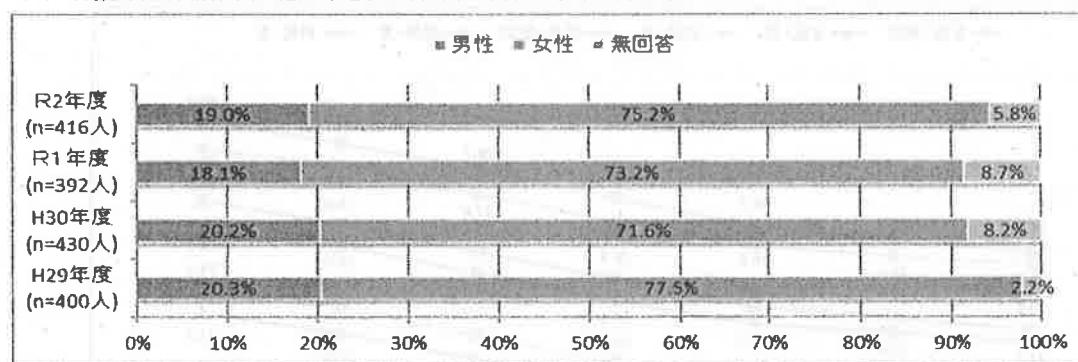
### 4. 介護労働者割合 群馬県)

#### (1) 介護労働者(訪問系・施設系を含む)性別の割合



(備考) 1. (公財)介護労働安定センター「令和2年度介護労働実態調査一介護労働者の就業実態と就業意識調査」より作成。  
2. 調査対象期日:原則として10月1日現在。

#### (2) 介護労働者(訪問系・施設系を含む)性別の割合の推移(群馬県)



(備考) 1. (公財)介護労働安定センター「令和2・元・平成30・29年度介護労働実態調査一介護労働者の就業実態と就業意識調査」より作成。

2. 調査対象期日:原則として各年度10月1日現在。

## 第6章 女性に対する暴力

恋人や配偶者等のパートナーから身体的・精神的・性的・経済的暴力あるいはストーカー行為の被害を受けたことのある人の割合は、すべての種別で男性より女性の方が高い。

配偶者からの暴力事案の警察の認知件数は微増し、ストーカー事案の警察による認知件数は、近年では減少傾向にある。

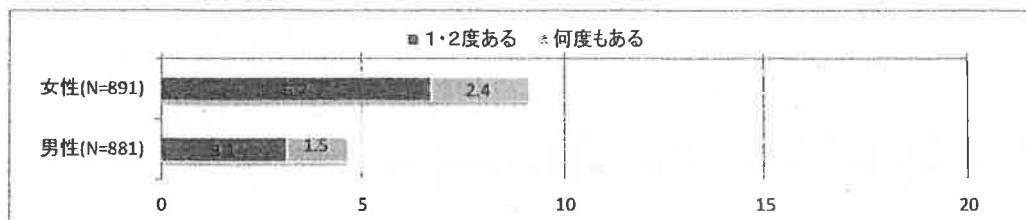
女性相談所による一時保護の入所理由の約8割は、「夫等の暴力」である。

配偶者等から暴力を受けたことについての相談は、誰にも相談していない人がもっとも多い。相談した人の相談先は、友人や家族等私的資源が圧倒的に多く、専門機関、警察、配偶者暴力相談支援センター等公共機関の利用は、いずれも数%以下にとどまっている。

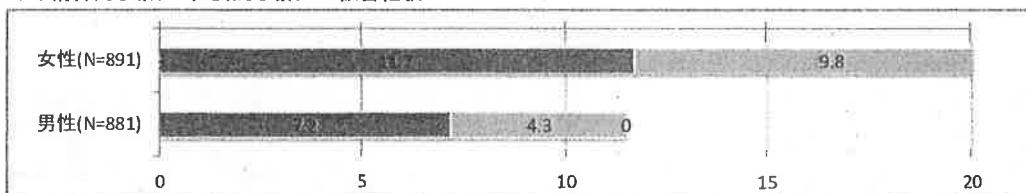
### 1. 恋人や配偶者等のパートナーからの被害経験(性別)

「あなたは、この5年間に、恋人や配偶者等のパートナーから、次のようなことを『されたこと』がありますか。」という問い合わせに対する回答。

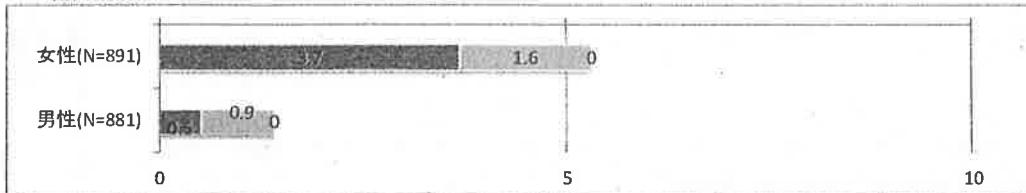
#### (1) 身体的な暴力の被害経験



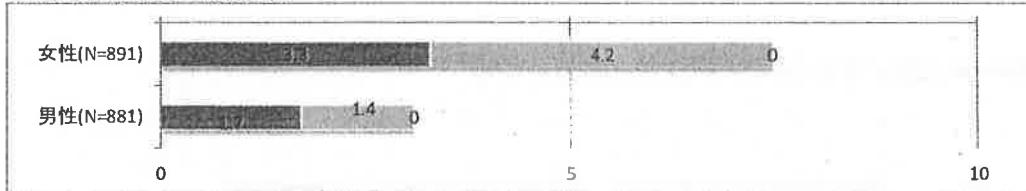
#### (2) 精神的な暴力・社会的な暴力の被害経験



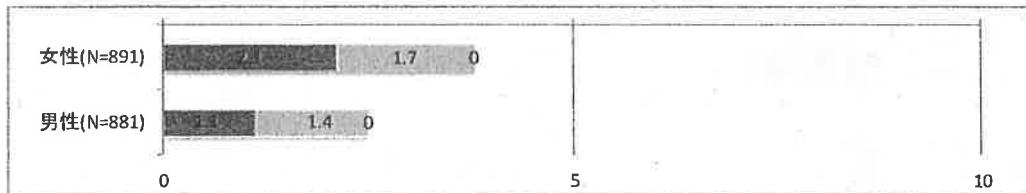
#### (3) 性的暴力の被害経験



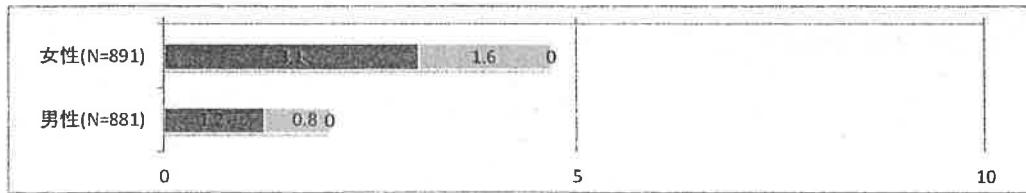
#### (4) 経済的な暴力の被害経験



#### (5) 子どもを利用した暴力の被害経験

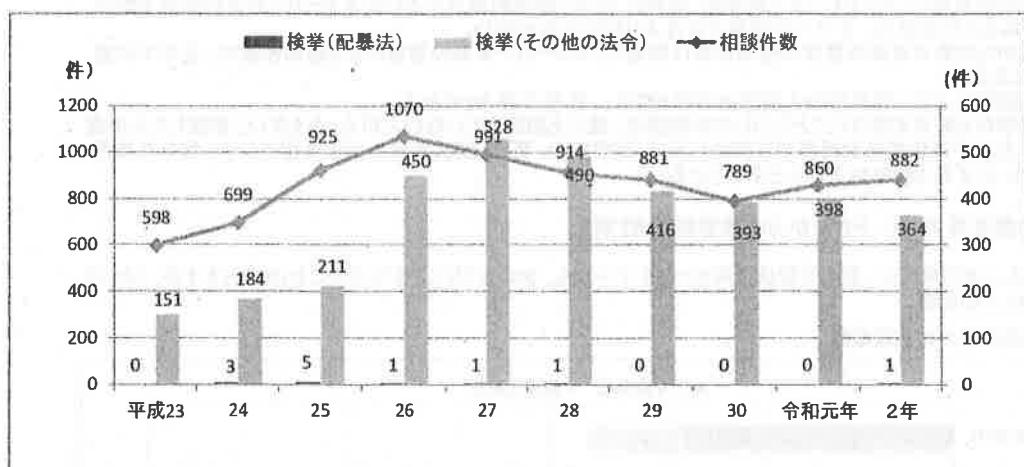


#### (6) ストーカー行為の被害経験



(備考) 群馬県生活文化スポーツ部県民生活課「令和元年度群馬県男女共同参画社会に関する県民意識調査」より作成。

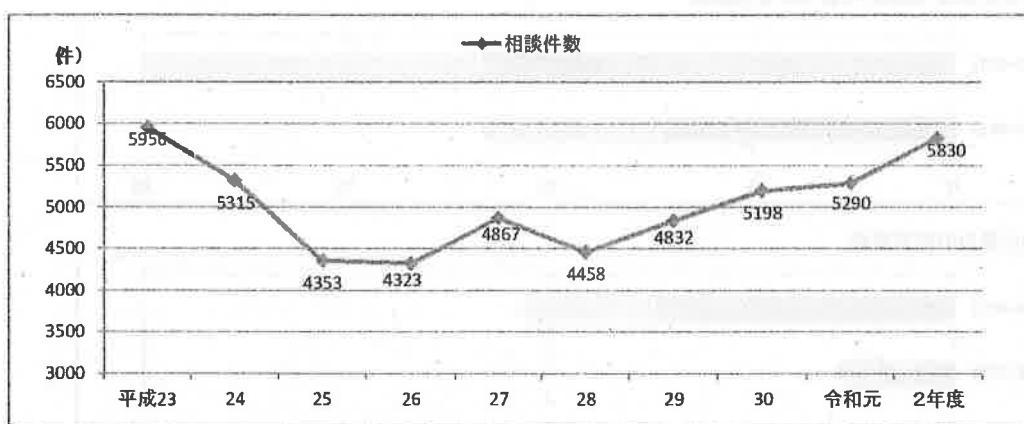
## 2. 配偶者からの暴力事案に関する認知件数



(備考) 群馬県警察本部「令和3年版 群馬県の治安情勢」より作成。

(注)配暴力法:配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律

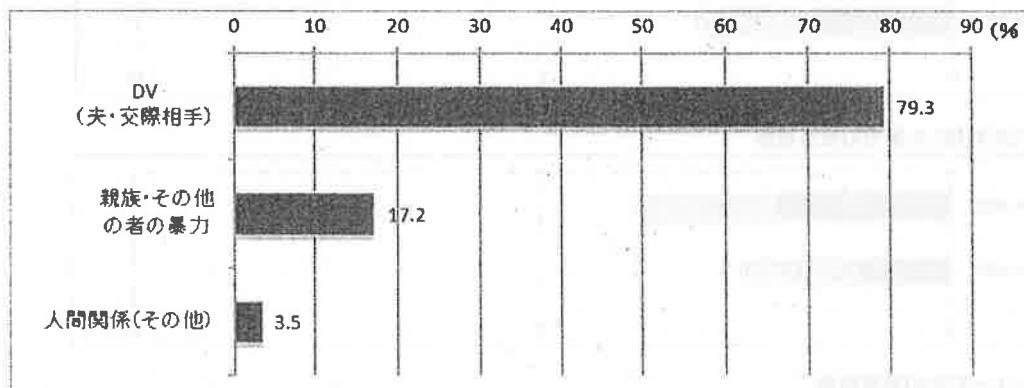
## 3. 配偶者暴力支援センター等への相談件数



(備考) 群馬県女性相談所資料より作成。

(注) 相談件数は、女性相談所・女性相談センター、6市町が設置する配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員を設置する館林市における相談受付件数

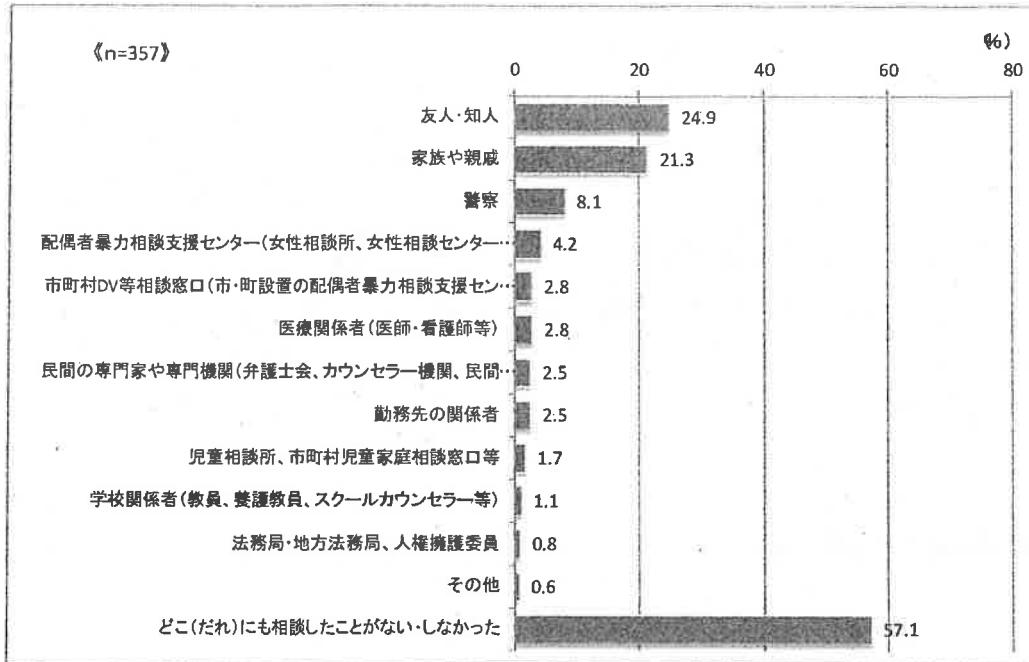
## 4. 女性相談所一時保護所(委託を含む)への入所理由 令和2年度)



(備考) 1 群馬県女性相談所資料より作成。

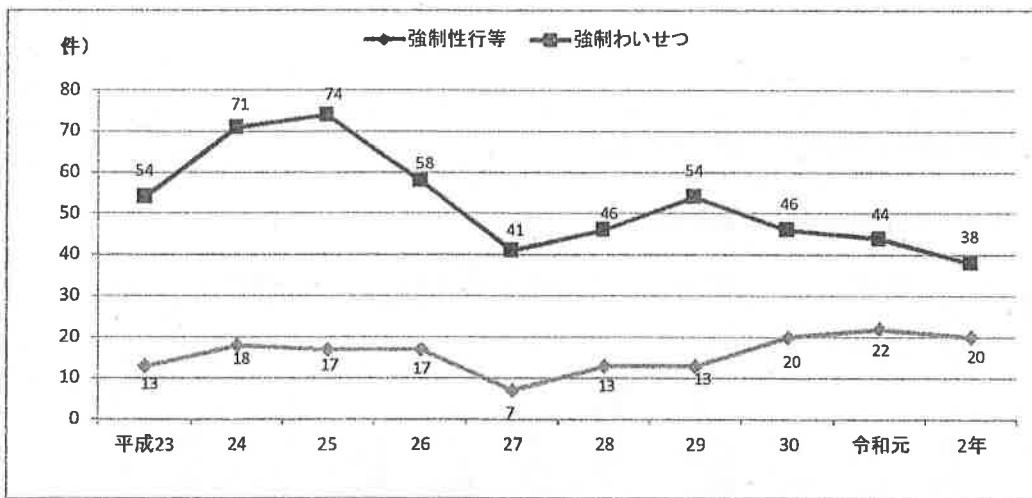
2 令和2年度一時保護者29名

## 5. 配偶者等から暴力行為を受けたことについての相談先



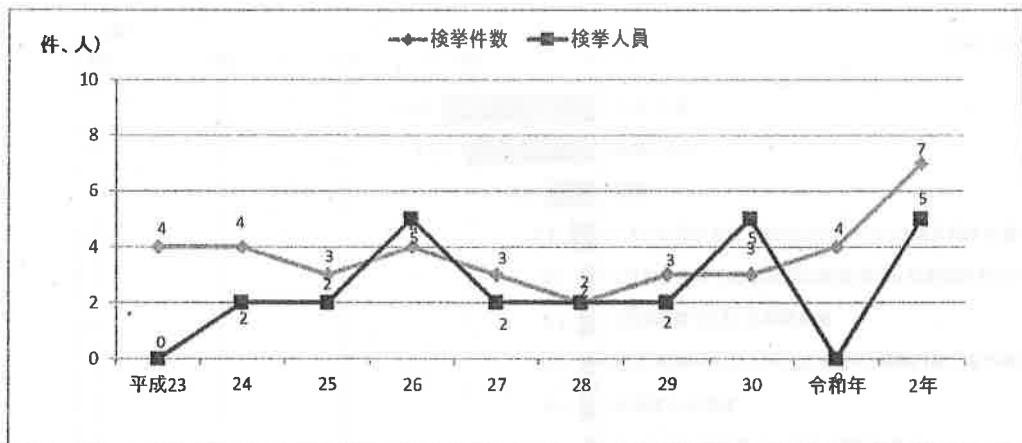
(備考) 群馬県生活文化スポーツ部県民生活課「令和元年度群馬県男女共同参画社会に関する県民意識調査」より作成。

## 6. 強姦、強制わいせつ認知件数の推移



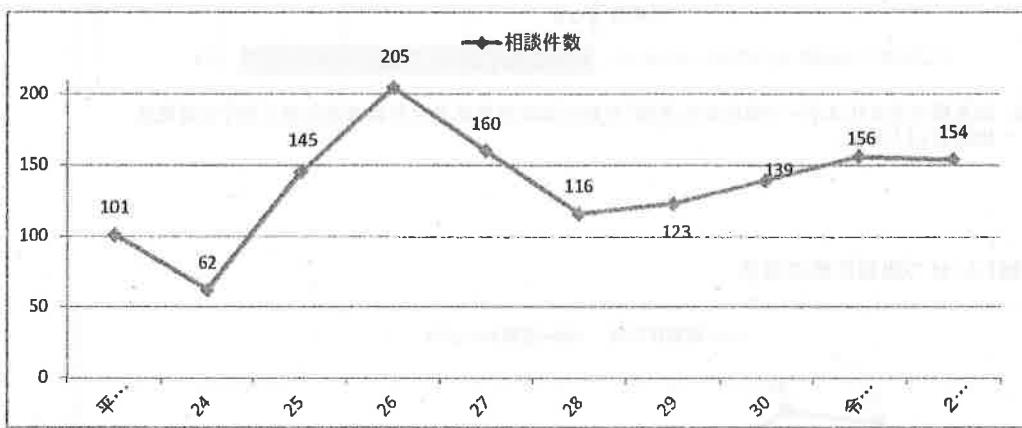
(備考) 群馬県警察本部資料より作成。

## 7. 略取誘拐・人身売買の検挙状況等の推移



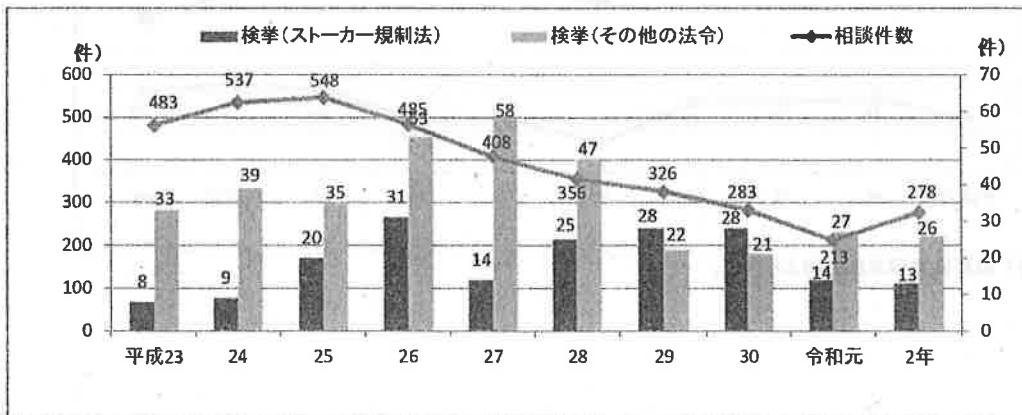
(備考) 群馬県警察本部資料より作成。

## 8. 群馬労働局雇用環境・均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数の推移



(備考) 群馬労働局雇用環境・均等室資料より作成。

## 9. ストーカー事案に関する認知 検挙件数の推移



(備考) 群馬県警察本部「令和3年版 群馬県の治安情勢」より作成  
(注)ストーカー規制法:ストーカー行為等の規制等に関する法律

## 第7章 生涯を通じた女性の健康

妊娠婦死亡数は、平成21年以降は平成24年を除くと0である。

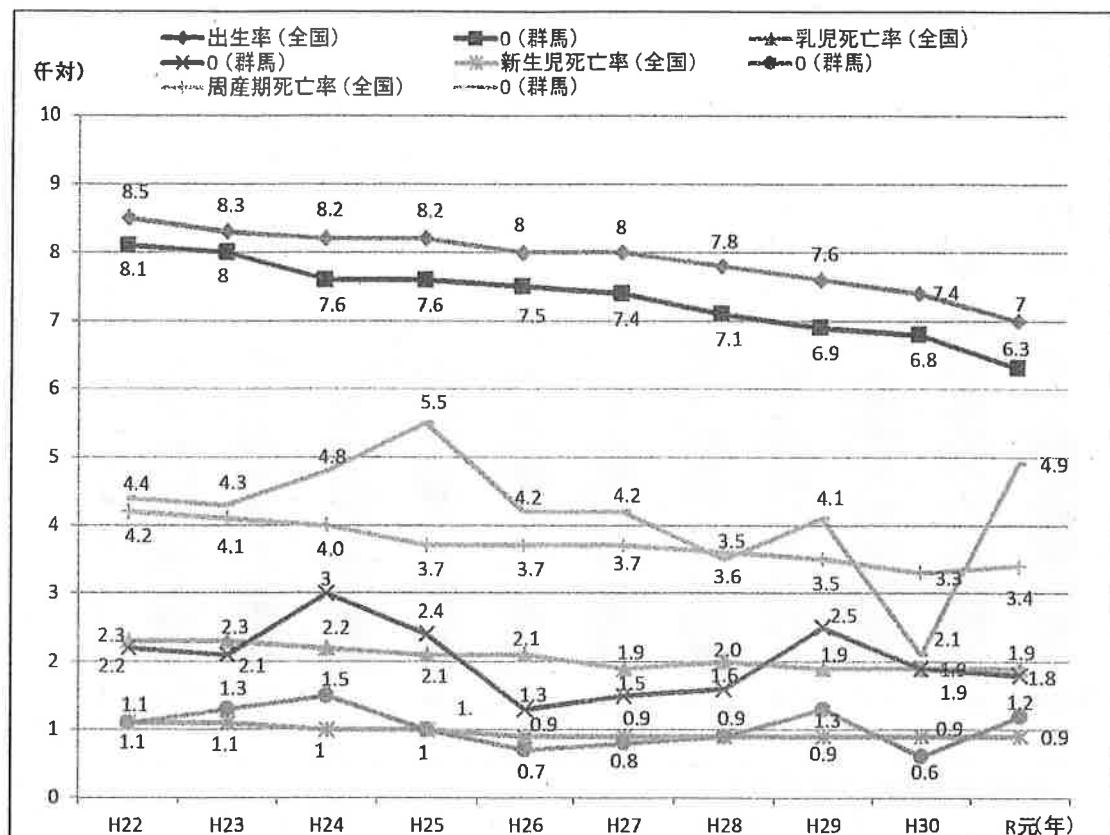
人工妊娠中絶数は年々減少していたが、平成29年は微増（8件）となった。

喫煙者率は減少傾向にある。特に、女性については前回（平成28年）より2%減少している。

医師、歯科医師に占める女性の割合は、全国と同様の推移で少しづつ増えている。

### 1. 母子保健関係指標の推移

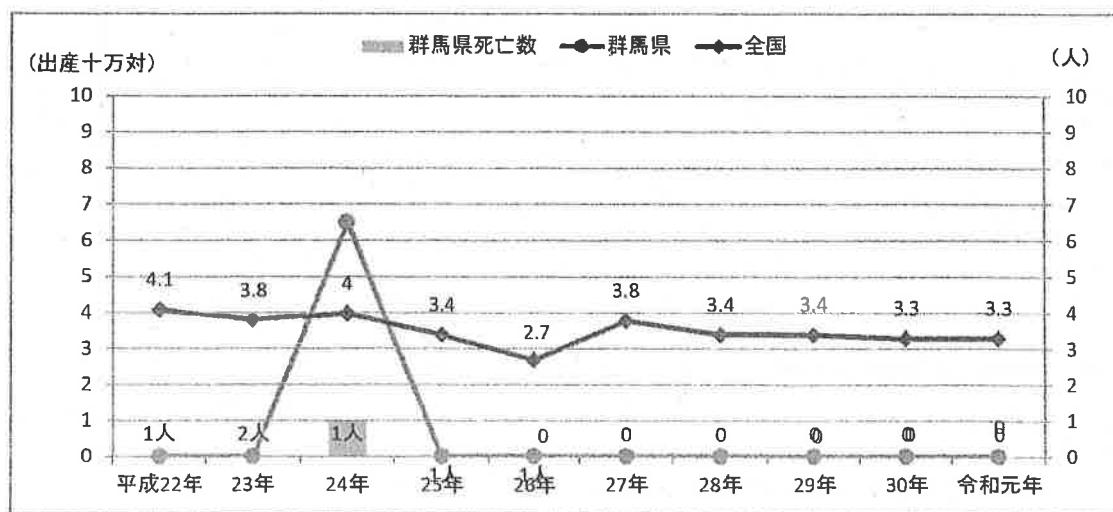
#### （1）出産率・乳児死亡率・新生児死亡率・周産期死亡率



（備考）厚生労働省「人口動態統計年報」より作成。

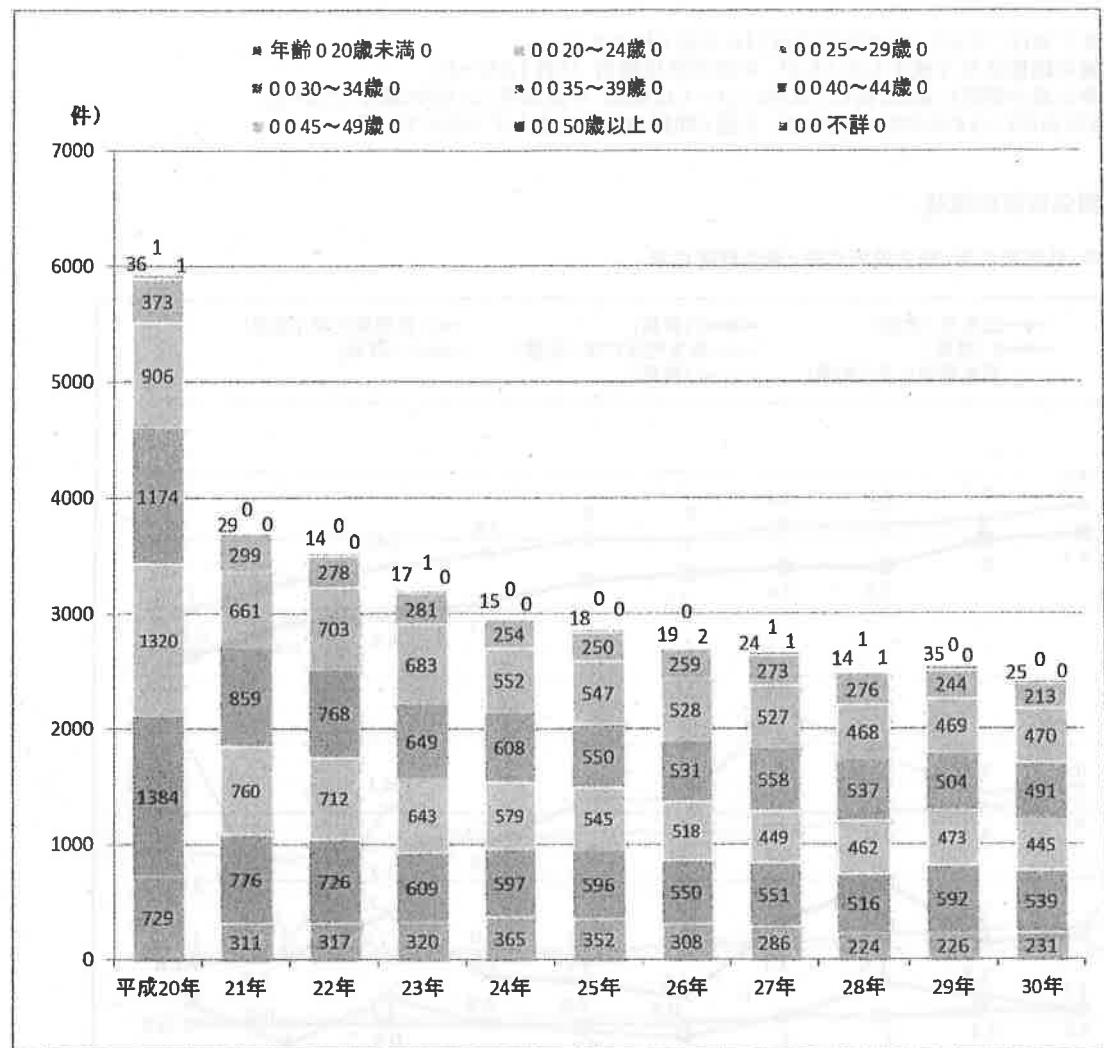
（注）出生率(人口千対) / 乳児死亡率(出生千対) / 新生児死亡率(出生千対)  
周産期死亡率(出産千対)

#### （2）妊娠婦死亡率(出生10万対)



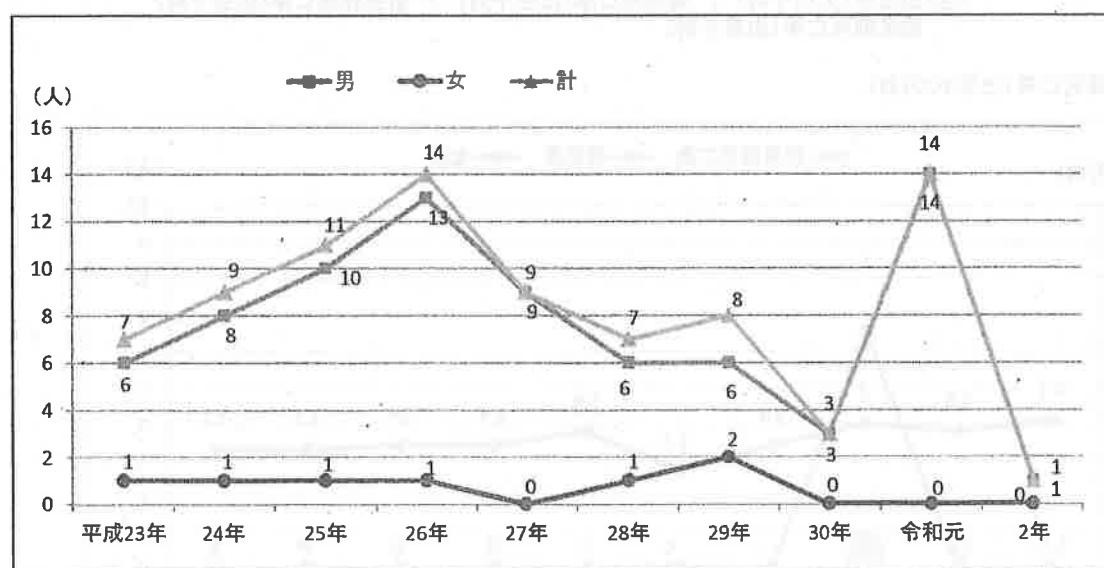
（備考）厚生労働省「人口動態統計年報」より作成。

## 2 年齢階級別人工妊娠中絶の推移 群馬県)



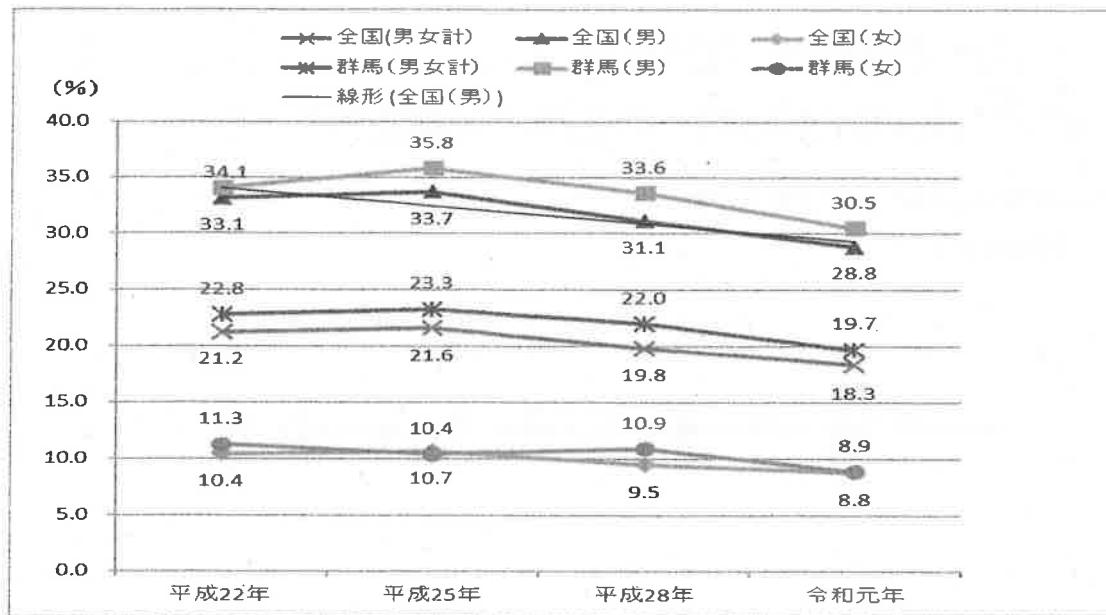
(備考) 群馬県統計年鑑より作成

## 3. H1N1感染者の推移 性別・年齢別) 群馬県)



(備考) 群馬県健康長寿社会づくり推進課資料より作成。

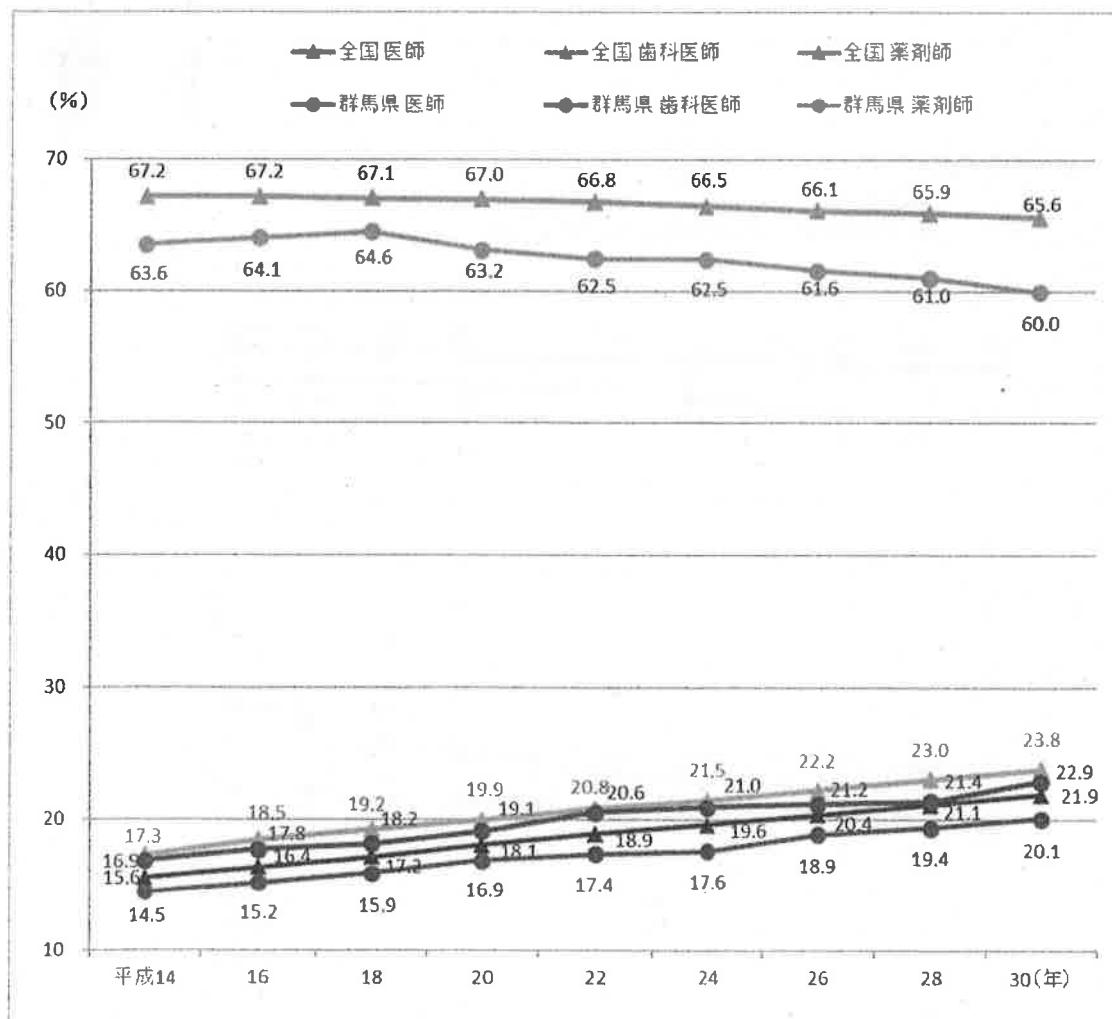
#### 4. 喫煙率の推移 性別 年齢別)



(備考) 国立がん研究センターがん対策情報センター「都道府県別成人喫煙率(データソース:国民生活基礎調査(厚生労働省))」より作成。

\* 20歳以上で「毎日吸っている」または「時々吸う日がある」と回答した人数の合計を分子として、「総数」を分母とした割合(入院者は除く)

#### 5. 女性の医療施設従事医師、同歯科医師、薬局・医療施設従事薬剤師の割合の推移



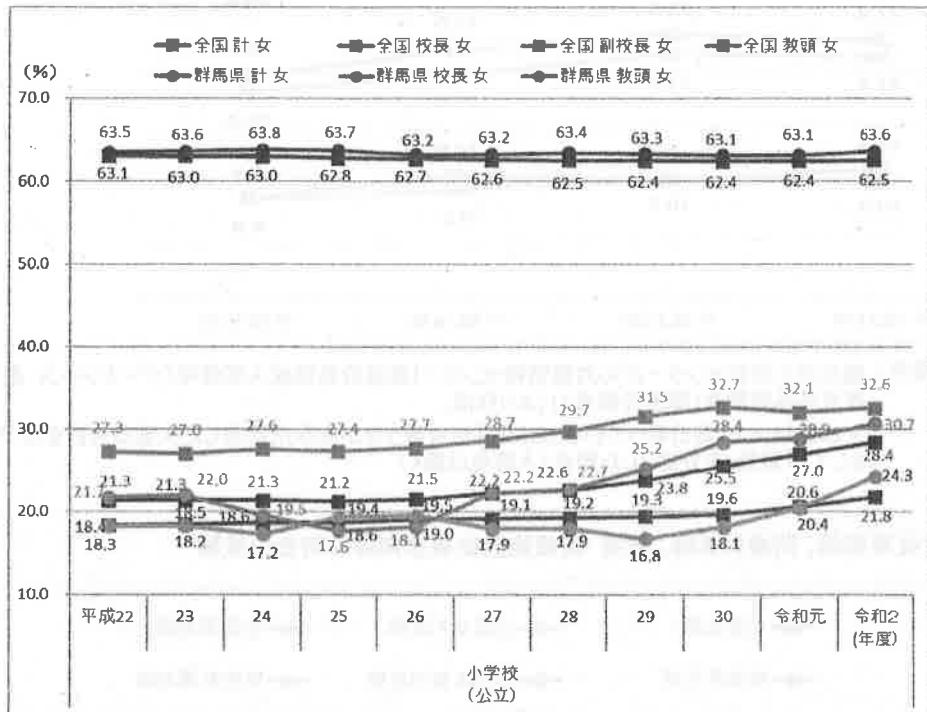
(備考) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より作成。

## 第8章 教育 研究分野における男女共同参画

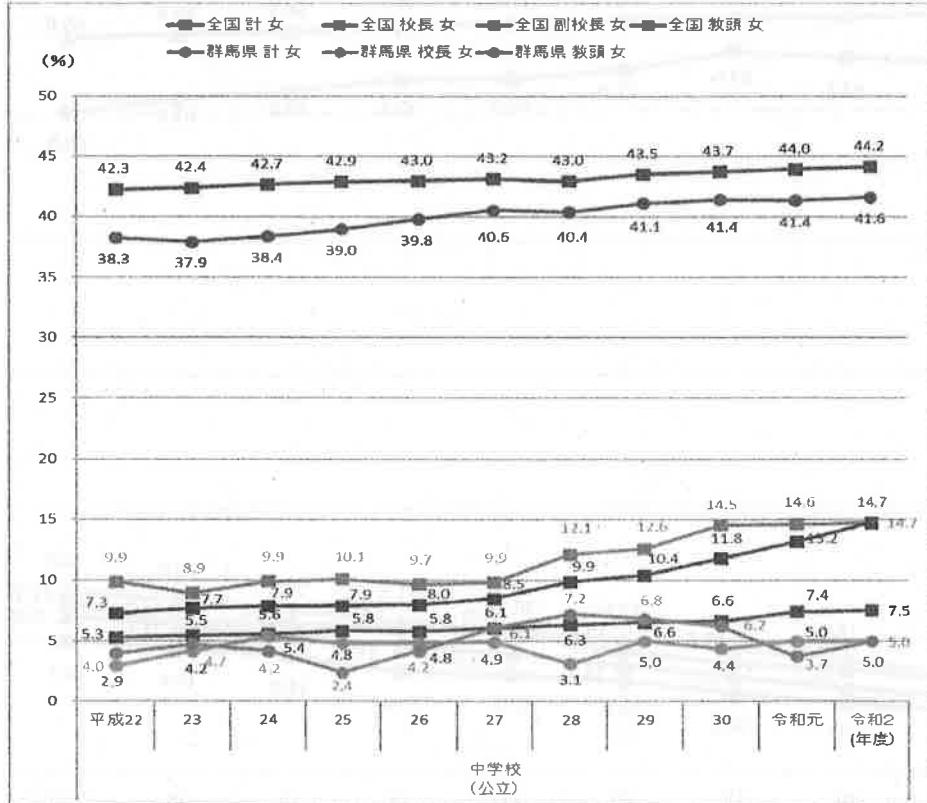
小学校の教諭に占める女性の割合は、全国と同水準である。  
 中学校の校長、教頭、教諭、高等学校の校長、教頭、教諭に占める女性の割合は、いずれも全国よりも低くなっている。  
 高等学校卒業者に占める大学等進学者割合は、男子（約51%）よりも女子（約56%）の方が高いが、大学学部（4年制大学）進学者に限ると男子の方が高くなっている（男子49.5%、女子46.9%）。

### 1. 教員総数に占める女性教員の割合（本務者）

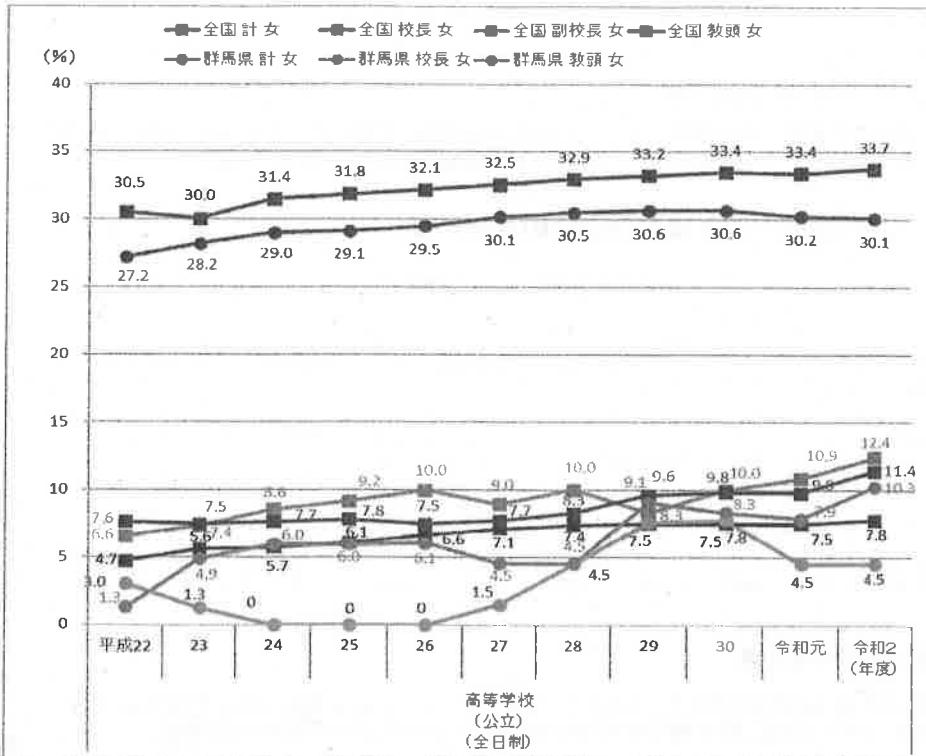
#### (1) 小学校（公立）



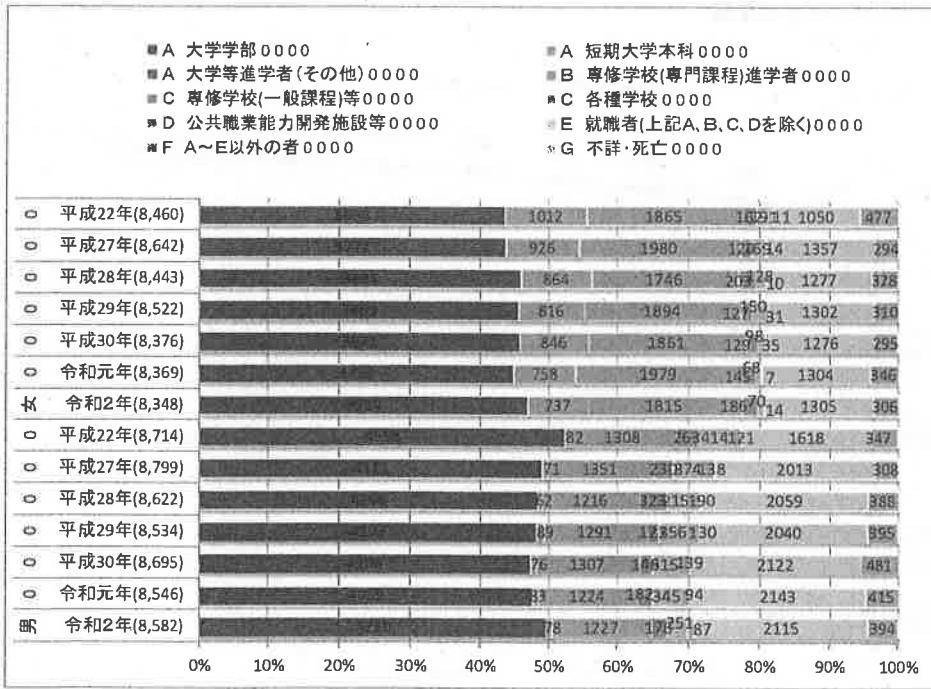
#### (2) 中学校（公立）



### ③高等学校 公立(全日制)



### 2. 高校卒業後の進路状況 群馬県)



(備考) 1 文部科学省「学校基本調査」より作成。

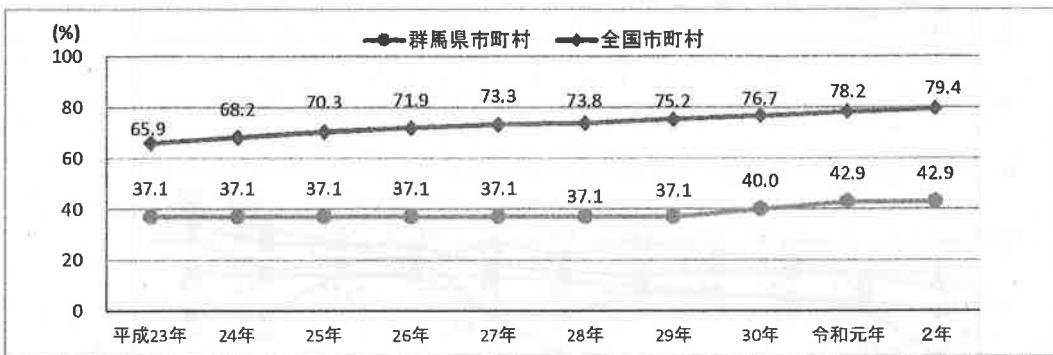
2 各年3月(単位:人)

## 第9章 地方公共団体(群馬県・市町村)における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和2年度)

### 1. 男女共同参画に関する計画の整備

男女共同参画計画を策定している市町村は、群馬県42.9%(市100%、町村8.7%)、全国79.4%(市区98.0%、町村63.1%)である。市の策定率は100%であるが、町村の策定率は全国を大きく下回っている。

図1 市町村における男女共同参画計画策定率の推移(各年4月1日)

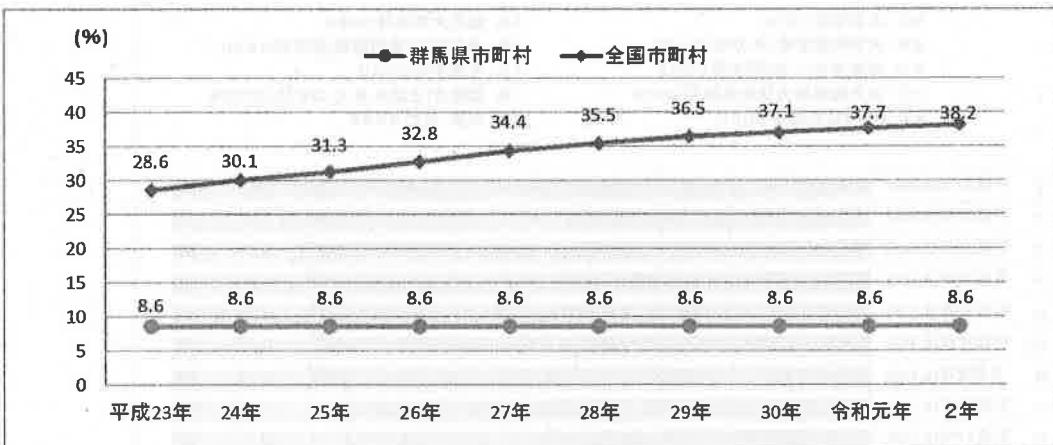


### 2. 男女共同参画に関する条例

男女共同参画に関する条例を制定している市町村は、群馬県8.6%(市25%、町村0%)、全国38.2%(市区60.9%、町村18.3%)となっている。市は全国の半分未満の制定率、町村においては未制定である。

\* 群馬県男女共同参画推進条例制定(平成16年4月)

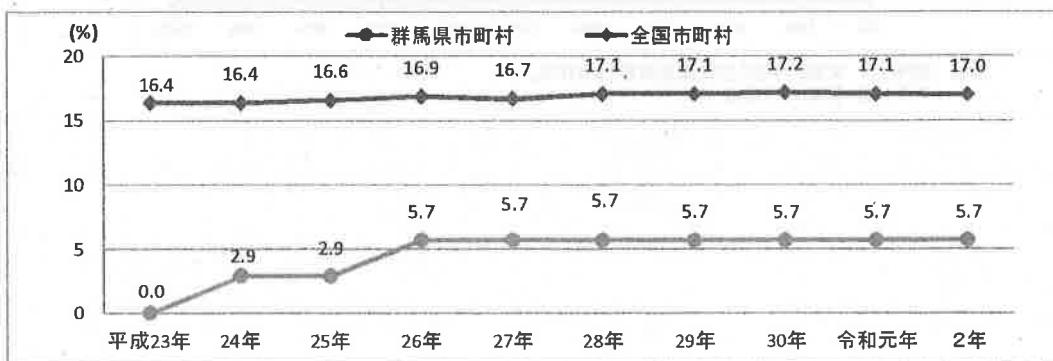
図2 条例制定市町村の割合の推移



### 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設

市町村における男女共同参画推進拠点施設の整備率については群馬県5.7%、全国17.0%となっている。

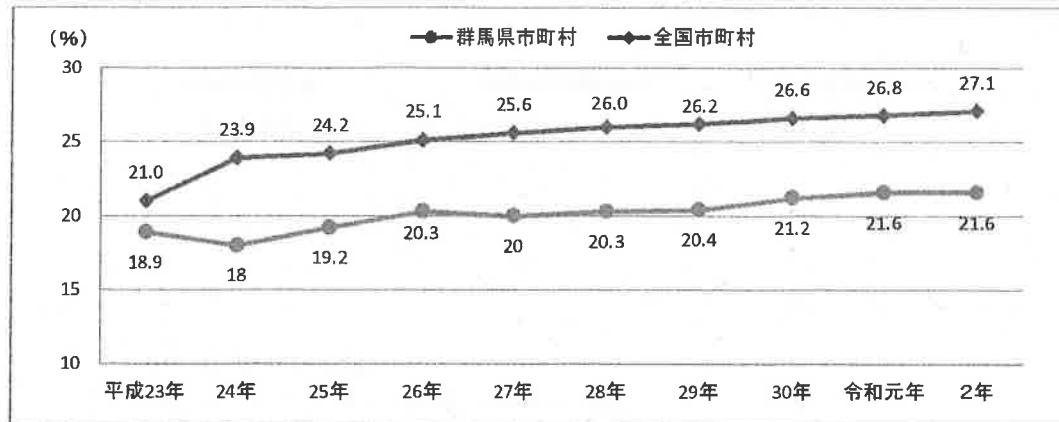
図-3 拠点施設設置市町村の割合の推移



#### 4. 審議会等委員への女性の登用

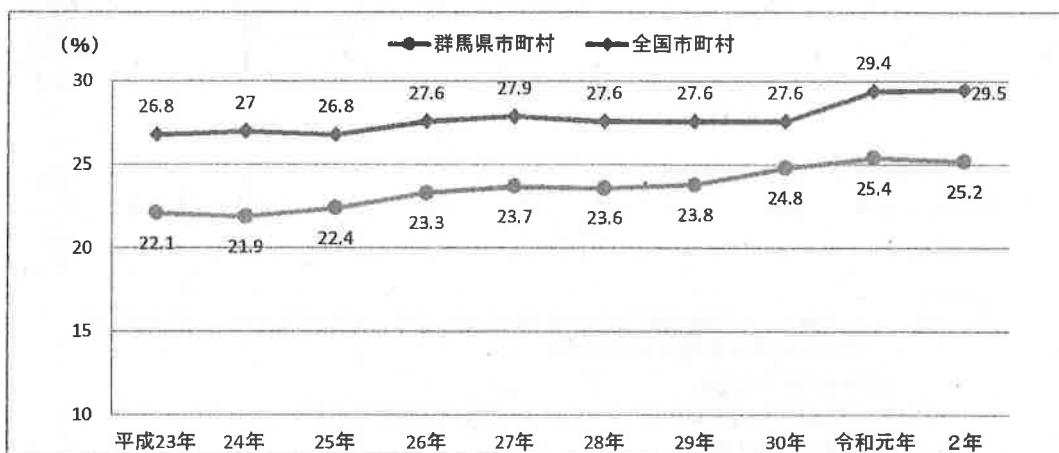
法律、政令及び条例により設置された審議会等委員に占める女性の割合は、群馬県21.6%(市22.6%、町村19.7%)、全国27.1%(市区28.8%、町村22.6%)であり、市・町村とも全国を下回っている。

図4-1 法律、政令及び条例により設置された審議会等の女性比率



審議会等委員の女性の登用について、群馬県では12市3町1村が目標値(30~40%)を設定しており、平均女性登用比率は25.2%となっている。

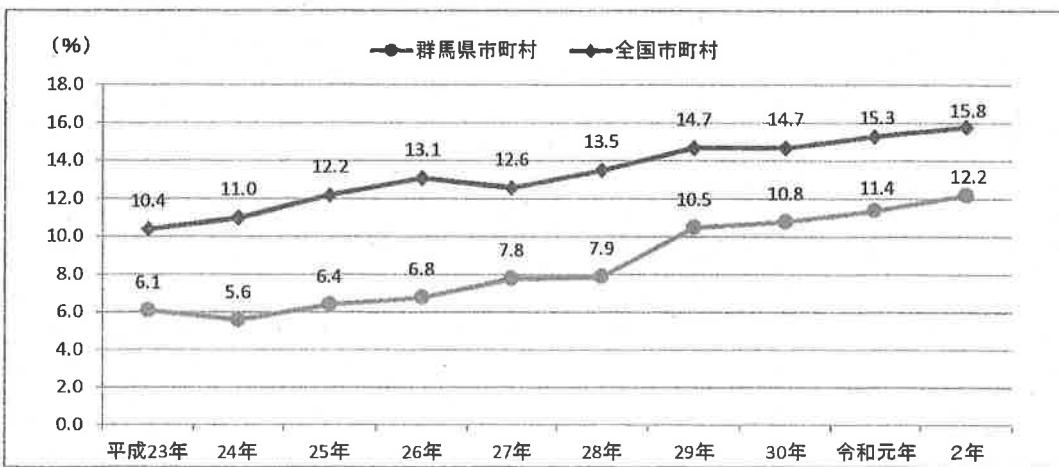
図4-2 登用目標のある審議会の市町村の女性委員比率



#### 5. 女性管理職の登用

県内市町村の管理職に占める女性の割合は12.2%であり令和元年に比べ0.8ポイント増加したが、全国平均15.8%を下回っている。

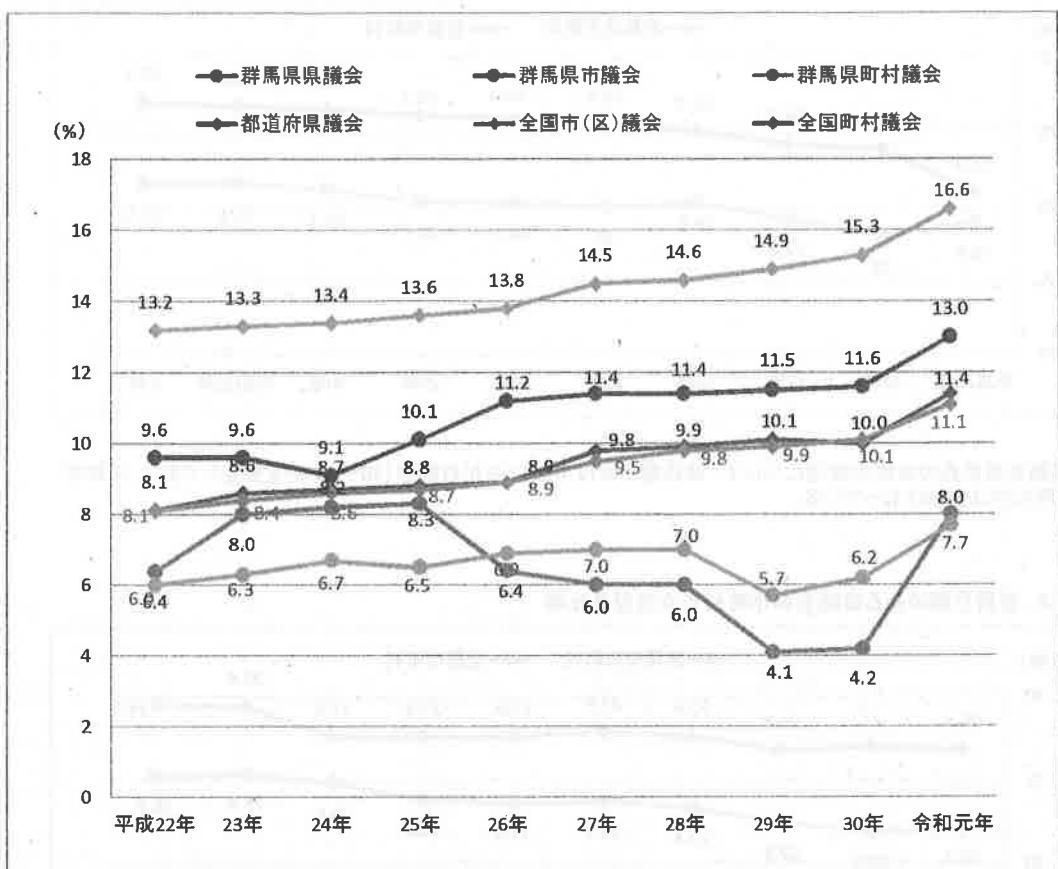
図5 管理職(課長職以上)に占める女性の割合の推移



(参考)地方議会における女性議員

地方議会における女性議員の割合について、群馬県議会は8.0%、市議会は13.0%、町村議会は7.7%、全国においては、都道府県議会は11.4%、市区議会は16.6%、町村議会は11.1%となっている。

図6 地方議会における女性議員の割合の推移



(備考)

図1～図5 1 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成  
2 各年4月1日現在

図6 1 内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調査」より作成

2 各年12月31日現在

## 第4部 県内市町村の状況

### 1 男女共同参画行政担当課一覧

市町村	担当課		連絡先	電話番号
前橋市	市民部生活課男女共同参画センター	371-0023	前橋市本町1-5-2 職員研修会館1階	027(898)6517
高崎市	市民部人権男女共同参画課男女共同参画担当	370-8501	高崎市高松町35-1	027(321)1228
桐生市	市民生活部地域づくり課女性活躍・多文化共生担当	376-8501	桐生市織姫町1-1	0277(46)1111 内317
伊勢崎市	市民部人権課男女共同参画係	372-8501	伊勢崎市今泉町2-410	0270(24)5111 内2202
太田市	市民生活部市民そうだん課人権・市民活動係	373-8718	太田市浜町2-35	0276(47)1912
沼田市	市民部市民協働課協働推進係	378-8501	沼田市下之町888	0278(23)2111 内3051
館林市	市民環境部市民協働課市民協働係	374-8501	館林市城町1-1	0276(72)4111 内687
渋川市	総合政策部政策創造課企画戦略・共生社会推進係	377-8501	渋川市石原80	0279(22)2396
藤岡市	企画部地域づくり課行政区支援係	375-8601	藤岡市中栗須327	0274(40)2211
富岡市	市民生活部市民課市民生活係	370-2316	富岡市富岡1439-1 あい愛プラザ2階	0274(62)8362
安中市	企画経営部地域創造課市民協働係	379-0192	安中市安中1-23-13	027(382)1111 内1027
みどり市	総務部企画課地域連携係	379-2395	みどり市笠懸町鹿2952	0277(76)0962
北群馬郡	榛東村住民生活課民生係	370-3593	榛東村新井790-1	0279(54)2211 内134
	吉岡町住民課協働環境室協働環境係	370-3692	吉岡町下野田560	0279(54)3111 内142
多野郡	上野村総務課総務係	370-1614	上野村川和11	0274(59)2111 内12
	神流町総務課企画係	370-1592	神流町万場90-6	0274(57)2111 内117
甘楽郡	下仁田町福祉課福祉係	370-2601	下仁田町下仁田682	0274(64)8803
	南牧村総務部総務課総務係	370-2806	南牧村大日向1098	0274(87)2011 内36
	甘楽町教育委員会社会教育課社会教育係	370-2292	甘楽町小幡161-1	0274(74)3131 内531
吾妻郡	中之条町企画政策課広報係	377-0494	中之条町中之条町1091	0279(75)8846 内242
	長野原町教育委員会教育課社会教育係	377-1392	長野原町長野原1340-1	0279(82)4517
	嬬恋村未来創造課企画係	377-1692	嬬恋村大前110	0279(96)1257
	草津町愛町部総務課庶務係	377-1711	草津町草津28	0279(88)0001
	高山村総務課庶務係	377-0792	高山村中山2856-1	0279(63)2111 内12
	東吾妻町企画課企画調整係	377-0892	東吾妻町原町1046	0279(68)2111 内2231
利根郡	片品村保健福祉課福祉係	378-0498	片品村鎌田3967-3	0278(58)2111 内265
	川場村総務課財政係	378-0101	川場村谷地2390-2	0278(52)2111 内113
	昭和村教育委員会事務局社会教育係	379-1203	昭和村糸井405-1	0278(24)5120
	みなかみ町市民福祉課住民・戸籍係	379-1393	みなかみ町後閑318	0278(25)5029
佐波郡	玉村町企画課企画政策係	370-1192	玉村町下新田201	0270(65)2511 内291
邑楽郡	板倉町福祉課子育て支援係	374-0192	板倉町板倉2682-1	0276(82)6134
	明和町介護福祉課福祉係	370-0795	明和町新里250-1	0276(84)3111 内153
	千代田町住民福祉課福祉係	370-0598	千代田町赤岩1895-1	0276(86)2111 内133
	大泉町企画部多文化協働課多文化協働係	370-0523	大泉町日の出55-1	0276(63)3111 内262
	邑楽町住民課住民相談係	370-0692	邑楽町中野2570-1	0276(88)5511 内161

(令和3年4月1日現在)

## 2 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況

市町村 (広域除く)	審議会等数 (うち女性委員を含む数(広域除く))	総委員数 (うち女性委員等数(広域除く))	女性比率 (%)	審議会等数 (広域のみ)	総委員数 (うち女性委員を含む数(広域のみ))	女性比率 (%)
				うち女性委員を含む数(広域除く)	うち女性委員等数(広域除く)	
1 前橋市	37	33	708	145	20.5%	-
2 高崎市	53	46	931	244	26.2%	-
3 桐生市	38	30	568	99	17.4%	-
4 伊勢崎市	34	29	679	142	20.9%	-
5 太田市	35	26	534	101	18.9%	-
6 沼田市	22	16	331	58	17.5%	2
7 館林市	47	32	563	134	23.8%	2
8 渋川市	26	21	368	103	28.0%	2
9 藤岡市	28	24	539	98	18.2%	2
10 富岡市	24	18	269	53	19.7%	1
11 安中市	30	27	411	132	32.1%	-
12 みどり市	27	22	339	84	24.8%	-
13 棚東村	7	6	102	23	22.5%	-
14 吉岡町	6	4	63	10	15.9%	-
15 上野村	7	4	80	17	21.3%	-
16 神流町	17	11	158	42	26.6%	-
17 下仁田町	10	8	118	17	14.4%	1
18 南牧村	11	7	111	17	15.3%	-
19 甘楽町	9	9	147	24	16.3%	-
20 中之条町	22	16	274	28	10.2%	3
21 長野原町	8	6	100	18	18.0%	-
22 嫁恋村	17	12	183	31	16.9%	-
23 草津町	15	8	199	30	15.1%	-
24 高山村	9	7	114	21	18.4%	-
25 東吾妻町	13	12	160	33	20.6%	-
26 片品村	18	16	240	39	16.3%	-
27 川場村	14	9	172	32	18.6%	-
28 昭和村	9	6	130	27	20.8%	-
29 みなかみ町	16	11	197	49	24.9%	1
30 玉村町	26	23	272	76	27.9%	-
31 板倉町	14	9	216	37	17.1%	2
32 明和町	15	14	244	48	19.7%	-
33 千代田町	12	11	147	36	24.5%	-
34 大泉町	24	21	282	94	33.3%	-
35 邑楽町	18	13	240	78	32.5%	1

(令和3年4月1日現在)

※法令・条例で設置されている地方自治法に基づく審議会等です。

①要綱等により設置されているものは含みません。

②女性委員のいない審議会等も含みます。

③介護認定審査会等複数の自治体を含む広域圏で設置している審議会等がある場合は、右側の欄に記入しています。

### 3 市町村男女共同参画計画・男女共同参画条例の策定状況

#### (1)市町村男女共同参画計画の制定状況

市町村	名 称	期 間	策 定 年 月
前 橋 市	前橋市男女共同参画基本計画（第四次） 後期計画まえばしW i n d プラン2014	H30年度～R3年度	平成30年 3月
高 崎 市	高崎市第4次男女共同参画計画	H30年度～R4年度	平成30年 3月
桐 生 市	桐生市男女共同参画計画	R3年度～R7年度	令和 3年 3月
伊 勢 崎 市	第3次伊勢崎市男女共同参画計画	R2年度～R6年度	令和 2年 3月
太 田 市	第3次太田市男女共同参画基本計画	H30年度～R4年度	平成30年 3月
沼 田 市	沼田市第4次男女共同参画計画	R3年度～R7年度	令和 3年 3月
館 林 市	第5次館林市男女共同参画基本計画	H29年度～R3年度	平成29年 3月
渋 川 市	第2次渋川市男女共同参画計画後期計画	H31年度～R7年度	平成31年 3月
藤 岡 市	藤岡市男女共同参画基本計画	H30年度～R9年度	平成30年 3月
富 岡 市	第3次富岡市男女共同参画基本計画	H31年度～R5年度	平成31年 4月
安 中 市	第3次安中市男女共同参画計画	H31年度～R5年度	平成31年 3月
み ど り 市	第3次みどり市男女共同参画プラン	R2年度～R6年度	令和 2年 3月
榛 東 村	第2次榛東村男女共同参画基本計画	H29年度～R8年度	平成29年 3月
吉 岡 町	吉岡町男女共同参画基本計画	H31年度～R5年度	平成31年 3月
大 泉 町	第四次大泉町男女共同参画推進計画	R3年度～R7年度	令和 3年 3月

(令和3年4月1日現在)

#### (2)市町村男女共同参画条例の制定状況

市町村	名 称	施 行 日
前 橋 市	まえばし男女共同参画推進条例	平成15年 4月 1日
高 崎 市	高崎市男女共同参画推進条例	平成21年 4月 1日
館 林 市	館林市男女共同参画推進条例	平成17年 4月 1日

(令和3年4月1日現在)

### 4 男女共同参画計画・女性のための総合的な施設設置状況（県・市町村）

#### (1)県

	名 称	設置年月	施設形態
群 馬 県	ぐんま男女共同参画センター 愛称：とらいあんぐるん	平成21年 4月1日	単独施設

(令和3年4月1日現在)

#### (2)市町村

市町村	名 称	設置年月	施設形態
前 橋 市	前橋市男女共同参画センター	平成26年 4月1日	複合施設
高 崎 市	高崎市男女共同参画センター	平成24年 4月1日	複合施設

(令和3年4月1日現在)

# 第5部 資料

## 1. 群馬県男女共同参画推進条例

(平成十六年三月二十四日条例第二十三号)

### 目 次

第一章 総則（第一条～第七条）

第二章 基本的施策（第八条～第十条）

第三章 男女共同参画の促進（第十一条～第十六条）

第四章 性別による差別の取扱いの禁止等（第十七条～第十九条）

第五章 群馬県男女共同参画推進委員会（第二十条～第二十二条）

### 附 則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

#### （基本理念）

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固徳的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることからかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

#### （県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （県民の責務）

第五条 県民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

ない。

#### （事業者の責務）

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

#### （年次報告の公表）

第七条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第二章 基本的施策

#### （男女共同参画基本計画）

第八条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとし、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、群馬県男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### （学習の機会の提供）

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画に関する学習の機会の提供に努めるものとする。

#### （施策に対する意見の申出）

第十条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県に意見を申し出しができるものとする。

2 県は、前項の規定による意見の申出を処理するに当たって特に必要があると認めるときは、群馬県男女共同参画推進委員会に意見を聴くものとする。

### 第三章 男女共同参画の促進

#### （附属機関等における委員等の構成）

第十一條 県は、附属機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合は、構成員の男女の数について、できる限り均衡を図るよう努めるものとする。

#### （県民等との協働）

第十二条 県は、男女共同参画を推進するため、市町村、県民及び事業者との協働に努めるとともに、市町村、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （地域・職場等における環境の整備）

第十三条 県は、男女が、その属する地域、職場その他の分野において、その個性と能力を十分に發揮し、対等な構成員として方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるために必要な環境を整備するよう努めるものとする。

#### （子育て環境の整備）

第十四条 県は、男女共同参画を推進するため、男女が、相互の協力と地域及び職場の支援の下に、安心して子どもを生み、育てられるよう、必要な環境を整備するよう努めるものとする。

(男女共同参画推進員の設置等)

第十五条 事業者は、事業活動における男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う者(以下「男女共同参画推進員」という。)を置くよう努めるものとする。

2 県は、男女共同参画推進員の活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告)

第十六条 県は、事業者に対し、この条例の施行に必要な限度において、男女共同参画の推進の状況について、報告を求めることができる。

#### 第四章 性別による差別的取扱いの禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第十七条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、異性に対する暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与える行為をいう。)を行ってはならない。

(相談体制の整備)

第十八条 県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された者に対して適切に対応するため、必要な相談体制を整備するよう努めるものとする。

(被害者の支援等)

第十九条 県は、異性に対する暴力的行為を受けた者に対し、必要な助言、自立のための支援、施設への一時的な入所等による保護その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 第五章 群馬県男女共同参画推進委員会

(設置)

第二十条 基本計画その他男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、群馬県男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織等)

第二十一条 委員会は、委員十五人以内で組織する。  
2 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験を有する者その他適當と認める者のうちから、知事が任命する。  
3 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、第一項に規定する委員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営事項の委任)

第二十二条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に定められている基本計画は、この条例に規定する手続により定められた基本計画とみなす。

## 2 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正 平成十一年十二月二十二日法律第百六十号

### 目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に關し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等

を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにあるから、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

い。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別の取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよ

うに努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。  
二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。  
三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。  
四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。  
一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者  
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者  
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。  
3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。  
4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることがある。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。  
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

### 附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。' (施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる從前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

### 附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

### 3 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世 界	日 本	群 馬
昭和50年 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年</li> <li>・国際婦人年世界会議開催（メキシコシティー）</li> <li>・「世界行動計画」の採択</li> <li>・国連婦人の十年('76~'85)宣言</li> <li>・ILO「婦人労働者の機会及び待遇均等を促進するための行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進本部設置</li> <li>・婦人問題企画推進会議設置</li> <li>・婦人問題担当室設置</li> <li>・「国際婦人年」日本会議</li> </ul>	
昭和51年 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO婦人労働問題担当室設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業法施行(対象；女性教職員、看護婦、保母)</li> <li>・民法等の一部を改正する法律施行（離婚後も婚姻中の姓を称することができる）</li> </ul>	
昭和52年 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画」策定</li> <li>・「国内行動計画前期重点目標」策定</li> <li>・婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要項決定</li> <li>・国立婦人教育会館開館</li> </ul>	
昭和53年 (1978)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画」第1回報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県各種婦人団体連絡協議会結成</li> </ul>
昭和54年 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連婦人の十年アジア太平洋地域政府間会議(エスカッ普)開催(ニューデリー)</li> <li>・「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活部婦人児童課に婦人対策係を設置</li> <li>・群馬県婦人問題懇談会の設置</li> </ul>
昭和55年 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連婦人の十年中間年世界会議開催(コペンハーゲン)、「後半期行動プログラム」採択</li> <li>・「女子差別撤廃条約」署名式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画」第2回報告</li> <li>・国連婦人の十年世界会議参加（「女子差別撤廃条約」への署名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新ぐんま婦人計画」の策定</li> <li>・群馬県婦人大学開催(第1回)</li> <li>・婦人国外研修実施(第1回中国)</li> <li>・群馬県婦人の集い開催</li> </ul>
昭和56年 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子差別撤廃条約」発効</li> <li>・ILO、家族的責任条約採択(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)(第156号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行(配偶者の法定相続分引き上げ等)</li> <li>・「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>	
昭和57年 (1982)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県婦人会議開催</li> <li>・婦人問題懇談会提言</li> </ul>
昭和58年 (1983)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人少年問題審議会婦人労働部会「男女雇用平等法審議」中間報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題懇談会報告書</li> <li>・婦人問題意識調査実施</li> <li>・中国婦人代表招へい(第1回)</li> </ul>
昭和59年 (1984)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナイロビ世界会議のためのアジア太平洋地域政府間準備会議(エスカッ普)開催(東京)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理府「アジア太平洋地域婦人シンポジウム」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国からの招請による婦人代表団派遣(第1回)</li> </ul>

年	世 界	日 本	群 馬
昭和60年 (1985)	・国連婦人の十年世界会議開催(ナイロビ)、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律の施行(父系血統主義から父母両系血統主義へ、配偶者の帰化条件の差異の解消) ・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女子差別撤廃条約」の批准	・婦人問題懇談会報告書 ・国連婦人の十年最終年記念群馬県大会
昭和61年 (1986)		・労働基準法一部改正施行(女子保護規定の緩和等) ・「婦人問題企画推進会議」にかけて「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ・「男女雇用機会均等法」施行 ・「国民年金等の一部を改正する法律」施行	
昭和62年 (1987)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和63年 (1988)		・労働基準法の一部改正施行(労働時間の短縮等)	
平成元年 (1989)	・1994年を国際家族年とすることを採択	・日本青年館で男中心の結婚観や人間関係を見直し自立した男になることを目指した「花婿学校」開講	・「群馬県における婦人対策について—西暦2000年に向けて男女共同参画型社会を—」報告書提出
平成2年 (1990)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・ILO、「夜業に対する条約」採択	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定	
平成3年 (1991)	・OECD(海外経済協力基金)「開発と女性配慮のための指針」策定	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改訂)」策定	・「新ぐんま2010」の中に女性対策を主要な柱として位置付け、策定 ・女性に関する意識調査実施 ・北海道・東北・関東甲信越地区婦人問題推進地域会議開催(水上町)
平成4年 (1992)		・「育児休業法」施行 ・「婦人問題担当大臣」任命 ・第2回アジア女性会議開催	
平成5年 (1993)	・国連総会で「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	・「第1回婦人問題に関する全国女性リーガー会議」開催 ・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行	・新ぐんまプラン委員会の設置 ・「新ぐんま女性プラン」の策定 ・「群馬県女性行政推進連絡会議」の設置

年	世 界	日 本	群 馬
平成 6 年 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「開発と女性」に関する第2回 アジア・太平洋大臣会議開催 (ジャカルタ)</li> <li>・国際人口開発会議開催 (カイロ)</li> <li>・ILO、「パートタイム労働に関する条約」採択</li> <li>・列国会議同盟 (IPU)「政治活動における男女間の不均衡是正のための IPU行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校での家庭科の男女必修完全実施</li> <li>・男女共同参画室の設置</li> <li>・男女共同参画審議会の設置</li> <li>・男女共同参画推進本部の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活課に女性政策室設置</li> <li>・「群馬県女性人材データバンク」の構築</li> </ul>
平成 7 年 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回世界女性会議開催(北京)、「北京宣言」と「行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO第156号条約(家族的責任条約)を批准</li> <li>・育児・介護休業法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ぐんま女性白書'95」発行</li> </ul>
平成 8 年 (1996)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO、「家内労働条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制審議会総会で「婚姻制度等に関する民法改正要綱案」(選択的夫婦別姓の導入)を決定</li> <li>・男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」を答申</li> <li>・「男女共同参画2000年プラン」策定</li> <li>・優生保護法を母体保護法に改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会をきずくための意識調査実施</li> <li>・「ぐんま女性白書'96」発行</li> <li>・新ぐんま女性プラン委員会提言(プラン後期について)</li> </ul>
平成 9 年 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会を、法律に基づく恒久的なものとして総理府に設置</li> <li>・男女雇用機会均等法、労働基準法等の改正(施行は平成11年4月)</li> <li>・参議院創設50周年記念「女性国会」開催</li> <li>・介護保険法公布(施行は平成12年4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ぐんま女性白書'97」発行</li> <li>・「ぐんまウイメンズ・ネット」発足(～H23)</li> </ul>
平成 10 年 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動促進法(NPO法)公布</li> <li>・男女共同参画審議会が「男女共同参画基本法」について答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ぐんま女性白書'98」発行</li> <li>・父と子の自慢料理コンテスト開催</li> <li>・「'98福島・群馬・新潟3県女性サミット」を新潟県で開催</li> </ul>
平成 11 年 (1999)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> <li>・「食料・農業・農村基本法」の公布、施行(女性の参画の促進を規定)</li> <li>・男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための県政参画講座開催(～H17)</li> <li>・「'99新潟・福島・群馬3県女性サミット」を群馬県で開催</li> <li>・10代からの発信事業実施</li> <li>・男女共同参画社会に関する県民意識調査実施</li> </ul>
平成 12 年 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性2000年会議」を国連特別総会として開催(ニューヨーク)、「政治宣言」と「成果文書」を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会から「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申</li> <li>・男女共同参画基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新ぐんま女性プラン委員会提言</li> <li>・「ぐんま女性白書2000」発行</li> <li>・「群馬・新潟・福島3県女性サミット2000」を福島県で開催</li> <li>・中華婦女連との交流20周年記念事業実施</li> </ul>

年	世 界	日 本	群 馬
平成 13 年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省庁再編により内閣府に男女共同参画局を設置</li> <li>・男女共同参画会議の設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ぐんま男女共同参画プラン」策定</li> <li>・女性政策室を男女共同参画室に改称</li> <li>・群馬県婦人会館を生涯学習課から所掌替</li> <li>・群馬県男女共同参画推進協議会の設置</li> <li>・群馬県各種婦人団体連絡協議会を群馬県女性団体連絡協議会に改称</li> <li>・ぐんま男女共同参画プラン委員会の設置</li> <li>・女性に対する暴力実態調査実施</li> </ul>
平成 14 年 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権男女共同参画課設置</li> <li>・群馬県女性代表団及び群馬県女性国外交流団が日中国交正常化 30 周年記念事業「日中女性北京の集い」に参加</li> </ul>
平成 15 年 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援対策推進法公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県女性会館内に「女性相談支援室」を設置</li> <li>・女性相談所を保健福祉課から人権男女共同参画課に移管</li> </ul>
平成 16 年 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止法改正・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県男女共同参画推進条例制定</li> <li>・群馬県婦人会館を群馬県女性会館に名称変更</li> <li>・女性相談支援室と女性相談所の両相談部門を統合し、女性相談センターを女性会館内に開設</li> <li>・群馬県男女共同参画推進委員会設置</li> </ul>
平成 17 年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 49 回国連婦人の地位委員会(北京 +10 )閣僚級会合開催(2~3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画基本計画(第 2 次)閣議決定</li> <li>・育児・介護休業法改正・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中華婦女連との交流 25 周年</li> <li>・「第 4 回世界女性会議 10 周年記念会議」派遣</li> </ul>
平成 18 年 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法、労働基準法の改正(施行は平成 19 年 4 月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「群馬県男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定</li> <li>・「ぐんま DV 対策基本計画」策定</li> </ul>
平成 19 年 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止法改正(施行は平成 20 年 1 月)</li> <li>・仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)憲章、仕事と生活のための行動指針の策定</li> </ul>	
平成 20 年 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画本部決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ぐんま DV 対策基本計画(第 2 次)」策定</li> </ul>

年	世 界	日 本	群 馬
平成21年 (2009)		<ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護休業法改正（施行は平成22年6月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>群馬女性会館閉館（3月末）</li> <li>4月1日「ぐんま男女共同参画センター」設置。一般利用開始</li> <li>5月1日</li> <li>女性相談センター、ぐんま男女共同参画センターに移転</li> <li>男女共同参画社会に関する県民意識調査実施</li> </ul>
平成22年 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）閣僚級会合開催（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画基本計画（第3次）閣議決定</li> </ul>	
平成23年 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連の既存のジェンダー関連4機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足（1月）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「群馬県男女共同参画基本計画（第3次）」策定（3月）</li> <li>男女間の暴力に関する実態調査実施</li> </ul>
平成24年 (2012)			<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談センター移転（3月）</li> <li>とらいあんぐるん相談室（男女共同参画センター）相談開始（4月）</li> </ul>
平成25年 (2013)		<ul style="list-style-type: none"> <li>DV防止法改正（平成26年1月施行）</li> </ul>	
平成26年 (2014)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「ぐんまDV対策推進計画（第3次）」策定（3月）</li> <li>男女共同参画社会に関する県民意識調査実施</li> </ul>
平成27年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）閣僚級会合開催（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍加速のための重点方針決定</li> <li>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立（完全施行は平成28年4月）</li> <li>男女共同参画基本計画（第4次）閣議決定</li> </ul>	
平成28年 (2016)		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍加速のための重点方針2016決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」策定（3月）</li> </ul>
平成29年 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> <li>67男女共同参画担当大臣会合（イタリア）開催（11月）</li> <li>「WAW!（国際女性会議）2017」（東京）開催（11月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍加速のための重点方針2017決定</li> </ul>	
平成30年 (2018)		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍加速のための重点方針2018決定</li> <li>政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日公布・施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県女性団体連絡協議会創立40周年</li> <li>「第4次ぐんまDV対策推進計画」策定（3月）</li> </ul>
令和元年 (2019)		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍加速のための重点方針2019決定</li> <li>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会に関する県民意識調査実施</li> <li>とらいあんぐるん相談室 時間変更（4月）</li> </ul>

年	世 界	日 本	群 馬
令和2年 (2020)	・第64回国連婦人の地位委員会 (北京+25)閣僚級会合開催 (3月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍加速のための重点方針 2020決定</li> <li>・災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災 ・復興ガイドライン～策定</li> <li>・第5次男女参画基本計画閣議決定</li> </ul>	
令和3年 (2021)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治分野における男女共同参画の 推進に関する法律改正（令和3年6 月16日公布・施行）</li> <li>・女性活躍加速のための重点方針 2021決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5次群馬県男女共同参画基本 計画」策定（3月）</li> <li>・「人権男女共同参画室」と「ぐん ま男女共同参画センター」を統合、 一体化し、「生活こども課男女共 同参画室（ぐんま男女共同参画セ ンター）となる</li> <li>・とらいあんぐるん相談室に「男性 電話相談」開設（4月）</li> </ul>

**群馬県男女共同参画年次報告書(令和2年度実績報告書)**

**令和4年2月**

**群馬県生活こども部生活こども課**  
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号  
電 話 027-226-2902  
F A X 027-221-0300  
U R L <https://www.pref.gunma.jp/>